

国際婦人年記念 日本婦人問題会議会議録

—男女平等と婦人の社会参加—



昭和50年11月5日・6日

労働省婦人少年局編

国際婦人年記念
日本婦人問題会議会議録

—男女平等と婦人の社会参加—

は　じ　め　に

国際婦人年を記念して開催された「国際婦人年記念日本婦人問題会議」は、数の方々の御協力を得て、「男女平等と婦人の社会参加」をテーマに、現代婦人問題を広い視点から論じ、多くの意義深い提言を得ることができました。

ここに会議の記録をまとめ、婦人問題に関心のある方々の参考に供します。これにより婦人問題に対して一層御理解を深めていただければ幸いです。

昭和51年2月

労働省婦人少年局

目 次

I	国際婦人年記念日本婦人問題会議開催趣旨	1
II	国際婦人年記念日本婦人問題会議会議録	5
1	開会式	5
2	講演、討議	15
(1)	記念講演	
	「社会進歩における婦人」	16
	国際連合国際婦人年事務局長 ヘルビ・シビラ	
(2)	シンポジウム	21
	「国際婦人年にあつての提言」	
(3)	特別講演	52
	「今日の婦人問題」	
	O E C D 婦人問題部会議長 シルバ・ゲルバー	
(4)	フォーラム	64
	「男女平等と婦人の社会参加」	
(5)	総括講演	100
	「明日にむかつて」	
	国際婦人年世界会議日本政府首席代表 藤田 九 幸	

I 国際婦人年記念日本婦人問題会議開催趣旨

1975年は、国際連合が「国際婦人年」と宣言し、「平等・発展・平和」の目標を掲げて、社会の全面的な発展のために、婦人が男子と平等な立場であらゆる分野に参加する必要性を強調し、婦人の地位向上のための特別活動を行うことを、広く各国政府・団体・個人に対して呼びかけた年であつた。

このよびかけは大きな反響をよび、この1年間、地方自治体、婦人団体、労働組合、婦人の小グループに至る様々のレベルで国際婦人年の趣旨に沿つた多様な行事、活動がとりくまれてきた。

そしてこの国際婦人年の記念行事として、総理府、労働省及び日本国際連合協会は「男女平等と婦人の社会参加」を主題に、11月5日、6日の両日「国際婦人年記念日本婦人問題会議」を開催した。会議は開会式と講演、討議の部からなつており、婦人問題を広い視野から討議するために、各界有識者、民間婦人団体の他、特に海外から二人の女性講師を招き、次のプログラムによつて実施された。

開会式には、天皇、皇后両陛下の御臨席を得た他、内閣総理大臣をはじめとする各閣僚、衆、参両院議長等が参列し、2日間の会議の傍聴者として、全国から1,600名の男女が参加した。

国際婦人年記念 日本婦人

11月5日(水) 第1日

司 会 NHKアナウンサー 川 上 裕 之

10.30～11.00 開 会 式

天皇皇后両陛下御臨席

開式の辞	労働政務次官	中 山 正 暉
式 辞	内閣総理大臣	三 木 武 夫
挨 拶	総理府総務長官	植 木 光 教
	労働大臣	長 谷 川 峻
	日本国際連合協会会長	小 坂 善 太 郎

天皇陛下 おことば

祝 辞	衆議院議員	栗 山 ひ で
	参議院議員	市 川 房 枝
	OECD婦人間部会議長	シルバ・ゲルバー
メッセージ	国際連合事務総長	クルト・ワルトハイム

天皇皇后両陛下御退席

11.05～12.00 記念講演

「社会進歩における婦人」

国際連合国際婦人年事務局長 ヘルビ・シビラ

閉式の辞 総理府総務副長官 松 本 十 郎

(休 憩 ・ 昼 食)

総合司会 NHKアナウンサー 加 賀 美 幸 子

13.30～13.40 会議運営について 労働省婦人少年局長 森 山 真 弓

13.40～16.00 シンポジウム

「国際婦人年にあつての提言」

上智大学教授	有 泉 亨
NHKアナウンサー	鈴 木 健 二
東京大学教授	中 根 千 枝
日本労働協会会長	中 山 伊 知 郎
ジャーナリスト	縫 田 晴 子
国際連合国際婦人年事務局長	ヘルビ・シビラ

問題会議 プログラム

11月6日(木) 第2日

総合司会 NHKアナウンサー 加賀美 幸子

10.00～12.00 特別講演

「今日の婦人問題」

OECD婦人問題部長 シルバ・デルバー

(休息・昼食)

13.30～16.00 フォーラム

「男女平等と婦人の社会参加」

司会 評論家 樋口 恵子

東京大学教授 堀 武 直

民間婦人団体

石井 あや子 奥山 えみ子

鈴 治 千鶴子 小島 ユキエ

清水 澄子 相馬 雪香

多田 とよ子 春永 信子

松浦 三知子 吉岡 初子

意見発表

伊藤 久野小田 八千代 妹島 長子

祖田 ちか子 藤田 栄

16.00～16.30 総括講演

「明日にむかつて」

国際婦人年世界会議

日本政府首席代表 藤田 たき

16.30 閉会

国際婦人年記念日本婦人問題会議開催要領

1. 趣 旨

国際連合は、今年、1975年を「国際婦人年」と宣言し、国際社会の進歩の上から、男女の平等と婦人の社会参加を促進する必要性を強調した。

我が国においても、急速に変転する今日の社会にあつて、婦人の果たす役割は、更に重要性を増しつつあるところから、国民各層の参加を得て、婦人の問題を広い視野から討議し、婦人の地位向上に資するため、国際婦人年行事として開催する。

2. 名 称 国際婦人年記念日本婦人問題会議

3. 主 題 「男女平等と婦人の社会参加」

4. 主 催 総理府 労働省 日本国際連合協会

5. 後 援 法務省 外務省 文部省 厚生省 農林省 自治省

経済企画庁 日本放送協会 日本新聞協会 日本民間放送連盟

6. 協力を依頼する機関、団体

婦人団体 青年団体 労働団体 経営者団体 社会福祉団体 職能団体
文化団体 報道機関 その他各界の関係機関、団体

7. 日 時 昭和50年11月5日(水)～6日(木)

8. 場 所 東京 東京プリンスホテル

9. 会議内容

第1日 開会式 講 演 討 議

第2日 講 演 討 議

Ⅱ 国際婦人年記念日本婦人問題会議録

1 開 会 式

内閣総理大臣 式辞

内閣総理大臣

三木武夫

天皇、皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、内外貴賓多数の御参列を得て、本日、ここに「国際婦人年記念日本婦人問題会議」を開催いたしますことは、私の心からの喜びとするところであります。

国連が本年を「国際婦人年」と指定して、婦人の地位の向上と、平和と繁栄に対する婦人の貢献とを呼びかけたことは、まことに意義深き試みであります。

今日、人類が直面している問題は、政治、経済、社会のいずれを問わず、すべて一国だけで処理できるものではなく、国際連帯の精神をもつて対処しなければならぬものばかりであります。

わが国も国連の呼びかけと、それに基づくメキシコ会議の世界行動計画とに応えるべく、内閣に「婦人問題企画推進本部」を設け、内閣総理大臣自身が本部長となつて、鋭意努力する決意と体制を固めました。

わが国の婦人の地位向上のための運動には、涙ぐましくもまた、輝やかしき奮闘の歴史がありました。その歴史と経緯を一そう発展させなければならぬのが現代の責任であります。

私は福祉国家の強力なる推進者ですが、同時に、どんな境遇になつても、自尊と自力、公正の精神をもつて自分自身を支えていく力を備えることが、人間解放、ひいては婦人の地位向上の基本課題だと思つています。そのためには、だれでも能力の開発と技能の訓練の機会を公平に享受できるような社会づくり、言い換えれば、あらゆる種類の教育の機会を公平に享受できる自由、民主、平和の社会づくりを目指さなければなりません。それは政治の責任であります。私はその責任を回避しません。

しかし、同時に、主権者の半分以上を占めておられる婦人の政治に対する理解と政治に対する協力が、きわめて重要であることにも思いをいたされんことを全日本の婦人に訴えたいのであります。

本日、国際婦人年のこの年に当たり、国民各層の参加を得て開催されたこの会議において、広い視野から婦人問題に対する討議の成果が得られますよう、切に希望し、私の式辞といたします。

挨

拶

総 理 府 総 務 長 官

植 木 光 教

天皇、皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、本日、このような盛会裡に国際婦人年記念日本婦人問題会議を開催することができましたことは、主催者としたしまして、大きな喜びであります。

本年は、国際連合の直言いたしました国際婦人年であります。我が国においては、婦人参政30周年の年にも当たっております。

この30年という比較的短い期間に我が国は、民主国家としての地位を確かなものとするともに、男女平等を基本原理のひとつとする憲法の制定をはじめ、諸制度の改革により、婦人も、経済、社会、文化のあらゆる面で、社会の発展に貢献することができるようになりました。そして、今日、婦人の果たす役割の重要性は広く認識されつつあります。しかし、この発展が急速でありましたために、社会通念や慣行の改変が十分に果たされず、現実の問題としては、なお、婦人の十分な社会参加を実現する上での障害が多く残されております。

このような状況において、国際婦人年を契機として、国会をはじめ各方面から、婦人の地位向上、福祉の増進についての施策を政府が一九となつて推進するよう強く要請されております。

この意を受けて、このたび、閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を新たに設置し、婦人に関する施策の総合的な推進の場として、関係各省と緊密な連携をとりながら、積極的な施策の展開を図つてまいることとなりました。私も副本部長として、なお一層、婦人の地位向上、福祉の増進に努める所存であります。

急速に変転する今日の社会にあつて、婦人の果たす役割は、更に重要性を増しつつあることから、本会議において、今日の婦人の問題と今後のあり方を討議することは、極めて意義深いこととあります。活発な討議を通じて、実りある成果が得られることを希望し、かつ、確信するものであります。

最後に、本会議の開催に当たり、御協力をいただきました関係各位に対し、厚く御礼申し上げ、私の御挨拶といたします。

挨拶

労働大臣

長谷川 峻

本日、天皇、皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、遠路外国より国際連合国際婦人年事務局長のヘルビ・シビラ女史、並びにDRC婦人問題部会議長のシルバ・ゲルバー女史をはじめとして、多数の方々の御出席を得て、国際婦人年記念日本婦人問題会議を開催することができましたことは、主催者として誠に喜びにたえません。

本年は、国際婦人年として、男女の平等を実現し、社会の進歩と国際協力への婦人の貢献を促進するための活動が、世界的規模で行われております。

我が国においても、さきに、メキシコで開かれた、国際婦人年世界会議に代表団を派遣するほか、政府、地方自治体、民間のレベルで、その趣旨に沿った活動が活発に行われてまいりました。

現在、我が国におきましては、憲法をはじめとする諸法制は、男女の平等を保障しており、これは世界に誇りうるものでありますが、実際面では、なお解決すべき問題が残っていることを認めざるをえません。

人口の半数を占める婦人の権利が尊重され、その持つ能力やエネルギーが十分発揮されることは、日本社会の真の繁栄のためにも重要であると考えますので、婦人の可能性を十分に生かすことのできる環境をつくるために、私は今後一層努力してまいりたいと存じます。

「男女平等と婦人の社会参加」というテーマをかかげる本会議が、国際婦人年の目標を実現するための有意義な会議となることを、主催者の一人として期待するものであります。

最後に、御協力いただきました関係の方々に対して、心からお礼申し上げ、私の御挨拶といたします。

挨拶

挨拶

日本国際連合協会々長

小坂善太郎

ここに、天皇、皇后両陛下の御臨席を仰ぎ国際婦人年記念日本婦人問題会議を開催いたしますにあたり、主催者の一人として御挨拶を申し上げる機会を与えられましたことは、私の最も光栄とするところであります。

御承知のように、国連は、本年を国際婦人年と宣言いたしました、それは婦人の地位の向上が人口、食糧、資源問題などと同じように、全世界的な問題だからであります。

今や多くの世界問題を解決する上で、世界人口の半数以上を占める婦人の参画が必要になりましたが、それには婦人の地位の向上という国際意識が高まらなければならないと思います。メキシコにおいて開催されました国際婦人年世界会議はそのよい例証であります。

国連は政治、経済、社会、人道、文化などの各分野において幅広い活動を行っておりますが、創設以来、婦人の地位の向上に熱心に取り組んで参りました。この方面における国連のたゆまない努力が高く評価されて然るべきであると存じます。

日本はいまから19年前に国連へ加盟いたしました、その後、加盟国としての責任を果たしつつ、国連における地位は向上いたしております。それだけに、日本の国連に対する協力もまた、増強されなければなりません。本年は国際婦人年に当たるとともに、国連30周年にも当たりますので、本協会は地方支部と協力して各種の事業を展開して参っておりますが、皆様方の御理解と御協力を御願ひして私の挨拶といたします。

天 皇 陛 下 お こ と ば

本日、ここに国際婦人年記念日本婦人問題会議の開会式に臨み、諸君と親しく一堂に会することは、誠に喜びに堪えません。

我が国が近代国家としての発展をつうじて、経済、社会、文化等の各分野にわたつて、婦人の寄与してきた業績は大きなものがあります。

国際連合が、世界の婦人の地位向上をめざして本年を国際婦人年と定めたことは、大変意義のあることと思います。この会議の開催に当たり、全国民が、婦人の果たす社会的役割の重要性を認識し、婦人のもつ優れた能力を生かして、我が国の繁栄と、人類の進歩発展に一層努力するよう、切に希望します。

祝

辭

衆議院議員

栗山ひで

本日、天皇陛下、皇后陛下の御臨席を仰ぎ、また、衆・参両院議長はじめ、各閣僚、外国から
ヘルビ・シビラ女史、シルバ・ゲルバー女史を迎え、国際婦人年記念日本婦人間題會議が盛大
に開催されるに当り、お祝の言葉を申し上げることを心からうれしく存じます。

本年は国際婦人年の趣向にそつて政府をはじめ國民各層において活発な活動が行われておりま
すことは誠に強く御同慶の至りでございます。思いますに、男女平等をすすめること、ならび
に國民生活の全ての面に婦人が参加する機会を拡充することは、社会全体のしあわせのために、
ぜひ必要なことでありますが、我が国の現状は残念ながら満足すべき状態とは言いがたく、これ
は女性についての考え方男女の役割についての根深い伝統、社会慣習などによるところが大きく、
また女性自身も伝統慣習にいつの間にかとらわれていることが多いのであります。この機会に我
が国社会全体としての反省とともに、婦人があらためて自覚しなければならぬと思います。

国会におきましては、去る6月婦人の社会的地位の向上をはかる決議を採択いたしました。政
府におかれても婦人の地位向上のための具体的な施策をすすめその実効をあげるよう期待するも
のであります。国際婦人年はむしろ、これからの長い努力のはじまりであることを肝に銘じ、本
日ここにお集りの皆様をはじめ全國民が国際婦人年を記念して開催されるこの會議を機に、婦人
の地位向上のため一層の努力を続けることを念じて、私のお祝いの言葉といたします。

祝 辞

参 議 院 議 員

市 川 房 枝

婦人の地位の向上を望む婦人達の運動に対し、かつては、政府、警察からはなほだしく非難弾圧されたものでした。

しかるに本日は政府自身の主催で、天皇、皇后両陛下の御臨席の下に、男女の平等、開発、平和への婦人の参加を目標とする、国際婦人年の国内式典が行われるにいたりましたことは、まことに感慨の深いものがあります。

参議院においても去る6月、私共、全婦人議員の発議により「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」が満場一致で可決されましたが、これまた今迄になかつたことでございます。

しかし、式典や決議だけでは婦人の地位の向上は実現しません。そのための政府の行政、施策が必要であり、国会での立法が伴わなければなりません。政府が先般「婦人問題企画推進本部」を設置されたことはその第一歩として評価しますが、三木本部長をはじめ全部員が男子のみであり、その将来に希望が持てません。

もちろん婦人の地位の向上、男女平等は、私共婦人自身の問題であります。単に妻であり、母であるだけでなく、その前に一人の女性としての自覚を持ち、責任を果たすべきであります。

男子と平等の参政権が与えられて30周年、男女平等を規定した憲法が公布されて29周年になるのに、男女の平等には、程遠い日本の現実を遺憾に存じます。

男女平等の問題は今や、国際問題となりました。今日の式典を機会に、私共も政府と協力、その実現に一層の努力をすることを誓い、祝辞といたします。

祝 辞

OECD婦人問題部会議長

シルバ・ゲルバー

天皇、皇后両陛下、首相初め主催者、御出席の皆様

本日、ここに御出席の方々並びに主催者の方々に、カナダ政府からの心からのお祝いを申し上げる機会を得ましたことは、私の非常に喜びとするところであります。又、私がこの国際婦人年記念日本婦人問題会議にお招き頂きましたことをこの機会に御礼申し上げたいと存じます。

日本とカナダは工業国として共通の関心事をもち、従つて又、直接、間接に工業化から起つてくる多くの問題を、婦人の地位に関係あるものを含めて、共通にもつております。両国は、はるか海をへだてながらも隣国でありますだけに、社会慣習の変革をすすめる方法を見出し、それをこの急速に変化しつつある今日の世界の歩みにあわせていこうという努力の中にも共通の面が見られます。両国ともその国民に豊かな満足すべき生活を保証することをねがつており、また同時に経済発展のために婦人を含むすべての人々の能力が十分に発揮されることをねがつております。

我々の問題はその社会的背景や文化的遺産の違いにより幾分の相違はありますが、婦人の地位については、基本的には問題が同じであることを知りました。国際婦人年は、変化する社会経済に対応する諸方策をすすめるためのよい機会となつたと考えます。

この意味から、今ここに開かれようとしているこの会議も、特に意義深いものと思います。両陛下を初め国民によつて選ばれ責任ある指導者の地位にある方々がここに御出席になられたことは、非常に重要と考えます。この方々が御出席になつた事実によつて、日本国民はもちろんアジア地域の諸国民、又国際協力のために尽力している人々が、日本が婦人の地位向上のためにより良い世界を築く努力の先頭に立とうとしていることを理解するでありましょう。

この会議を企画されたその先見と、日本国民が社会進歩をすすめるこのような啓発的な会議をもたれたことに心からお祝い申し上げるものであります。

メ ッ セ ー ジ

国際連合事務総長

クルト・ワルトハイム

代読 国際連合国際婦人年事務局長

ヘルビ・シピラ

本日この意義ある会議にあたり、御出席の皆様にお心からのお喜びを申しあげる機会を得ましたことは、私の最も欣快とするところであります。国際婦人年の成果は、各国の国内活動の如何にかかっております。したがって、この日本婦人問題会議は、婦人に対する差別撤廃のための今後の活動の基礎を築く力となるであります。いうまでもなく、1年だけでこの目標を達成できるものではありません。国際連合は、様々の差別撤廃に立ち向つていますが、それはしばしば微妙な、眼にみえないものであることが多く、長年の慣習や伝統に深く根ざしているものであります。実にこの表面に現れない差別こそ克服が困難なのであり、これこそ我々がその撤廃のために努力しなければならないものなのであります。国際連合は、このような闘いにさらに力を加えるために、1975年を国際婦人年と宣言したのであります。

国の発展、人類の福祉、平和のためには、婦人の最大限の参加を必要とします。しかし、この原則が具体的な行動に移されていることは稀であります。世界人口の半数を占める婦人は、世界労働力人口の3分の1を占めているにすぎません。しかもこれらの婦人達は、大部分未熟練労働者で、職場での地位も低く、収入の最も低い層に属しております。管理的あるいは専門的職業についている婦人の数は未だ非常に限られております。

国際婦人年のために、全世界の男女が集り様々の会を持ちました。今初めて、各国政府は、婦人の地位を真剣にとりあげるようになり、今日世界が直面している大きな問題 — 食糧、文盲、大量貧困、失業、人口変動、環境、幼児死亡、その他 — 等は、婦人の地位が変わらない限り解決されないことを認識しはじめました。社会の姿勢に根本的変化が起つた時に初めて婦人はその能力を伸ばし、社会に対し責任をもつことができるのです。

このメッセージを送るに当り、国際婦人年の目標達成のためには、国際連合は、加盟国及びすべての関心ある方々の協力と参加にまつところが大きいことを強調したいと思います。国際連合は、この会議の開催を歓迎し、その効果が永く続くことを確信するものであります。

2 講 演 ・ 討 議

(1) 記念講演

「社会進歩における婦人」

国際連合国際婦人年事務局長

ヘルビ・シビラ

本年1975年は、国際連合総会によつて国際婦人年と宣言されましたが、婦人の地位、条件、社会における婦人の役割に焦点を当てた、人類の歴史において最初の年であります。

国際婦人年のプログラムは、次の三つの主要問題に選ばれました。すなわち第1には、女性男性平等の権利、機会、責任、第2に男性の平等なるパートナーとして婦人が社会生活に十分参加すること、第3に婦人が国家間の友好関係及び国際平和促進のため、今後ますます寄与していくことであります。

こういう問題に対して世界中で婦人の間のみならず、社会全体として大へん関心が盛り上がったことは、その必要性を十分証明しております。国家、地域及び国際的段階で現状の調査がなされました。また現在までに目標の到達を阻んだ障害は何であるかを認識し、各段階で作成された具体的計画を認識するためにいろいろ力を合わせたこと自体が、本年行われている強化活動の証明であります。

私どもは、今年の目標はどの項目をとつても、それ自体は特に目新しいものではないという点に留意しなければなりません。すべての人間の平等は、30年前に国連憲章の序文及びその幾つかの条項に示されております。発展における婦人の十分な参加は、第二次国連開発の10年の主

講 師 紹 介

フィンランド生れ

ヘルシンキ大学法学部卒業

弁 護 士

国連婦人の地位委員会フィンランド代表

1972年国際連合事務局事務次長補に就任

1975年国際連合国際婦人年事務局長

要目標の一つとして、5年前に採択された国際開発戦略にも盛り込まれております。さらに婦人が政治上の権利を与えられて以来、国家間の友好関係と国際平和の促進に十分に寄与できただけでなく、そして婦人は過去80年間に漸次参政権を得て、今日では参政権がまだ婦人に与えられていない国は、あますところわずか9カ国となりました。

このように一時的に承認された原則がもしすでに実行に付されておりましたならば、今年のよりの集中活動を起す年は不必要でたでしょう。国際婦人年はいままで到達できなかった目標を、それが何であつたかを認識するのに役に立つただけではありません。さらに社会における婦人の条件と役割について、また特に全体的な経済社会の進歩も含む国家の、また国際的諸問題の相互関係についての把握がいかにいまで浅かつたかという実情を認識するのに役立つたのであります。

婦人と社会の進歩を関連づける方法は、種々あると思います。しかし、最も際立つた方法としては、一体女性なしで社会がどれほど発展できるかと考えてみることもかもしれません。そう考えてみますと、あまりに当然のこととして忘れがちであつた現実問題に対して私たちの目を覚まさせると思います。しかし、もしも経済的發展にせよ、社会的または人間的進歩にせよ、婦人がいなければ何の進歩もないと言つたら、それに対して異議を唱える人はまずないと思います。人間が子供をつくることは、男と女の共同作業であることは認めているのに、進歩発展のためには同じように婦人の役割も重要であることは気がつかないことが、多々あるのだと思います。

他方、国家に対して最も重要な人的資源を提供するという婦人のこの重要な機能が、一番身近な家族というサークルの外にひとたび出ますと、その社会での活動は、婦人をしてあらゆる差別、あらゆる不十分を参加、あらゆる不公平をその基盤に置いてしまつているのであります。さらに驚くことには、この機能が大変無視され、見下げられ、単に女性の持つ一つの機能としか考えられておりません。しかもそれに対して女性が責任をとるべきであり、そういうことに関する問題は自分で解決すべきだと考えられているのが現状です。

しかし、人間の生殖作用における婦人の機能が急に国家的または国際的問題として脚光を浴びることになつたのは、二つの理由があります。出生率が低下し、年齢構造が急激に変化しつつある国において、雇用と社会福祉に関する新しい問題が、特に婦人労働者に關する問題が起こつてまいりました。そこで健康対策とか育児施設とか有給出産休暇のような奨励制度を設け、ときには父親に対する出産休暇をえ与えとか、職場復帰を保障する無給休暇とか、母親の給与、家族手当などを出して子供を産むことへの関心を高め、少なくとも社会全体が必要とする平均児童数は、それぞれの家族に持たせようと考えられております。ところが、反対に急な人口増加が発

展への障害と考えられ、一家族当たりの平均児童数を何とか少なくしようという努力をしている国々もあります。

どちらの場合も、そのカギを握るのは婦人です。しかし、婦人の行動が社会の必要性和合わないこともよくあります。一方では國家は自國の人口政策を決定する権利を持ち、他方、個人は子供の数と、出産間隔を自由に責任を持つて決定する権利を持っています。しかし、この二つはかならずしも矛盾するものではありません。自由かつ責任ある決定とは、母親や子供の状況又はその他の家族の人々の状況、社会全体の種々の必要性を考慮して決めてほしいものであります。また各自がその必要性に関して情報をとる手段を十分に知つて、その上で眞の決定をしてほしいと願わずにはいられません。しかし、現実にはその状況はどうでしょうか。工業国では婦人は平均してかなり高度の教育を受け、個人が意志決定を容易に行うためのいろいろなサービスや、そのための奨励策もあります。大多数の婦人は、家族や地域社会の必要性に応じて行動するための知識も手段を持っています。しかし、個人が個人と社会の必要性に応じて行動する際に、個人の意志決定と社会の機能が効果的に働くのを妨げるのは、やはり男性、女性の態度そのものであると思います。

人口増加率が経済社会開発のおもな障害の一つと考えられる発展途上国では、現在の人口増加を抑制する上での婦人の重大な役割をはつきり示しています。現代の環境では婦人の生殖行動を変えることはたやすいことではありません。子供を産むことは自分できめられるのだということや、そのための必要な情報や知識さえ、そのための手段は別としても、もともと不足しているのです。しかし、情報や知識や手段だけでは十分ではありません。少人数の家族構成を求める眞の動機づけをしなくてはなりません。かりに無学で、そして老後は大ぜいの子供たちに頼つて、経済的、法律的、社会的、文化的にも依存するつもりで婦人がいて、そしてその家族や地域社会におけるその婦人に対する尊敬の念は、子供の数の多いことで、特に男の子の数が多くてできまるとしたならば、小家族に対する動機づけをしようとしてもむずかしいと思います。そういう婦人の依存性は、生活様式を変える可能性を得るチャンスを失わせてしまいます。それに子供の死亡率が高いので、大ぜい産んでおかなければならない、そうすれば何人かが助かると考えられているのです。

世界各地で社会情勢が悪化しつつあると思います。環境、食糧、文盲、大量貧困または失業、人口変動、児童の死亡率の問題であれ、世界的規模の大問題でも、もつと小さな問題でも、婦人の地位が変わらない限り、改善されないことだけは確かであります。

時間は私たちの味方ではありません。現在の傾向を変えるには、今日行動を起こさなければなりません。本年の国際婦人年が全世界に対して最も貢献できたことの一つに、婦人の地位と、先

ほど申上げた今日の世界が直面する深刻な諸問題には、相互関係があると認識させたことです。しかし、認識だけでは十分ではありません。この相互関係をさらに徹底的に分析するデータ、が必要なのです。

特に国際婦人年である今年は、国家、地域、世界の各段階でいろいろな研究が行われましたが、それが大変有効でした。たくさんの文書が用意され、特に既存の研究をもとにして世界の婦人の現状に関して述べた国際婦人年の世界会議の文書がいろいろと作成されました。国家、地域、世界の各段階の主催で問題を改善するための行動計画も準備されました。

メキシコの世界会議で採択された世界行動計画は、男女の平等の権利、機会、責任をすべての分野で得るための方法、特に教育、雇用、民法、政治参加の面で得る方法をはつきり規定した最初の国際文書であります。またその行動計画は、婦人の健康、特に子供に直接影響する母親の健康改善策も提案しております。また農村、漁村、山村の開発と人口問題にも言及しており、一言で申しますと、いかに婦人を社会生活の場で発展させるかという方法を提案しています。

この計画は、すべての人がその実施に携わる必要性を強調しています。これは政府及び非政府機関組織及び個人、男性及び女性のすべての責任であると同時に、国際連合のもとに世界的規模または地域のすべての機関が、個々それぞれに、あるいは共同に行う責任があります。地域行動計画は、すでにアフリカとアジアと太平洋の各地域で採択されており、国連の経済委員会が地域レベルでの計画を実施する際に役立つでしょう。

その際、計画実施がどれほど効果があるかについては、いささかの疑義もあるかとは思いますが、今日の世界の諸問題を解決するためには、まず計画を実施しなければなりません。これは婦人の地位や条件を是るかに越える大きな問題ですが、婦人はそういう大きな問題解決にも参与すべきであり、そしてそれが必ず役に立つと思います。

最近、世界の経済状況を改善する緊急計画を世界的レベルで準備するために、また先進国と発展途上国の格差を是正するために、いろいろな努力が行われてまいりました。ところが残念なことに、社会の進歩発展については、ほとんど注目されないのです。しかし、この問題も国際連合の能力を、経済社会開発並びに関連する国際協力の分野で改善するよう、研究部門として取扱われるようになりました。

他方、国際連合総会第7回特別会議では、婦人問題、特に母性問題としての婦人問題を扱って満場一致で採択された決議は、わずか一つの節のそのまた一部分でありました。しかし、これは数少ない非常に貴重な点の一つに関するもので、今後の発展の要となると思います。この重要な会議では、決定権を持つ代表1444名の中で、婦人はわずか77名と大へん少なく、その中で

も実質的審議に参加した婦人はさらに少なかつたのです。「婦人よ、一体みなさんはどこにいるのか」と問いかけたほどでした。

私たちが経済的、社会的状況の改善と、それからすべての人々の生活の質の向上を目指す戦いを勝ち取ろうとするならば、婦人自身も積極的に参加しなければなりません。私たちの受身の態度は、現在の不満足な状態を委任することになり、ひいては将来も悪化することになるでしょう。私どもの積極的参加は、私たち自身の意志というよりも、私たちは男性とともに地域社会と国際社会全体の責任を十分に分かち合わなければならない、という義務があるからです。それによつて参加しなければならないのです。これはちょうど私たちが男性に対して家族の幸福のため、物質的に世話をするだけでなく、私たちの子供や新しい世代全体のため、また全社会のため行動によつて責任を示してほしいと願うのと同じように大切な義務であります。

30年間、婦人は国際連合の枠内において平等の権利を主張してきました。法的手段及び理論上は、目標もかなり達成できましたが、実際面ではまだまだであります。そこでみずから戦わずしてだれが一体平等を与えてくれるのか、なぜ今までそれを待つていたのかと、私たち自身に問いかけなければなりません。差別され、抑圧されたグループで、みずからの戦いに戦わずして変化をもたらすことができたものはいままでありません。婦人も他から学ばなければなりません。私たちの力を国内で、また国際的に結集しなければなりません。これは男性に対して結集するのではなく、男性とともに私たちすべてが住むもつと人間的な社会を築くために団結しなければならないのです。

国際連合総会は、いまや国際婦人年及び世界会議に関する報告書の討議を開始しようとしています。そして婦人と開発に関する10年が宣言されることになりましょう。そうなればあらゆる機会を利用して集中活動を継続できますし、そして私たちが必要とするのは、行動を起こすための政治的な意志であります。私どもの失敗は許されません。ご清聴ありがとうございました。

(2) シンポジウム

「国際婦人年にあつての提言」

有 泉 享（上智大学教授）

鈴 木 健 二（NHKアナウンサー）

中 根 千 枝（東京大学教授）

中 山 伊知郎（日本労働協会会長）

綾 田 晴 子（ジャーナリスト）

ヘルビ・シピラ（国際連合
国際婦人年事務局長）

鈴木 婦人問題というのは、たいへん広いもので、家庭の中の家事の分担をどうしようということから、教育の問題、社会福祉の問題、それから世界中が手を取り合つてどういうふうにしていこうかという問題まで、小さいところから大きいところまでたくさんあるわけです。そして、参加していらつしやるみなさんも、それぞれ婦人問題に対する考え方というのは違うわけですね。

たとえば、この中に男女平等のことを考えると、もうはらわたが煮えくりかえるぐらいに腹にさわるかたもいるでしょうし、それから女もまあ悪くないという人もいるというように。

また、法的に白か黒かというように決めなければならない問題もありますし、あるいは長年の習慣とか、男女の生理的な構造の違いだとか、それから感じ方の違いであるとか、あらゆる要素がこの婦人問題の上にかかつてまいります。

ですから、そういうものを一体どこからどういうふうに解きほぐしていかなければならないかということです。

みなさんのお顔を拝見しますと、長年家庭を営んでいらつしやる方のようにお見受けいたしますが、たとえば、その家庭の中でも、日本一国をとりましても、大きな変化がございます。

戦前は必ずお父さんは上座で食事をしたものです。この頃はテレビが見やすいとか、ねところがつても邪魔にならないところで食べているわけです。また夕食にしても、お父さんには、必ず一品よけいにつけたものです。ところが、今は子供のほうが大きい魚を食べたりする。それだけ変わってきた。

こういうふうに、では、男女の問題はいつたいつ頃から始まったのか、これについて、中根先生いかがですか。

人間が家庭を持ち始めた当初は、男は男、女は女というそれぞれの分担はあつても、同じようなところから出発したのではないかと思いますかね。

中根 生産活動が最も低い段階ですと、男女ほとんど変わりません。

たとえば、オーストラリアの原住民の間では、男の人は彼らの食糧とする獲物を求めて、朝から晩まで探してまわるのです。女の人は近くにある獲物の中から少しでも食べられるものを採集するわけで、毎日コンスタントに食糧を集めるのです。男の人はたまには大きな獲物を持てきますけれども、何もとれないで帰ってきたりします。

したがって、長い目で見ると、女の人の働きの方が安定していて、人類学者の調査によると、大体彼らの食糧の70%は女の人の働きで支えられて家族がつつがなく生きている。

男女の地位も働きに相当関係がありますから、一番未開な段階では、ほとんど変わりがなかったと思うのです。

それから少し余裕がある段階に入ると、あまり遠くまで行かなくても、近くでいろいろ食糧が生産されるようになります。つまり、農耕が始まり、更にそれが本格的になると、男性が本気になつて働き始める。どうもその頃から男の人がだんだん強くなつてきたようです。

更に遠隔地との取引をするようになって、領土が大きくなつて遠くの人たちを支配するというように、活動が広範になつたところから男の人たちが前面に出てきたと思われるのです。それは、女の人は出産とか育児のためにあまり遠くへ行くには適さないということに関係していると思われます。

鈴木 日本でいうと、それはかなり昔のことでしょうか。

中根 そうですね。奈良朝といえますか、歴史が始まったころはもう政治体制ができていますから、中央では、男子の活動が中心になつていますが、農民のレベルでは、大体平安朝ぐらいまでそれほど変わりはありませんというふうに思います。

鈴木 そうしますと、家庭の地位というのは、社会的な外からの支えがたくさんできたということによつて、この男女の差がだんだんできてきた。

たとえば、戦後の日本というのは、男はお国のためだという戦前の考えがなくなつてきて、そういう支えがなくなつて、気がついたらそこに家庭があつたという感じですが、男と女のあり方というのは、そうした国家観などに支えられてきた、というように感じなのでしょうか。

中山 そうだと思います。しかし、経済学というのは、その問題に対して非常に貧弱な答えしか出せないのです。その理由は、家庭内の、例えば育児とか、炊事とか、お掃除とか、そういう労働は、市場価値を持たないのです。ですから、評価もされない。そして評価されないから、男の方は外で働いて月給を持つてくる。家庭の中で働いている人は、労働の時間とか苦勞とかいうのは、それに劣らなくても、何も目に見える報酬はないのです。

やつとこのごろになつて、家事労働というようにものにも、市場価値はありませんが、何らかの評価をしなければならぬのではないかと、ということになつてきたのです。社会学のほうでは非常にうまくことを言えますけれども、経済学のほうは、どうもそううまくいかない。しかし経済学のほうでいいところもあります。

それは、たとえば後から話が出るといえますけれども、男女同一労働、同一賃金とかあるいは労働時間、労働条件の差別撤廃とか、そういう点になりますと、経済学者のやるいろいろな仕事、たとえば調査とか統計とか、そういうものが相当役に立っていると思うのですが、根本的なところで残念ながらもうひといきというところがあります。私はいまでもここで区別が出ているか知らないのですが、その区別の影響を最も強く受けているのは経済学であると思います。

鈴木 中根先生、女性の労働が評価されてきたことは一度もないのでしょうか。

中根 そんなことはないですね。人類学的に見ますと、女性の労働力と生産力—経済的な生産力ならびに子孫をつくるという生産力において、女性の価値のほうが高いのです。未開の段階ですと、非常に死亡率が高いので常に人口を増やす必要があるのです。隣りの部族を襲った場合にも、まずその生産力のある女性を奪うのです。

経済的な貢献も男とあまり違わない。その上、子孫ができるようになりますと、女性のほうが価値が高いということになります。結婚の際も、妻をもらう方が婚資をたくさん出さなければならぬわけですから。後になりますと結納金と云つて、反対に本金が妻の側からくるといふ制度も出てきますが、基本的には女の人に対して支払うというのが、圧倒的に多いのです。

鈴木 そういう女性の重要さというものは、中山先生のお話にあつたように、それを貨幣に換算するとかいう時代になつてくると、とたんに変つてきたんでしょか。

中根 そうでもないのですね。貨幣の代りに牛に換算しましたから。妻をもらうためには、牛が5頭なければもらえないというように。

よくこれを売買婚などといいますけれどもそうではないのです。売買婚ならば、一度5頭の牛で妻を買つておいてまたそれを売ることができますが、売れないわけです。ですから、売買婚ではなくて、女の人々の価値がそれだけ高いということだと思ひます。

鈴木 有泉先生、その辺はどのようにお考えになりますか。

有泉 私はその辺は不勉強ですが、婚姻については掠奪婚とか売買婚とかいろいろの形態があつたようです。

今お話は売買婚、あるいは交換婚まできたようですが、女性のほうが子供を産みますし、仕事はよくしますし、そういう意味では価値が高かつたと思います。しかし、それがどこかで転換をするのですけれども、それはいま中根さんがかつしやつたように交通が開けて、国が部落が知りませんけれどもよそと交渉があるようになる、そうするとだんだん男性が女性にとつてかわつて、それが家庭生活にも影響して男が上に立つということが起こる。それは私も全くそうだろうと思ひます。

これは推測のようなものですが、とにかく世の中が乱れて戦争ということになりますと、男の方が力が強い。外敵を防ぐという意味で。そういう時期が長く続きますと、とにかく女の方は家庭の中に引込んで、家庭の中での地位もずっと低くなってしまう。少し話が飛びすぎるかもしれませんが、日本でいえば封建時代が代表的なものでしょうね。そういう封建時代の支配階級の夫婦関係、相続制度というようなものができ上ってきている。もともと庶民階級では必ずしも長男子が一人で相続するということではなかったらしいのですけれども。

民法典をつくる際に、立法にたずさわった人がどのような意図であつたかはともかくとして、武士階級の家族制度、あるいは相続制度あるいはそれに近いものを取り入れた。民法典には、当時としては進んだ規定もあつたのですが、広い意味での「家」制度が固定してしまつた。そしてその固定したものが、家庭生活や社会生活にまで浸透して、その後の力関係や考え方の変化を十分反映しない、むしろこれを押えつけるということになつてきたのだと思います。

鈴木 中山先生いかがですか。たとえばいま有泉先生のお話のように、明治の法律をきめるときに武士の制度をそのままとり入れてしまつた。そこにひとつの原因として男女差別というようなものが法律の中に入つてきた。それは先ほど先生がおつしやつたように、家事に対する評価などがそういう背景になつたということが、大きな影響の一つでないか、というように推測するのですが。

中山 それは時代がちよつと混同されておりまして、市場経済の上でいろいろな価値、価格がきまつてくるのは、大体この200年ぐらいのことなのです。たとえば法律の上で男子優位というのが入ってくるのは、おそらくもつと前のことではないかと思います。ですから家事労働とは直接に関係がないと思います。

その点では私は常に一つの疑問をもっているのですが、日本のそういう制度というのは、大きな意味で中国の思想に非常に影響されているのではないか。たとえば那珂通世さんという有名な中国史の学者の著に「支那通史」というのがあります。その中に歴代の王とか英雄とかいろいろな人が出てくるのですが、男子がいますと、「子あり」と書くのです。私は初め読んでいるときに「子あり」というのは、ただ子供があるということで、男でも女でもいいのかと思つていたのですが、ところが「子あり」というのは、跡継ぎの男の子があるということで、女の場合にはわざと書かないのです。わずかにあとで問題が出ると、「女あり」と書きます。子。女というのを厳密に区別しています。そして跡継ぎというのは男だ。これはどうも支那のどの辺から始まつて

いるか知れませんが、十八史略でもそうですし、その前の三国時代でもそうですし、ずっとそういう思想が流れているのです。

私は日本の法律制度ができたときに、男子優位ということが非常に強く出てきた最大の理由というのは、どうも支那文明の影響ではないか、という気がしております。

鈴木 おつしやるとおり日本の文化というのは、仏教と中国文化を基本にして成り立っておりますから、あるいはそういうことは考えられますが、有泉先生その辺のご見解いかがですか。

有泉 そういう儒教思想というものが、どうしてああいう形になつたか、さらに背景は何かというようなことはわからないので、推測ですが、世の中が乱れていると、男の子がたよりになる、外敵を防ぐ意味では。だから平和が大事だということにもなるのだと思います。

そこでそういう社会をバックにして思想が出てきた。それでいま中山先生が言われた例ですが、中山先生は書いたものを引用されたのですが、私は身をもつて体験しました。私はちょうど戦争中に韓国におりまして調査にいつたとき、日本から行つてゐる農業関係の技師の家で世話になつたのですがそのときに技師が言うのですね。この間近所の人に来て、おたくには子供がなくて気の毒だ、と言つたというのです。そこでその技師が、いや、子供は女の子が2人もいるじゃないか、と言つたら、いや、女は子供じゃないと言われた。たしかに、韓国では金さんの娘が李さんの息子と結婚して子供を産むとみんな李姓になつてしまう。まさに「腹はかりもの」という考え方が制度化されていて、祖先を記れるのは男子に限るというような、非常に厳格な儒教の制度が行きわたつていました。そういう思想が成り立つてくるのは、やはり世の中が乱れているということ、それに見合つてゐるのではないかと思います。

鈴木 中根先生、男を優先的に考えてしまうというのは、アジアだけの考え方なのでしょうか。

中根 そうですね、アジア大陸全体を見ますと、どちらかというとならば北方のシステムですね。というのは、北方は遊牧、牧畜の経済が発達した社会ですから、さつき申しましたように移動性が高いときは、男子の働きというものが役に立つわけです。北方の遊牧民、満州、蒙古、チベット、それからトルコ、あの辺まで全部父系制です。中国もその意味では北方民族につながります。中国では古い時代に非常に豊かな経済を発展させたことが男尊女卑の思想を生んだと思われます。経済が豊かですと出生率はいいし、育ちますから、女を大切にしなくても自然に生まれてくるので十分です。そういう豊かな

な経済を基盤として北方の遊牧民よりもつと男子優先のシステムというものを発展させて、それが日本にやつてきたと思うのです。

一方、東南アジア諸民族は大体父系制を持っておりません。すなわち、男子から男子へとばかりした線がなく、なかには母系制もあります。中国の南の方では、随、唐の時代、7～8世紀まで「女国」よばれる女の国について記録されておりますが、そこでは女王がいて大臣もみんな女で、男の人たちは左うちわで遊んでいる。そういう国さえ、中国の西南の方にあつたわけです。中国全体を見ても、南中国のほうが圧倒的に女の力が強いんですね。南というのは農耕文化によつて代表されます。東南アジアから日本、南朝鮮、今の韓国のあたりまで、ずっとその農耕を基盤とした文化が広がっています。

韓国や日本の男尊女卑の思想は、明らかに中国の影響と言えらると思います。朝鮮半島では、本場の中国と比較にならないほど男尊女卑がひどく行われるようになってしまいました。最近でも私が韓国の村落を調査したときに、40歳まで奥さんと話したことがなかつたとおつしやるお年よりに会つた。典型的な儒教の家族なんですね。日本は少し距離が遠かつたのでそれほどまでにならなかつたのですけれど、それでも食事を一緒にしなとか、一品よけいにつけるとか、そういうことはあるのです。男尊女卑は日本にきますと、全ての女が低くなつてしまう。中国にも男尊女卑はありますが、母親と男の子の場合は母親の方が高いのです。日本ですと母親も娘も奥さんも全部低くしてしまいます。このように、中国では男尊女卑といつても、別の枠が設けてあるわけです。ですから日本や朝鮮半島では男尊女卑が中国より極端になつてしまつたといえます。

鈴木 お話をお聞きして、男女差別というか、不平等というものが、いかに歴史の中に長く根づいていたか、あるいはその民族の農耕の形とか、思想の形とかそういうものの中に根強く残つてきてそれが20世紀の今日まで尾を引いていて、その中でどうするかという問題になつていているということが概略つかめたと思います。これを国際婦人年1年でひつくりかえすというわけにはなかなかまゐりませんので、これをまず、どこからどう突破口をつくつてやつていくかということになると思います。いま労働の問題がりましたが、中山先生、婦人労働に対して、昔は男と同じように貨幣のないうちでもそれなりのものは支払われたように思いますが、それがなぜこうふうになつたとえは資本主義ならば資本主義が発達してまゐりまして、一つの会社の中に男性と女性が働くようになりますと、そこで賃金の差別ができたか。あるいは国と国によつて一たとえば明治の初期、イギリスでは紡績会社の女工さんは8時間労働というものを確立しておりますね。それはもう100年も前のことですが、その時の事を調べますと、大体日本のお金にして1ヵ月5円くらいの

賃金をもらっている。8時間で5円です。ところが同じ年に日本の紡績会社の女工さんは、13時間ないし15時間働いて約50銭くらいにしかならない。そういうふうに現代になりましてもスタートラインが国によつて違いますね。そういうものを何とか是正していかなければならないわけですが、こういうような労働における近代社会での差別観というものは、先ほどのように前代のものをそのまま受け継いできたものなのではないでしょうか。

中山 一つは、いまおつしやいましたように前代を引き継いだという部分があると思います。しかし、現在のたとえは製造工業を中心として考えると、そこで行われている賃金の構成とか、労働時間その他の条件のきめ方、これはむしろ直接の能率といえますか、たとえば婦人の方が休みが多いとか、それから体力的に、疲労というような点でもどうも男子に比べて早いというようなそういう条件の違い、特に目先のといつては悪いですが、非常に短期間に限つて観察された能率の違いというのが賃金とかその他の労働条件のきめ方に現われている。ですから根本条件の方をならしてしまえば、私は男女同一賃金というのは立派に成立すると思うのです。ただ、どこまでそういう根本条件というのを整理できるかということが問題だと思うのですね。

しかし、現在の問題の焦点というのは男女の同一労働同一賃金というところよりももうちよつと先にいつているのではないのか。という意味は、単に労働だけでなく、婦人にせよ男子にせよ、人間としての全人格というようなものを中心においてものを考える。もちろん、それを考えるためにはそういういろいろな不平等な状況を撤去しなければならぬ。社会的な地位とか、仕事に対する機会均等というようなことをやらなければなりません。けれども、現在存在している差別の根本の思想というのは、賃金にせよ、時間にせよ、条件を揃えたらそれで済むという問題ではなくなつていてのではないだろうか、もつと全人間的な問題に問題の焦点が移つてきているような気がするのですかね。

鈴木 いま先生がおつしやつたのはよくわかるのですが、婦人の場合、いま条件を揃えるところの段階にまだ来てない面がたくさんあるわけですね。そのところをどうやつて飛び超えていくかということが問題ですね。

中山 どうやつていくかということ、これは婦人運動とかその他実践的な問題になりますので、アメリカ式のウーマンリブがいいのか、それとももつと違つた、たとえば平和運動とかその他の形のものがいいのかよくわかりません。しかし、経済条件が同一になるのを待つていられないと

ところに現代のほんとうの婦人問題があるのではないかという気が私はするのです。

鈴木 縫田先生その辺の見解はどうですか。

縫田 いま中山先生のおつしやつたように婦人問題は、全人間的なものとして考える、その点にきていると思うのです。いま職業の面だとか、いろいろな面での不平等、差別ということが指摘されています。そういう現象面の根源をたどりますと、やはり女性がその人生を生きる場合にどういう選択が与えられているかという基本的な点での問題になると思うのです。

男性の場合は、家庭責任とそれから社会人としての責任といいますが、そういう役割をもっております。これがごく当然のこととしてあるのですが、女性の場合特に日本の場合は、家庭人として幸せであればそれでその人の人生すべていいのだという考えが非常に支配的です。ですからそういう意味では、女性の人生は、家庭以外の生活の選択が与えられていないわけで、また、そういう考えが支配的ですから、職業の面でも女の人の職業はつけたりだというふうに考えられたり、いろいろな面での活動なども家庭以外のことは従だというふうに考えられるので、男女の生き方の中に開きが出てくる。やはりその根源の平等というものをもう1回突き止めなければ問題は解決しないのではないかという気がいたします。

鈴木 シビラさんに伺いますが、シビラさんは男の人と女の人の賃金に非常に差がある、この問題についてどういってお考えを持っていますか。

ヘルビ たとへば、ILOの同一労働同一賃金に関する条約を批准した国におきましても、まだまだやはり実際の賃金の面では男女に大変差があると思います。これは単にその義務を行っていないということだけの問題としてあるのではなくて、女性の働く分野がサラリーの低い分野に集中してしまっている。そして男性ほど仕事に対する競争もない。殊に繊維業その他の産業においては、女性の賃金が非常に低いところがまだ多くあります。

それから同率ということ、あるいは、同じ労働に対する価値を認めるということ、これは理論ではやさしいのですが、実際面では大変むずかしいと思います。なぜかと申しますと、職種を実際分析してある一つの単位を考えることによって、初めて女性も男性も同じ賃金を与えるべき、そして同じ価値を認めるべきということになるのですけれども、そういう分析をする仕事に携わる女性がいないので、というのは、そういう分析を行うのは普通は労働組合なのですがその労

勤組合でこの仕事に携わっている女性がはずい多いというために、評価をする作業から女性が離れているということがやはり問題なのではないかと思います。それからまた教育の面でも、さらにいろいろな社会経済の面でも、仕事上の経験の面でもやはり女性は安定していない。ということは、職についても男性の場合ですとそのままだけに仕事を続けられますけれども、女性の場合には結婚をする、そして子供が生まれて辞めるということが多いわけです。

よく私思うのですが、こんなことをしては、ほんとうに未来永劫女性が男性と平等になるなんていうことはできないのではないかという気がしてくることがあるわけです。ですから女性がいろいろな意味での平等を得るには、やはり男性にも家庭のことについて同じ責任をもってもらわなければならない。女性が家庭の仕事を全部終えて、それから外の仕事をするのではいけないと思うわけです。やはり男性にも女性にも家の仕事、外の仕事、二つの役割を演じてもらわなければならない。おまけに女性にとっては第3の責任があるわけです。すなわち子供を産むということによって9カ月お腹の中にいて、生まれてあと9カ月くらい、都合1年8カ月くらいは動きがとりにくい。そういうことがあるために、最近日本でも子供が一家族二人以下におさえられてしまっているように伺っております。やはり子供が生まれると同時に、女性は様々の拘束された立場に立つてしまう。そういうことからどうしても平等までなくなってしまうのではないか。そこから差別がこんなにも生れてきているのだと思います。男性、女性というふうに分けてみますと、この世の中で女性ほどある一つの人間の集まりとして差別に甘んじているグループはないと思うのです。

鈴木 そのあたりから本質的な問題にのこうと思うのですが、いま女子の大学卒業生の就職難が大問題になっています。こういうことがどこから生まれてきたかということです。まず第1に、小さい時からの子供の育て方というのを、日本の場合考えてみたらいいと思うのですが、女子は学部でも、英文とか国文とか、そういうところが非常に多い。男でも就職口がないような学部ですね。

私は放送局で働いていますが、NHKは男の職員が90セント以上なんです。ところがよその国の放送局を見ますと、男の職員は約50%ということです。私、モスクワ放送局で働いたことがあります。60%くらいが女子職員なのです。ただし、放送局ならば放送局を例にとりましても、日本では男の分野だと思われる技術関係の仕事、電波を扱ったり、いろいろな音をミキシングしたり、そういう仕事がこのような国では、女の人の仕事です。重いカメラを動かす以外はほとんど女の人がやるわけです。ただし、日本でいうと高等学校を出てからすぐ電波関係の

学校にいくわけです。

ところが日本の場合女性が非常に科学に弱いという面があります。ですから娘が、「お母さん、私算数がとても好きなの」というと、一生もらいてがなののでないかと心配して、もう少し女らしくピアノをやつたり、お茶をやつたらということになるでしょう。そういう子供の育て方、女の子を育てる段階で最初の問題があるように思います。なぜ私がこういうことを申し上げるかと申しますとここにいま解決しなければならない婦人問題と、次の世代でも解決しなければならない婦人問題があるわけです。そうするとそうした子供の育て方、女の子の育て方、そのところに原因があるような気がしてならないのです。中根先生、その辺のお考えはいかがですか。

中根 私はやはり女の子の場合、両親の考え方というのは非常に大切だと思うのです。父母ともに女は女らしいことだけをしていればいいなどという考えをもっていると大変ですね。どちらか一人が、開けた考え方をおもちになつてると非常に救われるでしょうが。いまの日本の社会で活躍していらっしゃる女の方たちの場合は、お父さんかお母さんのどちらかが非常に理解があつたという場合が多いのではないのでしょうか。そういう統計をとつてみたらおもしろいと思うのですが。両親が封建的だと、そういう女性は非常に出にくいのではないのでしょうか。あまりに反発したために、今度はちやんとした道を歩まないで他の道に行くという危険性もあります。

鈴木 婦人問題において、対症的にやつていかなければならない問題というのは、日本でもよその国でもたくさんあると思いますけれども、結婚への依存率というのは日本では大変高いような気がいたします。有泉先生いかがでしょうか、こんなに女性の結婚への依存率が高い国というのは先進国の中では珍らしくて、よその国ではもつと職業とかそういうものに対する関心と
いうのがあるような気がいたしますが。

有泉 外国一般について言うほどの経験はないのですが、交換学生制度で、イギリスのリーズの助役さんの娘さんを家にあずかつたことがあります。この人は国際キリスト教大学に通つていまして、ストがあれば参加もするというように、普通の学生の生活をしておりました。一度帰国したのですが、もう一度日本学を勉強したいと戻つてきて、英会話の先生をしておりました。きれいな人ですが、親たちもそんなに急いで結婚しろといわないし、本人も慌てている様子もちつともなくて、30近くになりました。その後イギリスに帰つたと思つたら、最近、近所の農業をやつている人と結婚したと知らせてきましたが、その家族なり本人なりの意識の上では、結婚と

というものにおいているウエイトは軽いのだなという感じをうけました。

鈴木 中根先生、これは日本だけの問題でしょうか。

中根 そうですね、私アラブのことはよく知りませんが、アラブ社会を除いたら日本が一番ひどいと思います。これはやはり古い日本の社会の伝統からくると思うのですが、いわゆる家という単位が非常に重要で、個人より家に単位が置かれている。そのため一人でいると、その人だけでなく、まわりが落ちつかない気持をもつのですね。個人もどこか箱（家）に入っていないと市民権がないような感じなのです。これはいわゆる家制度の観念から来ている考え方だと思うのです。すなわち一つの家から一人という原則のようなものがあります。村の集まりでもそうですが、1軒の家に10人いても一人が出ますし、一人の未亡人の家でも一人が出るのです。

これが日本のシステムですが、たとえば中国とか東南アジア、あるいはヨーロッパにまいると、成年男子が出るとか、1軒から一人という考え方はそれほど強くないのです。日本のような社会単位として強い「家」の観念はありません。

日本の場合は、昔からそれから全国律々浦々で、全部1軒から1人というシステムになつていたわけです。いまもそうですが、したがって、近代社会になつて都会で生活するようになって、1軒から一人という考えがまだ根強くありまして、ご主人も奥さんも活躍しているというのは、社会の方が落ちつかないのです。それでどちらかにしてくれということになると、大体男子が出る。そのために奥さんというと、非常にハンディキャップがあるのです。独身ですと、これは1人で住んでいる箱ですと宣言してしまえばみんなまあだまるわけですが、女性が職業を持つ場合も、奥さんというと、もう1軒からすでに一人（夫）出ているのだからという考え方が雇う側にあるわけです。いまのみんな結婚したがるということも、この個人ではなく家が単位になつていて、とにかくどこかの箱（家）に入らなければならないという考えにつながるわけです。これは日本社会の特色のように考えられるのです。

鈴木 なるほどね。綾田先生、この結婚を優先して考えようという女性のあり方をどう見ますか。たとえば、結婚適齢期などという考え方は、日本ぐらいのものではないでしょうか。みんながそこを目標けて教育するのです。結婚適齢期を過ぎない間に何とかしなければならぬという考え方です。ですからみんな慌ててるんですね。このあたりの意識を変えることも、一つのポイントではないかという気がするのですけれども。

徳田 最近新聞であるカウンセラーの方が書いておられた記事を拝見したんですが、18才から20才の女子の短大の学生に「女性の幸福について」という作文を書いてもらった。そうしたらその2000人の中の70%ぐらいまでが、夫に従う平凡な結婚生活とか、愛情のあるしあわせな家庭、つまり女性の生き方としては、いわゆるマイホーム、結婚がすべてということを書いている。これが今の若い人の世代なのです。これはやはり先祖どから中根先生がおつしやつていらつしやること、それから私がちよつと触れたことにもつながると思いますが、日本の社会の中で、女のイクォール家庭で、そのほかの生活というものは余分なものとしか考えない。そういう考え方でがんじがらめになつてゐる社会の中では、その中に入らなければ、疎外されてしまうということがあつて、みんながそこに突進するのだと思います。

やはり意識を変えること。つまり女性も男性と同じように家庭人としての責任と、それからもう一つ社会人として職業を持つたり、あるいは地域活動の中で責任を負う、こういう二つの役割を果たすことが人間の生き方であるべきではないかという考え方が、もう少しでてこない限り、女性が家庭の中だけにとじ込もつてしまふことは、変らないでしょうね。

鈴木 中山先生、この辺のお考えいかがでしょう。

中山 いま結婚を前提として教育が行われるとか、教育されるほうもまた家を前提としてものを考えようとするというような点を強調されました。しかしたとえば、現在の日本の雇用労働者の3分の1は女性ですね。それからヨーロッパでもどこでも、大体そのぐらいのパーセンテージの人が職業を持つて働いております。しかもその半分が既婚者です。ですから家庭に縛られてゐるとはいうものの、現実の問題としては相当の方が職業を持つてゐるのです。私は、そういうような家を出るチャンスというものも、段々になくなると思うのです。たとえば、タイプライターができたのは大体今から100年前ですが、それで女性の職業というのは非常にふえたのです。それからエレクトロニクスというふうなものが出てきて、いまはコンピューターのプログラマーとか、女性の一つの新しい職業になりつつありますけれども、もつともつとそういう女性の職業分野がふえてくると思うのですよ。いままでのように女子の職業といえば繊維の女工さんというふうな観念というものは、もうだんだんなくなつていくのではないかと思います。ですから、結婚とか家庭とかを前提としないで、その人の方向に従つてどちらでも自分を生かせる、つまり人間そのものを生かせるというふうなところに向つてゐるし、向かせなければいけないのではない。どうもいままでとらわれ過ぎていたという気がします。現在いろいろな慣習があるのです

けれども、その慣習も何とかして少なくしていかなければなりません。しかし、もつと根本の問題というのは、女性といえども人間としての資格を備え、人間としての洗練を重ねていくということではないかと思います。

鈴木 ただ日本の場合、娘さんが、いま先生がおつしやつたような、とらわれたい気持ちを持っておりましても、親が長い間の慣習などを持って、それに娘を押え込んでしまい、そういうところがあるわけですね。

また、先ほどシビラさんがご指摘のように、婦人が職業についたとしても低賃金の障りに流れてしまうということですが、この点について中山先生どういふ見解をお持ちですか。

中山 それは結局婦人の人間としての資格の問題ですね。たとえば、芸術の世界には、男女の区別がないですね。私は放送局などは、もつと女を採るべきだと思っております。それは別の話としまして、いまで言えば、絵でも、音楽でも、それからもうちよつと広げると教育ですね。そういう仕事というのは、男女の区別はだんだんなくなっていくと思う。なくなっていくに従って、やはり報酬が低いということもなくなるのではないかと。たとえばピアノの先生というのは、先生の弟子のそのまた弟子でも普通の大学の教授より収入が多いのですよ。それは一つの例にすぎませんけれども。私はそういう意味では、いまの芸術の世界—広い意味の芸術、それから芸能ですね、そういう世界で現われているような男女の平等は、一般の職業でもやがて実現するだろう。そのときには縫田さんのご心配になつているような状態は、だんだん改善されるのではないかと思うのです。

鈴木 確かにオーケストラなんかを見ましても、管楽器は男の分野だろうと思つていたのが、最近では管楽器にまで女性が進出して来たという状況があるわけですが、ただ中山先生がおつしやつたことは、ごく特殊な才能を持つた人のことと受けとられがちだと思いますが。

中山 私はそうだと思うのです。ですから、婦人もみな才能を持つている人におなりなさい、と言つてゐるのです。

鈴木 そこでシビラさんに伺いますが、先ほどおつしやつた低賃金という問題は、時間がたてば次第に解消されるとお考えですか。

シビラ 私は女性の意志次第であると思います。もうこのままで変化しなくていいというのだつたならば、このままで変わることはないと思います。しかし、女性が最初からもつと選ぶ機会があるのだということを考慮しておかなければならないと思います。たとえば、いかに両親が結婚適齢期だと心配しても、やはり本人自身がそんな両親に依存しないで、まず第1にしたいことをしようと考えることが大事だと思います。それから第2には、そういう選択の機会があるということの意味で勉強しなければならない。その意味では、早くからどういつた職業があるかという情報をもつて、それに対処した科目を選ぶようにしなければならないと思います。

先ほども女性は数学に弱いという話が出ましたけれども、決して男性と比較して数学の能力が劣るとは私は思いません。ただ弱いというモデルがありすぎるので、自然そう考えてしまうわけです。以前、モスクワのセミナーを拝見したことがあります。そこは高等技術者の育成訓練をねらいとして、経済学などを教えている学校でしたが、学生総数8000名のうち6000名が女性でした。そこで驚いたことは、教授連がほとんど女性であることです。中でも際だつて美しい方で、服装も非常に女らしい方がいて、その方は重工業科目を担当していらつしやいました。私はその方に「あなたを小さくして、その瓶の中に詰め、世界中旅行するときにつれていきたい。そしてみんなに見せて、この方は何をしている人だと思いますかと聞いたら、絶対に当たらないでしょう」と話したことがあります。

そういう意味では、ソビエトなどの社会主義諸国においては、女性の就労の機会は大へん広い。それから才能を生かすということでは、ずっと秀れていると思いますし、それに対する偏見もないと思います。そして技術にしろ、経済にしろ、教育の機会が平等になつてきたときに、先ほどおつしやいました賃金の平等ということは、初めて解決するのではないかと思います。

鈴木 ありがとうございます。つまりいろいろなところから掘つていっても、その根があまりにも深過ぎるということですね。ですからいまシビラさん、中山先生のご指摘のように、まず意識の問題をどうするか、これは非常に抽象的な問題で、実にわかりにくいのですが。

たとえば、こういう会議で話しているときに、あるいは大会宣言が提起されたりして、こういうふうにやりましょうという、みんな賛成するわけです。けれども家に帰つたら何を決めたのかわからない、ということが非常に多いわけですね。意識の問題とか、心の問題というものは、えてしてそういうところに陥りがちですね。ですから、毎年毎年婦人問題についての討論があつて、長いスローガンを毎年掲げますね。ではそれがその後どうなつたかという、それは保障の限りではないというようなことを繰り返してしまう。そこで嵯田先生、先ほどシビラさんの

おつしやつたことと関連しまして、まず女性の意識をどこで変えるかという問題が一つと、それから先ほどソビエトの例をお話しになりましたが、社会なり国家なりそういう機会を女性に対し多く提供するという問題、これをどうお考えになりますか。

樫田 意識の面について言いますと、先ほどもちよつと話がでましたし、鈴木さんの方から母親の教育のお話がありましたが、やはり広い意味の教育というのが非常に大事になつてくるのではないかと思います。家庭の中で両親あるのは兄弟、姉妹から受ける教育、それから学校の中で、ことに小さいうちに受ける教育の影響が大きいと思います。

一つ例をあげさせていただきますと、労働省がこの国際婦人年を記念して作文を募集しましてそれを読ませていただいた中に書かれていたある家庭の例です。その家庭では子供さんが小さい女の子さんと男の子さんがあつて、母親は差別なく育てたいと思い、男の子には小さいときから自分のまわりをきちんとできるように、女の子には独立できるような気持を持たせるように一生懸命しつけてきたつもりである。あるとき男の子が学校で、家庭科だと思いますが、今日は料理があるのだと楽しみにして出かけた、今日サラダをつくつてくると喜び勇んでうちを出たのです。ところが帰つてきたときにがっかりしたような顔をしているので、「どうしたの」とお母さんが聞きましたら、学校の先生が、「サラダは女の子が作りなさい、男の子はあとで味をみなさい」と言うたというのです。これはラーメンのコマーシャルが問題なる前の話です。最近学校の先生、ことに低学年の先生には女の先生が非常にふえてきております。この話の先生がどういう先生か知りませんが、こういう学校教育の問題もあります。そのほかに社会に出まして一般の成人教育という場がありますし、それからまたマスコミの影響も非常に大きいと思います。こういう広い意味での教育が繰り返され繰り返されることによつてだんだん意識が変つていくということ、もちろんさきほどシビラさんのおつしやつたように本人自身の意識も大事だと思いますけれども、教育が大きな要素を占めると思います。

それからもう一つは、やはりどんなにその女性が意識を高く持つても、現実の問題として家庭の責任を全部負っているところに、また別の責任を持ちなさいと言つても、これは物理的にできないことです。ですから、家庭の中で負っている責任をだれがどういうふうに分担するのかとその辺のことを具体的にみんなで考えて、そういう条件をつくつていかなければならない。それには日本の生活に合ったいろいろな方法があると思いますので、それを考えていかなければならないと思います。

鈴木 中山先生、この条件づくりについてどうお考えになりますか。

中山 これも非常に小さな例かもしれませんが、最近の技術の発達だけを見ましても、女性の家庭労働の重さを軽減するような発明というか、そういう工夫というものは、ずいぶん進んでいると思います。これはよく例に出るのですけれども、冷蔵庫と洗濯機、の発明といえますか普及というのは、まず第1にどのくらい農村の家庭婦人を解放したとか、それから一般に都会の家庭婦人もずいぶん恩恵を受けていると思うのです。そのようなことがもつと進んで、たとえば、私はよく料理のことはわからないのですけれども、冷凍食品を利用するとか、ちよつとボタンを押すと料理がすぐに出てくるとか。そういう発明とか技術的な進歩を取り入れること、その底にはもう一つ生活程度の向上ということがあるわけですが、そういう条件を入れていけば、私は家庭の責務についての分担というの、ある程度までそんなに苦痛でなくてできる時が来るのではないかと思います。出産の問題でも、子供を育てる場合に絶対に母親が必要であるというようにそういう年数というのもの、やはり生活程度の向上とか技術の進歩でずいぶん減っているわけですね。私はいまの学説は直接知らないのですけれども、前にはずいぶん長い間かかったものが、いまではせいぜい2年半かあるのは3年見ていれば、子供を小さいときに完全に育てる責務を十分に果たせるというようなこともいわれておりますので、言葉は悪いのですがこれを合理化する余地というものもあるのではないかと思います。いろいろなことを考えますと、婦人は確かに非常に重い責務を負っておりますけれども、それは改善の見込みというのが全然ないわけではないだろう、というように考えております。

鈴木 確かにいま先生のご指摘のように、みなさん昔から見れば、家事一つをとつても、ずいぶん便利になつたと思うに違いありません。昔の日本の嫁は何が楽しみかといつたら、里のお祭りにお米を1升か2升と、おこずかいを少しもらつて実家に帰つて、そして労働で疲れはてているから、鎮守の森に遊びに行くところではなく、1日でも2日でもぐうぐう寝て疲れをなおして、また嫁入先に帰つてきた。これが日本の嫁のたつた一つの楽しみであつたわけです。それが戦争が終つて、女性にも選挙権が与えられて、また、いま先生ご指摘のようにいろいろ便利な器具が女性の地位をひき上げてきたわけですが、こういう状態をよく、女性が強くなつたということばで表現されてしまいますが、私はいままでの話からもわかりますように、これは女性がようやく人間らしい生活の出発点に立つたにすぎないのではないかと考えております。それではこれから何が女性を押し上げていくか、戦争が女性の地位を押し上げることはないでしょう、また

あつてはなりません。それからいま中山先生がご指摘のような便利な機械、これは、家庭の中でどんなものが出てくるか予測がつかないのですが、むしろこの辺が頂点でないかというような気がいたしますね。みなさんの小さい時を思い出して下さい。自分がまだ寝ているとき、お母さんは1人早く起きて雨戸をあけ、掃除をして、それから薪でごはんを炊いてくれた。しかし今は、目盛さえ間違えなければ、朝ぱつと目が覚めると、日本中同じようにごはんができて上つているわけですね。そういう状況がつかられていく中で、婦人も職業や社会に出られる条件ができてくる。そうすると今度は何が女性の意識を阻むかということ、まわりの人が、日本流にいうと女らしくなくなつたとか、つまらないことで足を引っばるわけですね。ですから今度はそういうまわりの意識をどんなふうに変えるかということです。この意識がいろいろな束縛となつて、家庭の中の法的な問題をはじめとして現われてくるわけですね。有泉先生、たとえば、日本の家庭の中での法的な問題としてどの辺に男女の不平等があるでしょうか。

有泉 家庭の中の法律といいますと民法ですが、先ほどこよつと武家の制度を旧民法では承継した。そこで女は結婚すると無能力になるとか、離婚の原因でも差別待遇があるとか、戸主になるのは男が原則であるというふうなことでしたが、それは戦後の民法改正で、憲法14条の精神から一切なくなつたわけです。しいて探せば結婚許可年齢ですね。16才と18才というふうに2才違い、それから離婚したときに再婚のできない期間が女についてだけ規定がある。いろいろ考えてみましたが、その二つ以外にないのです。法律制度としては何もなし。それにもかかわらず実態としてはやはり男尊女卑的な家庭生活が行われている。それを改善していくのは、事実の上で改善していくほかはないのです。法律制度にたよることができない。

ところがこれがひとたび職場に出ると、職場ではむしろ女子を保護している。労働基準法では女子についてあまり長く残業させてはいけないとか深夜業はいけないとか危険有害業務についてはいけないとか、というような制約があります。それから産前産後の休暇などがある。しかし家の中では法的に差がないわけです。それにもかかわらず現実に男女が平等でないとしても、法律ではどうにもならない。法律にできることというのは、全く男女平等にしておくから、そこで適当に教育をして子女を育てなさい、夫婦関係でも全く平等にしておく、夫に不貞行為があつても離婚の原因になる。男と女が立場を入れかえても全く同じにしてあるわけです。

そこで職場の方に話が戻りますが、私は同一労働同一賃金というのは十分ではないとは思ふ。なぜ十分でないかということ、仕事をくれないのです。同じ仕事をしたら同じ賃金を払いますといつても、女の人には同じ仕事をくれない。だからむしろそれは同一待遇、同一処遇ということで主

張していかなければだめだ。そして、同一の処遇をするためには、最も基本となるのは、やはり職業人として一生懸命働く、そういう意識をもつことです。結婚までの腰かけのつもりで就職したつて本格的な仕事を貰えるはずがない。ただ一つ職場の女性にとつて障害になるのは出産です。これはどうしても仕事の障害になります。それ以外のところでは、中山先生が言われたように、もう筋肉労働にたよる部分というのは非常に減つてきて、管理しておればよいとか、ちよつと操作をすればよい、肉体的な力があまり要らない仕事がだんだんふえてきている。そういうことですから、危険有害業務などに、あまり女性の保護を強調する必要もあるまい。むしろ同じ能力を持ち、同じ資格、免許を取つたら、同じ仕事ができるこのことによつて同じ処遇を受けられる、ということの方が必要です。

しかし女の人には、やはり子供を産んでもらわなくては困る。平均して2人産んでいただくないと人口が減つてしまう。ですから、二度そういう期間が来るわけです。その期間というものは、これは各家庭から見ても、それから国家的にみても、社会から見ても、どうしても女性に引き込めもつて妊娠、出産、育児をしてもらわなければならない期間なのです。それは家庭でももちろん夫が協力せざるを得ませんが、社会的にも、国も、それからある程度まで使用者もこれを一緒に負担してもらわなければならない。その協力がありませんと、女性は自分がそのうち結婚するだろう、そうしたら子供も欲しいということが見通されると、やはり職場が腰かけになる。しかもそれが技術的なものであつても1年半なり2年、中山先生の説によると3年引つ込み、もう1人産まれるともう3年引つ込むということでその間におくれをとる。それを何とかして再訓練などの方法でカバーしてやる。そうしていかないと女性が本気で職場に入るという意識がやはり生まれにくいのではないかと思います。そういう社会的背景があつて初めて家庭の中で、事情によつては何も結婚しなくてもいい、しかし、結婚してもちやんと職場にとどまつて自分の好きなことを家庭と両立させてやりなさい、こういう教育ができるのではないかというふうに思います。

●鈴木 ただ再就職するときの問題で、日本の場合、女性で再就職の際資格をもっている方が、調査によりますと、8.8割くらいしかいません。ところが欧米では80割いるといわれているのですね。つまり女性が自分自身をどうするかという意識が、外国では長い市民社会の歴史の中で育てられてきましたが、日本は残念ながら明治から数えても100年、戦後は30年です。そのところでよその国がこうしているからわが国でもこうしようというようにはなかなかいかない、むずかしい問題だと思います。

シビラさんに伺いますが、シビラさんのお国のフィンランドではこうした問題はどのようにし

て解決されていますか。女の方が一度家庭に入ってからもう一度就職するとか、あるいは子供ができて国で保育所を用意し、女性が労働を休むことなく続けることができるかどうか、その辺はどうなっていますか。

シビラ フィンランドでは長い伝統として、女性は結婚しても子供を持つても働き続けますから、当然育児施設もいろいろあります。また働き続けることが簡単にできるように以前はヘルパーとか、看護婦さん等そういった訓練を受けた人たちがおりまして、楽に雇うことができました。

現在では二つ特別の組織があつて、専門のホームメーカーとホームシスターと呼ぶ人々を養成しております。その制度が大変進みいまでは一つの地域社会においてそういう人々を、何名か必ず緊急事態に備えて派遣できるようにしておかなければならないという法律ができております。働きにいかなければならないのに家族が病気になるつたとか、あるいは子供をみていて怪しいときにすぐ誰かが来てくれる。それは都会でも田舎でも同じですしまたそういう人々を個人の資格でお願いすることもできるわけです。

身近な例を申し上げますと、私も4人子供がありますが、1度も戦場を離れたことはありません。子供を産んでも病院にいるのもそこそこうちに戻つてまいりまして、家では子供を見てくれる人がおりましたので、私は引き続いて仕事をすることができました。また、家の仕事の責任というのは決して1人で負うものではなく、2人すなわち夫と妻の両方ができることであると思います。たとえば同じようなことを一緒に勉強していて、その2人が意気投合して結婚したということになりましたら、やはり同じ責任をもつて平等な収入をもち、また子供のめんどりもやはり二人で見えていく。そのために手が足りなくて人を頼む場合の経費はやはり2人で負担しているということになるわけです。

そういうわけで物理的には子供を産んでも外で働き続ける女性が私どもの国では大勢おります。そこには、やはりプロに任せるといつた考え方であるわけで、先ほど申し上げましたような育児のためのいろいろな施設もたくさんできるように、法律も規定され、そういう機関が増加したわけです。これは、たとえばそれぞれの政党の意見が合わなくても政治そのものはどうしてもすすめていかなくてはならないといったことと同じように、夫婦の中でどちらか1人しか働きに出られなくても、片方がその間子供を見ていけばいい。これはある意味では道徳的な責任といつかそういう面があると思います。

しかし、もう1度例を引きますが、社会主義の諸国においては、そういうことはむしろ進んでいるのではないかと思います。

母親は出産後、1 年間はたいてい有給休暇を与えられます。それからさらにその後2 年間、これは職場復帰を保障した無給の休暇を与えているところもあります。そうしますと子供が3 歳になつたときには職場に復帰が保障されるわけです。しかし、ずっと働き続けていても、先ほど申し上げましたような訓練をきちんと受けた就学前児童を対象とする教育ができるようなプロの人たちに子供を任せることもできるわけです。

鈴木 シビラさんにもう一つ伺いますが、フィンランドではあと残されている婦人の問題というのは一体何なののでしょうか。

シビラ 私が最初に国連の婦人の地位委員会に入りましたとき以来、わが国での問題についてもいろいろ申しまして、今日までにずいぶん改善されてきたと思います。

私は30年間の弁護士としての経験をもつておりますが、一番最初に仕事を初めたころは、どういつた仕事をするかということとは、特に決めておりませんでした。ただ偶然にも、お客さんに女性が多くて、そして家族問題の相談にこられたことから、婦人問題を扱うことになつたわけです。

先ほど有泉先生が法的には本当に平等なことがうたつてあつても実際面ではそうではないということをおつしやいましたけれども、確かにそのとおりだと思います。わが国でも婚姻法とか相続法とかいう制度を考えてみましても、1930年ごろにできたもので、そういつた昔からのものであるということ、これはあまり意識していない方が多いのだと思います。しかし実態は、若いお嬢さんたちは、結婚さえすれば、全てのこの世の悩みは解消すると思ひどんな権利がそれに付随し、どんな責任をとらなくてはならないかを考えないことが多い。盲目的愛でしあわせと思つて結婚してそしてあとになつてから私のところに相談に来て、別居したい、離婚したいのとおつしやるわけです。そういう時私はその奥さん方に、どうして結婚する前にらつしやらなかつたのですか、そうしたらもつと結婚に付随する責任についてお話をしたのにと申し上げることもありました。やはりそういつた責任をとらない結婚生活をするといつかあきがある、そして結婚生活も壊れ、子供がいてもだめになつてしまうということがあるのだと思います。

そこで私が考えますのは、結婚における平等ということですが、これは経済的に片方が片方に依存し過ぎていてはいけなひのだ、そうするとやはり依存しているほうは選択することができなくなる。たとえば妻が夫に全く経済的に依存しているといろいろの機会に選択することも、自由であることもできなくなつてしまい、一生懸命働いても、そのあげくのはてに奴隷のような立場

になつてしまうということがあるのではないのでしょうか。そのような中では、たとえ妻が本当に経済的な収入を得ている場合でさえも、そういう不平等が存在してしまうと思います。

そういう意味で、今本当に必要なのは、家族教育だと思います。この家族教育は、小学校とか中学校で、早い時期に子供に教えておかななくてはなりません。たとえば学校ではありとあらゆることを教わるのですけれども、このどうやつて生きてゆくのかという大事なことは教えてもらわないのです。その意味ではフィンランドもそうですし、また世界のどの国も同じような状況にあります。

鈴木 ありがとうございます。つまり、それ以前の古くから残された問題というものがあまりにも多いわけですね。このそれ以前の問題を一体どういうふうに除去するか、これは国民がいていいる不満というものを一つ一つチェックしていく民主主義体制の中での技術的方法としても非常に重要なことであろうと思います。そこで伺いたいと思うことは、そうしたフィンランドならフィンランド形の改善というものが国家の側からなされてきたのか、それとも婦人の要求によつて生まれたのか、このところが非常に重要な問題だと思うのです。つまり民主主義の基本というのは個人ですから、個人が努力することでは民主主義というもの本来始まらないわけですね。民主主義の基本原則というのは何かと聞かれたら、要求する前に努力せよということだろうという感じがするわけです。

たとえば身近な例をとりますと、あそこの奥さんは、毎朝自分の家の前の道路を掃除しているけれども、あそこの道路はでこぼこで気の毒だから、あの道路を直してやろう、これがデモクラシーだと思うのです。ところがいまの日本の社会の中には、要求だけをして自分が努力しないという面がかなりあるのではないかと。掃除も何もしないで、うちの前の道路が悪いから直せと要求する、そういうような形があつて、要求ばかりがぶつかり合うから日本の社会がいまこんなにぎすぎすするのではないかと、そういうことを日頃痛切に感じます。

では、一体婦人問題なら婦人問題をどこから個人個人が、あるいは団体として努力していくのか、今までも数多くそういうことがなされてきたとは思いますが、まだどうして毎年毎年こういう会合をもたなければならないという現実がある。これをいつたどこから手をつけていくのか。中根先生いかがですか。女性が社会的に自分たちの地位を高めるために、女性の側から動きかけたというのは歴史的に見てきわめて近代のことですか。

中根 そうですね、資本主義が発達してからのことだと思います。

鈴木 しかもそれが非常に組織しにくいという面も同時にあつたわけですね。

中根 そうですね。特に日本の場合組織しにくいのではないのでしょうか。かえつて外国の場合の方が女性連合という感覚がありますね。日本でやりますと少数の人が張り切つてやる運動になりやすく、あとはただ参加するというだけ。そういうように日本の女性の連帯意識が低いと思いますね。

鈴木 これをどの辺から変えていくかということですね。

中根 そうですね、女性の連帯意識が低いということは、ある意味では男性と比べて女性がいかに孤立しているかという点にあらわれているわけですね。たとえばプロレタリアート団結せよということは、すごいブルジョア層というものが存在する社会で出てくるわけですね。それと同じように日本の女性問題というのは、対男性というように簡単にわきまをきかれないところがあるのです。問題はむしろきわめて身近なところにあるようです。たとえば日本の女性の社会進出あるいは再就職が非常にむずかしいという問題は、日常生活における対応の仕方にあると思うのです。

というのはアメリカの男性に比べると、日本の男性は家事を少しもやつてくれないわけです。やらなければいけないとか、妻がかわいそうだという思いやりはあるのですけれども、思いやりがあるということと、やつてくれるということは必ずしも一致しない。思いやりはアメリカやイギリスのどの男性より以上にあると思うのですよ。奥さんのいないところでいつも奥さんに悪いと思つている男性はとても多いですね。だからといって、縦のものを横にすることもなさらないという場合が多いわけですね。

これは世界的にみますと、南の方にこういうタイプが多いのです。たとえば夫が皿洗いをするようなアメリカ文化がヨーロッパでは、北のスカンジナビアとかイギリスとかドイツまでは相当ひろがるのですが、フランス、イタリア、スペインなどの男性はなかなかやらない。同様に、アメリカ文化というのはずいぶん日本に来たのですけれども、日本の男性はなかなか皿洗いまでしません。ですからこの辺に問題があると思うのです。日本の場合、中には家事がとても好きで、お料理も上手な男性もいらつしやるのです。そのかわり高くついたりするわけですが、日本の場合には、アメリカとかスカンジナビアの場合のように夫に半分持つてもらふということが将来どれほど可能なかどうか疑問です。私ども学生と接してみまして、若い人は昔と違つてき

ているので期待して、結婚したら家事を半分やりそうだなと思つていると、実際にはその人たちがあまりにも古い日本の男性感覚をもっているのに驚かされるのです。したがって、日本の男性をこういう意味で変えるのは、なかなかむずかしいのではないかと思うのです。

一方、女性のほうは能力を伸ばしてくるし、その他のいろいろな条件はよくなると思うのです。女性の知的水準もずつと高くなり、先ほど中山先生がおつしやつたように、努力すればエリートになれる道は全部開かれてきています。こうした傾向がずつと進むと今度は怠ける男性がでてくるという状態になるのではないかと思うのです。

アメリカとか北欧では、夫と妻が分担の方向にゆくけれども、日本の場合、どちらか強い方が選手になるという傾向があります。これは現在東南アジアがそうなのです。日本は封建時代が長かつたので、男性が女房より働きがなと恥づかしいという気持がありますが、東南アジアでは封建時代がないのでそういう気持がないのです。だから伸びる方が優先されてくるというタイプです。日本もちよつとそれに近くなるのではないかと思います。

先ほど社会主義の国について触れられましたが、私が最近行つた中国ではほとんどの女性が職業を持っていますが、働きやすい設備等を国家で整えています。そのように男性の理解とか、男性が皿洗いをするまで待つということは、日本の社会では夢のようなことで、むしろ職業につきやすい設備を国で整えることだと思うのです。

もう一つは保母さんたちの地位が非常に低いですね。先ほどシビラさんがおつしやつたように、プロとしての保母の地位を上げ、賃金を高くし、待遇を良くする。そういう方面の充実を進めるのがより実質的な解決の途ではないか、私はこう思うのです。

鈴木 男の意識の改革を待つていでもはじまらないというお話でしたけれど、最近産婦人科で聞いた話ですが、今の若い奥さんは、いざ赤ちやんが産まれることになつて分娩室に入るときに、あなたついてきてとご主人に言うのだそうです。そうするとウンといつてついてくるのがいる。そして産みの苦しみをしている奥さんの手を握りまして、しつかりしろと言うのだそうですね。この辺の意識の変化をどうみるのかというのは大へんむずかしいところで、案外中根先生が考えられる以前に男が降参するかもしれないですね。そこで婦人の問題というのは、つきつめていきますと、先ほど鎌田さん、シビラさんと指摘の教育の問題にぶつかります。もう一つは社会福祉の問題に当然ぶつかってくるわけですが、こうした意識の問題か、あるいは国家とか社会とかの施設の問題か、そうしたかね合いというのはどういう工合にお考えになりますか。

鎌田 先ほどシビラさんが、育児休業を、ある国では男性もとれる、男女が選択してとれると

おつしやいましたけれども、婦人が社会的活動、職業あるいは地域活動をする場合に一番大きな問題になるのは、育児、家事だと思います。その場合に、男女が選択して都合のよいほうに休むことができるという制度は、大変進んでいると思います。スウェーデンやニューヨークの市立大学でも去年あたりから始めたと聞いています。ただ先ほど中根先生が、なかなか男の人は血洗いをしないと云われましたが、この育児休業について、スウェーデンの場合を調べてみますと、実際に男性のほうを選択したのは、2割ちよつとです。ですから、やはり制度はできていろいろと問題があると思います。今の数字は出産後の育児休業の場合なのですが、この他にスウェーデン、オーストラリアなどで、子供がまだまだ小さいときに病気をした場合に、有給で休める制度があります。日本では子供が病気になる時、母親が勤めていれば、母親の勤め先に学校、保育園、幼稚園から、子供が熱を出したから来てくれということで電話がかかってくる、母親は仕事を中断して帰らなければならない。帰るのはいつも母親だと思うのですが、スウェーデンでは、先ほどの育児休業と同じように、父親でも母親でも休むことを選択できる。これはスウェーデンでは現在30%ないし40%の男性が利用している。この程度なら、まだ男性が利用できるのですが、やはり長い期間休むということは非常にむづかしい。

ノルウエーが大変なもしろの実験をしているということを読んだことがあるのです。それはノルウエーの家族協同会が、オスロ大学の社会科学研究所と共同の実験をして、男女ともに大学卒のカップルを25組選んで、家事と育児を共同してやるという実験です。中間報告が一度出たのですが、それによりますと、男女が共同して家事、育児を分担し、その場合に、一つの前提条件がありまして、週16時間ないし28時間どちらかが勤務する。そしてどちらかが必ず家にいる、こういう実験をやっています。この場合問題になりますのは、男性のパートタイムの仕事というのがなかなかない、やはりノルウエーでもいろいろ批判があつて、奥さんのために旦那さんは一生の仕事を犠牲にふつたではないかという批判も出たということが、報告に出ておりました。こういうところを見ますと、やはりまだ全体的な考え方としては、非常にむづかしい問題がありますが、育児、家事を家族の中で分担するという制度ができるというのも、一つの方法だと思います。

それから先ほど保育所の話が出ましたが、保育所あるいは育児休業あるいは他にどのような方法がありますが、いろいろ多様な手立ての中から、育児の期間、自分の生活に合った、自分で選べる休業形態があることが望ましいと思います。

もう一つ先ほど私が日本の場合には、日本独特のひとつの社会的条件をつくらなければならないと申したのは、老人の問題があつたわけです。日本では親との同居率が、東京都の場合でも70%

余と非常に高い。大体全国的にもこのくらいではないかと思いますが、これはほかのいわゆる先進国といわれるところにはあまりみられないことです。育児については保育所等の他の制度を利用するという方法が不十分ながらありますが、老人が体が弱くなった場合に、一生だれが家庭の中で世話をするかといえばお嫁さんで、どんな統計をみても老人の配偶者あるいはお嫁さんが世話をするというのが絶対的に多い。これは非常に日本的なことだと思うのですが、考えなければならぬことだと思います。

それから先ほど中山先生が家庭の中で家事がだいぶ合理化されたとおっしゃいましたが、外国でも社会的に合理化する方法が、たとえば都市計画の中で実験的にくみ込まれている都市もあります。日本でも10年以上前に家事のサービスつきアパートといいますが、マンションといいますがそれが作られたことがありました。それは2年ぐらいでだめになりましたが、そういう方法もあるでしょう。現在、日本にはたくさんの団地がありますが、団地の中に保育所や集会所が作られています。このような物理的な条件をいろいろな分野で整備しなければ、意識だけをどんなに高めても、実際問題として女の人は動きがとれないと思います。

鈴木 婦人問題というのは、今までのみなさんのお話を伺つても、きわめて日常的なところからやつていつたほうが得策ではないかということと、また中山先生のご指摘のように、どうしても一つの運動が先行して高いところにボンと出ていつてしまうという、そういう建前と本音と違うというようなものが、顕著に現われてくるような気がいたしますが、中山先生、個別的にいろいろな問題があるとは思いますが、先生のご関係の範囲内ではどういふところから具体化できるとお考えになつていらつしやいますか。

中山 はじめに私はやはり意識の改革という問題から始まつたのですから、そこに帰つて話を申し上げたいと思います。私は中根さんが言われたように、男性は見込みがないというのは、うそだと思います。やはりそれは長期間にわたる教育の問題なので、先ほど家庭教育ということが非常にやかましく言われましたけれども、そういう点に深い問題があるのだと思います。したがつて、努力次第で女性も能力を高めることもできるし、男性の理解も進むのではないかと。こういう席で申上げると非常に誤解されたり危険であると思い、ちゅうちよするのですが、あえて申しますと、こういう機会均等とか男女同権、平等化とかいふような問題を、婦人だけで運動するというのは、極くは間違ひだと思います。

たとえば市川さんが参政権獲得運動をされて、事実参政権は戦後成立した。しかし、それはやはり

その底に男性全体の理解というのがあつたのではないか。問題によつては、とても私ども男性がどうも踏み込めない領域がありますから、そういうところで女性だけでそういう運動をすることは結構だと思いますし、その点でちつとも私は反対ではありません。

しかし本当に問題である意識の変革をするということであるならば、やはり男女一緒にやつて推進しなければいけないのではないか。そのために私は婦人運動家がまず第1には自分のおやじさんの協力を得る必要があると思います。それから他の男性を。この会場だつて私は半分ぐらい男性であつてしかるべきだと思います。そういうところから少し輪を広げて運動を盛り上げるならば、私は遠からずしておそらく望みなきにあらず、こういう気持ちがいたします。

鈴木 確かに各地域は女性のものになつた。たとえばPTAにしても町内会にしても、身近な公害運動にしても、先頭にたつてゐるのは女性が多いわけですが、しばしば言われることは、そこに男性が参加してくれたら、この運動がどんなに強くなるだろうということです。しかし先ほどから中根先生がご指摘のように男は知らん顔しているわけですね。ですから中山先生ご指摘のように、今度は婦人運動の中にどう男性を取り込んでいくかということが、たいへん大きな問題としてあるわけです。

意識の問題で私が感じるのは、日本の中には、お互いの性に対する尊敬というものが無いということ。女性とはいかにすばらしい性なのかということが、男性の中にひどく欠如しておりますね。たとえば身近なものをとりましても、よく編物といつてばかりしたりしますが、ひとつのことをいつまでも続けることのできる性というのは、何というすばらしいことなのか、たとえば着る物にしても自分のことを美しく飾れる性というのは、何とすばらしい性なのかということです。外国に行きますと、そういうことを感ずるのです。男の側に女性という性はいかにすばらしい性なのか、そういう意識が基本に流れているのではないかと思います。だれが教えたのでもない。習慣や伝統の中から自然につくられたのです。

そういうことは、たとえば日本の男性が外国に行くと、女性に荷物を持たせないで一生懸命自分で持つのですが、羽田に着いたとたん逆になるというように、基本的意識の問題なのですね。その辺からひとつ始めなければならぬのではないかという気がします。

有泉先生、法律の問題で、これからもしそうした男女不平等とかあるいは差別とかについてこういう視点からみたらどうでしょうか。つまりイギリスが長い間デモクラシーの問題を維持してきたということはイギリスというのは憲法はありませんが権力に対する絶えざる監視ということとその生活のモットーにしてきたわけですね。権力というのは政府であり、企業であり、労

働組合でありますけれども、そういうものに対する監視が、イギリスの女性の場合かなり高い。だから日本でもそうした権力が女性に対してあるのは間違いをおかすということが考えられますが、そういうものをどういふふうにして監視していくか、あるいは排除していくか、その辺のお考えはいかがですか。

有泉 イギリスの婦人運動はかなり長い歴史があつて、日本でも手本にすべきところはあるかもしれませんが、しかし、実はイギリスでは、法律の意味では男女平等、同一労働同一賃金というのは、ごく最近実現したのです。もし今後日本がイギリスを手本にするとすれば、実質的な平等をどうやって実現していくかという点になると思います。

その際に最近つくづく感じていることは、イギリスのある裁判官が「ルール・オブ・ロー（法の支配）」という書物を著しているのですが、その法の支配というのは、法律の前でだれでも平等だというのが柱になつていて、それを守らなければならない。しかし国民一般も直接これを監視しなければならない。それを守るためには国会が監視しなければならない。しかし国民一般も直接これを監視しなければならない。そして国民一般の監視は、ザ・プレスつまり新聞や放送がこれを実行するのだと書いてあります。これを裁判官が言っているので非常にびっくりしました。実は同じことがジャーナリズムの側からも言われています。ちよつと脱線しますが、電話の盗聴ということがあつて、その盗聴した記録が濫用された。それが国会で大衆問題になり大いに議論されました。そして今後そういうことのないように、国会としてザ・プレスが監視しなければならない、とある新聞の論説で強調されました。そのときはプレスが自身で言つたのですから、そうかなと思つたのですが、最近読んだものでは、裁判官までがそう言うのです。さすがに世論の国イギリスだと思いました。

男女の平等にしてもその世論を喚起するということが、非常に必要だろうと思います。その意味では、中山先生が言われた、女性だけが組織、運動をしていると、場合によると新聞さえもちよつとやゆ的なことなどを書きかねない空気がありまして、そこで男性も一緒に巻き込んで監視する、監視ばかりでなく、例えば社会保障が不十分だと女子がなかなか職場に入りにくいというのであれば、そういう立法あるいは施設を作るべきである。そういう意味で男女の労働条件も一緒に向上さすべきである、ということが主張されているのはおもしろいと思います。

鈴木 中根先生、私は確かに女性自身の地位が向上するということは非常に重要な問題だと思いますが、半面で、女性がこれだけは捨てまじよう、自分も個性を振り、そういうこともあつて

いいのではありませんかという気がします。たとえば労働の問題にしてもいろいろな女性を保護するための対策があります。けれども、思い切つて平等にするならばそういうことをなくしたら、それは極端な話かもしれませんが、そういうふうに自分から捨てるものもあつても時にはいいのではないか、ある決心を示すためにですね。そういう点はどうお考えになりますか。

中橋 そうですね、私もそういう意見です。もし平等を欲するとすれば男子と同等に、まあ出産は別にして、あとは全部同じにしていける、そういう前提でいくべきだと思うのです。中国の女性の地位が非常に高くなつて、男子と同じように働いている裏にはそれがあつて、たとえば普通の社会ですと夫婦で一方は大阪に転勤になつて、一方は東京だという場合には、何とか一緒にしてほしいという申出をしたり、あるいはそういう配属のうえに転勤させる場合がありますね。ところが中国では夫婦が全然別の地域にいるというのは非常に多いですね。ですから社会主義のように男女平等ということを徹底していくとあの形になると思うのです。もしあの形でいいというならば非常に高い平等が実現すると思うのですが、普通の社会では果してどこまでそれが踏みきれるかどうか、これは中山先生のほうがお詳しいと思うのですが、女性保護のルールがあまりにあり過ぎるために、かえつてマイナスを背負っているということがあると思うのです。ですからその点女性も自覚をしなければならぬと思うのです。

それから先ほど中山先生はちよつと誤解をなされたようなので、つけ加えますと、私の男性意識の批判は、台所のことをしないというだけのことなので、女性の地位の向上ということに関しては、ほかの社会に比較して日本には非常にフェミニストの男性が多くいらつしやると思います。そして戦後各分野で女性が進出して、歴史的に新たに出来た裏には必ず各分野にそういう女性を元気づけてくださる男性がいらつしやるのです。そういう男性が相当いらつしやるということは非常にまた日本文化の特色だと思います。そのことは先ほど言つたこととつながるのですが、日本において女性だけの連帯を弱めていることにもなるわけです。ですから女性だけの連帯が弱いということは必ずしもマイナスではなくて、中山先生のご意見だと、男性をも含めて運動をしなければならぬことです。ですから、日本の文化においてはむしろ男性を引き込む、そういう傾向をもつていていると思います。必ずしも男性の意識が低いと申し上げたわけではありません。

鈴木 中山先生いかがですか。つまり取るだけが本質ではない。ある面捨てるものもあるのではない。女性が平等というからには、それなら私たち男性と一緒にやるかという、女性はご免だという面があるのですよ。その辺はどういうふうにお考えになりますか。

中山 私は先ほど申し上げたとおり、現実の問題としては、まだILOに参加している国自体が、先ほどシビラさんもちよつと触れられたように、必ずしも男女平等とか、賃金の面でも、その他の面でも条約を批准したからそれを実行しているという事実はないわけで、そのことは日本にもあてはまるので、その意味ではそういう点から改善をしていかなければならないと思うのです。しかしILOで出された意見だけが婦人問題だといわれる時期はもう過ぎたのではないか。これは決してILOの悪口を言っているわけじゃないのですけれども、もうその時代はすぎた。もうちよつと深く女性という、セックスの区別をしに、むしろ人口の2分の1の人間としての成長を考えていくという点に婦人運動の実際のあり方も変つてきているのではないか。そういう点から言いますと、もしそうだとしたらこれはまさに人間の問題ですから、女性だけの問題ではないわけで、これは男女が一緒に推進しなければならぬことではないか、その機運はすでに始まつている。始まつているのをどういうふうに推進するかということはわれわれも考えなければならぬ。女性のほうでもお考えになつたらいいではないかということが私の意見なのです。

鈴木 つまり自分が、婦人を中心として、いまだどこにいるのかというその確認が非常に足りないではないかという気がひどくしてなりません。つまり婦人の問題について、同じ日本人の中でも、いまお隣同士の方の中でもかなり意識の違いがあるということ、この中で一体どこからどういうふうにみなさんの考え方を広めていくか、みなさんすでにいろいろな機会をとらえて、またいろいろな団体に所属してやつているかもしれませんが、それを急激に広めるか、あるいは水面に波紋が広がるように広めていくか。それを先ほど中山先生は、まずご主人からというふうにおつしやいましたけれども、これは婦人運動のあり方として一つの大きな真理だと思います。

しかし、自分の夫からやつていくというのは大へんなことで、ご主人との連帯というのはなかなか日本の中にないですね。外国では朝起きたらお早うございますという挨拶が家族の中にあるわけですね。日本ではそれが欠落している。私はそういう日常の中から、婦人運動というものは始まつてくるような気がしてならないのです。つまり自分はいま何によつて生きるかという、そういう自分の生活をもう一度見詰めることによつて、その中から何かをやってみよう。先ほど先生方ご指摘のように、いろいろなことを発見することから始まるわけですね。自分の家の中にはこういう問題がある、地域にはこういう問題があるというように、そして次の段階で、いつも何かを考えている女性ということが、二つ目のテーマになつてくのではないかという気がいたします。さらには相手の考えをお互いに知り合うためには、3番目の条件として、他人の話を聞く女性ということですね。アメリカにこういう諺があります。民主主義とは簡単なことなのだ、それ

は相手の話を親切に聞いてやればそれでいいのだ、”、こういう言葉です。あの人と話をする、この人とも話をするから民主主義というのはとても遠回りの、遠回りだけれども出てきた結論にはいろいろな人の意見が反映しているから民主主義なのであつて、このみんなの意見を反映させていくということだと思いますし、先ほどから先生方がお話しのように、まず自分から何をするか、そこるところから婦人運動は始まってくるような気がいたします。さてそこで最後にシビラさんに伺いますが、個人もまた社会においてもこれだけ違う意識を世界的なレベルに高めていくのは、これは大変なことだとみなさん改めてお考えになつたと思います。そこでこうしたらばらな意識をどうして世界的にまとめ、そして女性の運動としてやつていくのか、その辺のところをお話したいきたいと思います。

シビラ　ちようどただいまお話にあつたようなことが今まで国連でも足りないこととしてあつたのではないのかと思います。私ども一番最初は、政治問題について議論が集中して、それから今度は経済問題に集中するようになってきた。そしてやつと社会開発の問題、また人間の開発、いままでなおざりにしてまいりました問題について機が熟してこれからとりかかろうというところですよ。そういう意味において、やはり人間の問題に注目しない限り何の進歩も得られないと思います。ちようど今年はそういう意味でもお互いに私たちがどのように相互依存しているかということをつくりとよく理解しあういい機会であつたと思います。

たとえばアメリカのようなあの大きな国が、たくさんの発展途上国が一体となつての要求には勝てない。そういうこともありましたし、また今年が国際婦人年ということで、これは決して婦人の問題に集中するのみならずそれは人間の問題であるということでもみんなのための開発を考えていく時であると考えます。そしてこの婦人と開発の10年ということ、実際にこれが始まつたならばこの運動は人間ののための10年であるということになつてほしいと思つております。そういうことは、すべて私どもがお互いに朝起きたならば家族の中でおはようございますを言い合い、それからもう国籍とか性別、そういうことにかかわりなく、隣の方々ともみんなて話合う。そういうことが行われてはじめて可能になるのではないかと思います。

鈴木　ありがとうございました。結論がでたようですのでこれでシンポジウムを終わります。

(3) 特別講演

「今日の婦人問題」

OECD婦人問題部会議長

シルバ・ゲルバー

まず日本の国際婦人年を記念しての意義ある行事に参加する機会を与えられたことを、御礼申し上げたいと思います。

私の話の中には直接みな様方の関心のあるものも、またそれほどでないものもあろうかと思えます。そのために質疑応答の時間が設けられておりますことに、非常に期待しております。

社会における女性の役割は、時を経て社会の価値、文化の価値とともに変遷を遂げてきました。特に工業の発展によつて根本的に変化した社会においては、そういう女性の地位、役割の変化は画期的なものでした。全ての女性は、女性であるが故に共通の問題を抱えていますが、女性の地位ということに関しては、必ずしも共通の経験を有しておりません。今日、私に与えられましたテーマは、今日の婦人問題ということですが、工業化された社会、工業化された国々における女性の問題にしほつてお話ししたいと思います。

現代の女性の役割を根本的に変えた要素、これは科学技術の進歩に由来することが多くあります。家庭内の伝統的女性の役割、職場における女性の役割は、わずか10年前とは今昔の感があります。出産を抑制する有効な手段の普及、または自動化、コンピューター化された社会の出現により以前と現在では同じ社会といえないほどの変遷を遂げています。

医学と科学の進歩は、ほとんどの工業国の出生率に関する統計を見れば明らかなです。人類史上初めて、今や全ての家族が望ましい数の子供たちを、望ましい間隔でえる有効な手段を手の届くところに与えられているということになります。女性は今や欲しない子供を欲しない時に産まなくてよいということになりました。科学の恩典により家族は自ら構成を定める手段を手中に納め

講 師 紹 介

カナダ生まれ

トロント大学及びコロンビア大学卒業

1968年労働省婦人局長に就任

国連婦人の地位委員会カナダ代表

ILU・OECDの国際舞台で活躍

ようとしております。このことは、言うまでもなく男女を含む社会全体に大きな影響と波紋を投ずるのですが、女性の役割に対する直接的な意味は、革命的と言えるほど大きなものです。女性が自らの生活を選択するその道を開くことにもなります。女性により充実した生活を約束し、望むとあれば、家庭外において生産的な役割を果たすことを可能にしています。

この技術の革新は、また女性にとつて家庭の中又は職場における仕事を革命化することになりました。家事に従事する者は末だに多くは女性ですが、それでもこの技術の革新によつて、従来の家事をより少ない時間、より少ないエネルギーで処理することが可能になりました。このことは、家事を行う者が家庭外に選択を持つその時間的余裕とエネルギーの余裕を提供することにもなるのです。

今日のインフレの下で、またより良い生活を求めてやまない活動が、家族に新たに経済的圧力を加えることになりました。従来妻と子供を養育する役割は、ひと先に男性にまかされており、一人の収入取得者によつて全てがまかなわれていましたが、今日の経済的な圧力は、第2の収入取得者を求めることになりました。少人数の家族を抱え、伝統的な家事から解放された主婦が、その空白を埋めるといふのはごく自然の成行きとなりました。そのために工業国における労働人口への婦人の参加は、画期的なものがみられます。

職場において技術の革新は男女を問わず全ての労働者に大きな影響を招きましたが、中でもいわゆる婦人に適していないとされていた職業に最も大きな影響を与えました。従来肉体的な重労働を負う職業は、今日ではオートメ化され、女性の生殖器に有害な元素を扱う職業は、今日では、女性を含めて全ての労働者にとつてより健全な、より健康的な職業となりました。このようにして職業の公害はますます除去され、従来肉体的に女性に好ましくないとされていた職業は、ますます多くの女性を迎えることになりました。

これらの全ての変化の速度は著しいものであり、この変化を要した社会の姿勢又は態度が、その現実の変化の速度についていけないというのが、今日の姿です。時代にそぐわない風潮、社会慣行、習慣、そういうものがまだ伝統の中に脈々と生き、悲しむべきことに法律にそれが反映されています。今日私どもが生きている社会は、かつて法律が作られたその時代とは全く異なるものであり、今日の伝統や習慣が育まれてきたその当時の社会とは全く異なるものとなつています。

言うまでもなく、急速な社会の変革を伴う時代に、女性は深刻なジレンマに立たせられると言えます。伝統的な生き方を求める女性にとつては、いわゆる伝統的な女性の役割というものとは、

すでに得られなくなっています。家族の単位は小さく、家事は非常に短い時間で終わってしまう今日です。現代において、社会がこの空白を生みだしてきたといえることが言えます。女性の伝統的な役割を革命的に変えてしまったということになります。

家庭にとどまり伝統的な役割を果たそうと欲する女性にとつて、さらに深刻な問題があります。それは社会保障制度における妻の権利の問題です。社会保障制度には、往々にして女性は扶養家族であるが故に、不利な立場を強いられています。制度によりましては、単に妻を扶養家族として指定するだけでなく、さらにそれを細かく分類することを義務づけているものもあります。夫に死別したか、離別したか、捨てられたかによつて権利が異なる国もあります。女性の年齢が受ける保障の基準となる国もあります。

実際に社会保障を必要とする人にとつて、それを受けるための条件が非常に複雑で数多いということも、また問題です。西洋社会では破綻に終わる結婚が多くなつてきていますが、この離婚に際して妻の地位は、特に難しく厳しいものがあります。国によつては財産権に関する法律が非常に妻に厳しいため、数十年家を守り、子供を育て、夫を補助してきた妻が、一度離縁となりますと、夫の財産の分与について微々たる権利しか与えられていないというのが、特に農村において顕著ですが、現状であります。

多くの国では、このような家族法にかなり手が増えられてきていることも事実です。これに準じて社会保障法もまた変わつてきています。もともとこれらの法律にみられる差別条項は、女性を差別することを意図して挿入されたのではなく、過去の社会の習慣又は慣行を反映しているのに他ならないのです。

同じような社会の習慣、慣行が職場においても、また経済の世界においても女性を悩ませているというのも事実です。労働人口に加わる女性は誰れでも経験することがあります。全く科学的根拠を伴わない伝統的なものの見方、すなわち女性はせいぜい弱である、ひよわである、女性は知的能力が限られている、女性是不合理で感情的である、肉体的に弱いため欠勤が多い、女性は男性に従順であるべきである等々、社会に浸透している、または社会に根ざすこの種の神話の類が女性を待ちうけています。女性の能力については、社会に技術革新をもたらした科学的研究や調査の恩恵に浴することが全くないようです。このような女性にまつわる評価に対して、果たして科学的な裏付けがあるかないか、そのことについての確認は全く行われていません。

多くの工業諸国では、女性は少なくとも初等、中等教育の段階では、均等な教育機会の恩恵にあづかつてきました。義務教育の普及、中等教育に対する大衆の支持、それらを通して、男女を

問わず、人が自らの能力を発展させ成長することを可能にしてきました。しかし一たび高等教育となると、女性を不当に限定する要素がまだまだあります。法学、医学などを学ぶ女子学生数が、アメリカでふえてきたのは、ごく最近のことです。女性の就学率を低く抑えておくために、割当制度があつたといわれている国もあります。工学又は建築などの分野における女子学生は皆無に等しいとさえいえます。ごく最近になつて商業関係の道に進出する女子学生もふえてきましたし、経済学者も出てきました。全体としては高等教育にも変化のきざしが見えてきたということでしょう。

また女性にも自らの学問領域を選択する方法において変化が見えてきました。女性も慣習に縛られてきたということは、公平にいつて認めざるを得ないことだと思います。伝統的にこの道に進むものが非常に少ないからといって、その分野に進むことをちゅうちょしてきた、足踏みしてきたということもありましょう。そういう事実が、女性に対する差別をさらに深刻にしてきたことも否めない事実です。才能とか能力は、教育であれ、職場であれ、性別には無関係であることを徹底させることが必要です。

労働人口に加わる女性もまた在来の観念をすぐ吸収してしまうという弱さがあります。女性自らも幅広い選択を持つこと、使用者もまた女性の潜在能力を十分に使うことを求める、この両者を求めることが望ましいと思います。

働く婦人が直面する大きな問題の一つは、同一賃金と同一機会、機会均等の問題です。同一労働に対する同一賃金の原則は、決して新しいものではありません。いまを遡る1919年にすでにILOが憲章にうたっています。しかし、それが実施されないということもまたILOの認めているところです。要するにその概念自体が狭過ぎて所定の目標を達成することができないというのが現実です。

ILOは前回の会議の席上で、昨年の専門家グループの勧告に従つて、原則を採択しました。あらゆる雇用上の条件の差別を禁止するという幅広い概念と、同一の仕事に対する同一の賃金の原則は不可分であるというこの原則を採択するに至りました。性別による報酬の差別の撤廃という原則は、雇用の無差別、栄典の無差別、職業訓練、福利厚生、社会保障など、雇用の条件に関するものに全部準用されるべきであるという考え方です。

昨日、シビラ夫人の言われたことを思い起こしていただきたいと思います。この同一労働に対する同一賃金の原則の実施を不可能にしていることは、その職業をどう評価するかという、その方法手段が明らかにされていないからです。そのような職業の評価を行つてきたのは、今まで労

働組合だけでした。しかし周知のとおり、労働組合というものは、婦人労働者に対して同一賃金を支払うことに対して、今まで余り熱意を示してきませんでした。もちろん婦人の働きかけの下でその方針を変えようとしてはいますが、そのような現実があります。

働く婦人の住む今日の社会は、今なお女性のみが育児、家事の義務を持つという観念を持っています。このことは、変化する社会において、女性に二つの負担をかけていることを意味します。家庭において等しい人格を男性が認めない限り、働く既婚婦人は二つの重責を問われることになります。育児の担当者、厨房の担当者としての女性の伝統的役割が、配偶者間における分業という新しい考え方に道を譲らない限り、働く婦人の負担は軽減されないということになります。

家庭の責任については、職業についている婦人は、家事に加えて就学前の児童の世話のやりくりをしなければならないのが現状です。多くの工業諸国では、働く母親を援助するため、保育所がますますふえてきています。教育施設の普及と同じ意味で託児所が普及し始めているのです。しかし、それとて十分に施設ができるまで、働く母親は大きな犠牲を強いられることになります。

女性が働くということ、これは工業社会においては決して新しいものではありません。しかし往々にして従来婦人労働者は安価に労働力を提供してきましたし、より低い報酬に甘んじ、二重的な仕事に甘んじてきていました。これでは搾取されるのも無理からぬことでした。初期の労働法は、極端な搾取に対してある程度の保護を提供することをねらいとしてできています。

このような労働法は、例えば夜間の労働禁止、労働時間又は労働内容の登録制度、女性の最低賃金法その他、幾つかの保護条項を設けています。産業の近代化に伴い、組織労働者の台頭に伴い、このような保護条項は、機会均等のためには、保護というよりもむしろ女性にとつて障害とみなされるようになってきました。企業主は、このような保護法規を引用して女性に対して低い賃金を支払つたり、または男性を雇用する理由に使つてあります。最近では、このような保護条項を外す方向に向かつて、政府に対して働きかけ、圧力がかけられております。

この問題は、いま女性の間で討議され、また労働組合の中で取り上げられ、法廷で争われている問題ですので、働く婦人自らこの問題を検討することが必要だと申し上げたいと思います。

ある種の企業になぜ女性が雇用されてはいけないのか、またある種の産業において、女性の雇用を禁止する法律を撤廃する、そしてこれは私の主張ですが、また男性と異なつた労働時間に女性をつかせなければならないといった種類の法律、または夜間の労働は女性はしてはいけないという法律、これらを撤廃すべきだと私は主張しますが、その私の主張の背後にある考え方について説明してみたいと思います。

このような保護法を撤廃することを私が主張するのは、一方では平等を求めておきながら、他方で特権を求めることは許されないと考えるからです。雇用の条件をとつてもそれが女性に悪いものならば、それは男性にとつても等しく悪いものであらうと考えます。通常の労働時間を超える労働が女性にとつて悪いものならば、これはまた男性にとつてよからうはずはありません。要するに女性の地位の向上を求める私どもは、まず最初に何をとり上げて、何を第1の優先に置いて闘うかということを考えなければなりません。権利の平等ということならば、保護の平等ということにもなりましょう。

私のこの種の保護法撤廃の主張に関する説明を、一、二例をひいて申し上げてみたいと思います。もし特定の時間をこえて、例えば女性が夜勤をすることを禁止するような法律があるならば、使用者が女性を雇うかわりに男性を雇つたからといって、どう抵抗することができましょう。例えばカナダではこういう例がありました。夜勤につく女性は会社の幹部がタクシーで家まで送り届けなければならないということです。これをみると、男性を夜勤につかせたほうが、はるかに安く済むということになります。男性と同一の賃金を要求するならば、同一の労働条件下で働くということも当然の義務だと思います。これは議論の分かれる大きな論争点であることを、私も自覚しておりますから、後の自由討論においてみなさん方の意見を伺えればと思います。

しかし、労働法の中でも、女性の生物学的、生理学的な特殊性をふまえて、どうしても維持しておかなければならない法律があります。すなわち出産の休暇です。もともと母子の健康を保護することを目的としてこの出産条項が定められたのですが、工業諸国では出産のために女性が休暇をとるということは当たり前になつておりまして、この間の職業の保障も与えられております。また保険や医療の恩恵もあり、その間の収入もある程度保障される制度があります。

最近では、従来母子の保健を配慮したこの種の法が、社会的要素を含んで拡大解釈されるようになりました。社会的意味あいも含めて解釈されるというのであれば、そしてまた結婚もまた両配偶者間の平等のパートナーシップであるというふうに解されてきている今日、父親に対して出産時の休暇が与えられてもおかしくないということになります。実際にアメリカでは、限られた職場ではありますが、そのように父親に対して出産休暇が与えられているところがあります。

工業諸国では、婦人の労働について興味深い現象がみられるようになりました。数年前に比べて既婚婦人が婦人の労働人口の多数を占めるに至っております。産業界はこの事実を踏まえて再調整をする必要に迫られてきているのではないのでしょうか。家族制度を温存し、同時にこのような既婚婦人の人的資源を十分に活用するという意味において、産業界は頭の切りかえをしなければ

ばなりません。

その一つの方法は、労働時間を弾力的に運用する制度（フレックスタイム）に切りかえることです。このフレックスタイムの運用方法については、ご存知の方もあると思いますが、例えばカナダ政府では、私どもは1日のうち何時から何時まで働くかということは、それぞれ各人が自分で決めることになっています。例えば朝の7時から、夕方6時あるいは6時半までのうち、1日の労働時間を自分の好ましい時にとるというやり方です。当然義務づけられる短い時間が昼にありますが、私の事務所では、例えば朝早く7時半に出てきた者は、3時又は3時半にひける、9時に出てきた者は、4時半又は5時まで働くというようなシステムになつておりまして、こういう弾力的な労働時間の制度を採用することによつて、少なくとも働く母親、それから家庭責任のある母親の問題を緩和することができるのではないかと思います。夫が早く出勤して早く帰ってくる。少しずれて妻が出勤して少し遅く帰ってくる。もちろん昼の間の問題がまだ残つていますが、それでもある程度問題が削減されると思います。これはまだ実験的な段階ですが、いわゆる午前何時から午後何時までという固定した融通のきかない労働時間制度よりは、はるかに問題解決に寄与するのではないかと考えます。

もう一つの方法は、パートタイム制度を拡大することですが、これは必ずしも私の支持するところではありません。賃金を搾取するという危険性があるからで、例えば普通フルタイムの一日の仕事をパートタイムの何時間においてやらなければならないというように婦人に渡しておいて、その限られた時間の報酬しか支払わないということが、間々見られますので、この制度はそれなりの難しさがあります。このようなパートタイム制度を大幅に導入する際には、フルタイムと同じ労働条件が適用されることを確認することが肝要です。それによつてパートタイム労働は搾取されがちという疑惑を取り除くことができます。

時代にそぐわない社会慣行、習慣に起因する女性への職業上の差別については余りこれまで触れてきませんでしたが、本来女性に好ましい職業というのが伝統的にいわれており、多くの婦人労働者はそのワクの中で仕事を求めてきています。西洋諸国や日本でも、多くの女性が、例えば、事務、サービス部門、看護、教職といった分野に従事しており、男性の職業とされていた分野への婦人の進出を見るに至つたのは、ごく最近のことです。私は労働組合を支持している者ですが、労働組合内部でさえ、男性のものと考えられている職に女性をつけることに対しては、かなりの抵抗があります。

性別による職業の差別の存在は、婦人労働者の潜在的能力や教育が活用されていないことを意

味しており、効率を重んずる社会においては矛盾することと思われれます。現代社会では、女性に自らの働く分野を自由に選択する権利が与えられていないということになります。

今朝、私は「今日の不況下において、大学を卒業した女子がどのような処遇をうけていますか」と質問されました。そこで、「アメリカでは大学を卒業した女子でさえ、事務員としてしか仕事を与えられていないのが現状です」と答えました。男性は事務員にはなりませんから、事務に従事する限り全く競争がないわけで、その意味では、女性はまだまだ安心していられるということになります。

しかし、女性に対して企業経営という新しい分野も開けつつあります。実業家になる、事業を始めることでは、カナダでは不動産売買に歩合制で参加する女性もでてきています。しかしそういう分野であつても、女性であるが故に提起される問題は皆無とは言えません。例えば企業経営に不可欠な信用も同じ条件下で、男性に提供されたものが既婚婦人には与えられないという現実があります。この信用に関する差別の問題ですが、もともと既婚婦人を保護する目的で挿入された条項が、末だに時代遅れになつたまま残つているということです。妻の債務の支払責任が夫の双肩にかかるという条項があるために、債務責任がない人は債権者にはなり得ないとする解釈がある等、金融の分野においても、現代女性が直面しなければならない問題はあります。国によっては、妻の債務の責任を夫が肩代りするという法律を再検討しています。

今日の婦人問題の多くは、急速な社会の変化に遅れた時代にそぐわない社会慣習に根ざしていると言えますが、既存の法律に起因する差別も多くあるということも事実です。法律を改正するには立法府が積極的に問題を取り上げなければならないということですが、多くの国々で、議会の大多数が男性議員によつて占められて、選出される女性の議員は皆無に等しいということがあります。法の改正問題に関しては、男性議員でもやつてくれる方はいますから問題にならないと思われれますが、現実には、法の改正を支持する男性でもいざ先頭に立つとなるとちゅうちよするものです。選出された議員は何にもまして大衆の支持に支えられていますから、社会の根強い慣習が拭われていないこの社会では、そういう法の改正は遅々として進まないということにもなります。

ここで大切なことは、女性に関する法律の改正に献身的に邁進する婦人の代議員を立法府や議会に送ることです。しかし、全ての女性が真剣にこの問題にとり組んでいるのではないことも、認識してかからねばなりません。根強い社会の風潮にひたつているのは、男性ばかりでなく、女性にも多いからであります。しかし、社会の改革を旗じるしとして、女性の地位の向上、または

社会参加の前に横たわる障害を取り除くことのために働くことを公約にする立候補者に対しては、十分な支援を送ることは大切だと思います。

政治に身を投ずる女性も、一般候補者が直面する共通の問題に加えて、女性なるが故に不利な条件を負わされることとなります。婦人議員が、婦人の議員としてでなく議員として受けとめられる日は、あまり近いとは思われません。しかし、あらゆる困難と問題を克服して政治の道を選び、女性に関する法律の改正に努力するならば、その必要の緊急性を認識する啓蒙された男女の支持をうけることもまた確かであります。

今日のように就業する婦人がふえていくときには、社会正義の実現というだけでなく、女性の能力が十分活用されることを保障することは急務と言わなければなりません。工業諸国で、このような女性の潜在能力が意味なく浪費されている現実、このまま許されていいとは思えません。健全な経済経営のために、このような人的資源を浪費することは許されなければずです。

私達自身に関する限り、襟を正し、姿勢を正すことが必要です。自分の才能と能力に合った選択を自由に行うことを奨励することが必要であり、自分が興味を持ち、能力を実証できる分野においては、伝統や社会の慣習を払拭して、資格を取得することを奨励する必要があります。現在の象徴である科学技術の進歩によつて社会に押しつけられた種々の変遷に対処して、女性が真の充実した生産的な生活を営むよう奨励しなければならないと考えます。

最後に付け加えますが、社会における女性の充実した役割が見出されて初めて、社会における男性の充実した役割も見つかるのではないかと思います。そのことによつて、男女を問わず、全ての人たちがより充実した幸せな生活を営むことができます。家庭内の平等なパートナーシップも、新しい意味や意義を夫、妻そして今後の新しい世代に対してもたらすことになりましょう。

(一般討論)

参加者 A 工業と医学が発達したというお話でしたが、工業の発達で、日本では昔なかつた公害、環境破壊とか職業病などの問題がおきています。また医学の進歩で、未熟児が育つようになったものの補育器の中の酸素不足による失明とか、注射の打ちすぎによる大たい四頭筋短縮症とか新しい問題が生じています。こういう場合一番困るのは産んだお母さんなのはもちろん、こういう一生治ることのない人を看病しなければならない人、すなわち女性だと思います。看護婦さん等を頼める家庭は別にして、日本ではこれらの子供を看る施設も少ないです。これは日本だけ

の問題でしょうか。この点について話していただきたいと思います。

ゲルバー 今の質問のご趣旨は、果たして今までの科学技術、医学の進歩に価値があつたのかということではないかと思います。近代の医術の進歩がなければ、新たな医学的な問題も起こつてこなかつたという指摘でした。寿命は二倍に伸びましたが、これに伴う利点、不利点両方でています。技術の進歩発展に伴つて多くの新たな問題が提起されてきました。しかし私の考えるところ、人間という動物は、この問題を解決する能力を持たされた動物だと思います。汚染、環境破壊、公害問題の指摘がありました。それは単に工業の発展によつてもたらされたばかりでなく、人口の爆発的な増加ということによつてもたらされています。このことは女性の地位と深い相関関係があります。人口の爆発的な増加がみられる国々においては、女性の地位も低く、女性の健康も悪く、子どもたちは飢饉から死亡しています。女性の地位が高い社会では人口増が少ないので、このために女性の地位と人口増には相関関係が成り立つように思います。人口が過密であるということは、食糧問題、環境問題があることを意味しています。これもまたつきつめたところ、女性の地位の上下にかかってくるのです。時計を逆に戻すことができるでしょうか、進歩を逆に戻すことができるでしょうか、否、それはできません。進歩によつてもたらされた新しい問題、それを解決していくことが私たちに残された道であります。保健、医療、それは社会改革の一部です。みなさんが選んだ政府が、その責任において公共施設事業、福祉事業を行うように、働きかける責任もあるわけです。このような新しい社会においては、社会の一員である私どもにもまた今日の社会の下の新しい責任が課せられていると思います。このようなことを全部考えてみても、私どもの将来がよりよいものとなつていくという信念が私にはあります。

参加者 B 先ほどのお話の中で、まだ実験的段階とのことで、労働時間を弾力的に切りかえていくということでしたが、カナダではどのくらいの職種でそういう制度になつているのでしょうか。

それから、論争点として、平等を要求するならば、保護についても考えなければならないというお話でした。けれども日本の場合、労働運動の発展や労働者の意識、また婦人が働くことについての考え方、過去の習慣などがかわつてきて、やつと婦人が働く、働き続けるという状況になつたのだと思います。このような状況の中で、平等を主張するからといって、例えば深夜業とか、危険有害業務、時間外労働、そういう保護条項を外してしまうということですと、一部を除いた大半の平均的婦人労働者、あるいは非常に困難な中で働いている婦人にとつては決して有効なことにはならない、かえつてマイナスになる面が多いように私は考えています。この点につい

ては、それぞれの国の実情なり、発展の経過なり、労働者自身の経験なり、こういったものを含めて考えてゆくべきだと思います。

ゲルバー 最初の質問、フレックスタイム制の実施については、申し上げたようにカナダではまだ実験的な段階です。考え方としては、労働者が余暇を生かせるということが基礎になつています。従つて、1週当りの延労働時間を変えないで、1日の労働時間を少し長くして、週5日働いていたものを4日にしようという試みがまずなされます。これはほとんどの民間部門で取り上げられた試みでした。当初はこの制度によつてユートピアが生まれるだろう、3日間は労働者は好きなことをして余暇を楽しむことができるだろうと言われたものでしたが、実際には、家にいる主人をつかまえて、奥さんがあれをやれ、これをやれと、もう愚痴はこぼすし、要求ばかりするので、ユートピアも何もなかつたと冗談まじりに言われています。こういうように週4日労働は、ある意味で失敗したようです。

その次に取り上げられたのは、フレックスタイム制ですが、これはまだ限られたところでしか採用されていませんが、政府が先頭に立つてやっています。民間企業では、保険業界とか銀行業界といったホワイトカラーの一部に適用されているということで、まだ広く受け入れられてはいません。

第2の質問についてですが、この保護条項について、各国が各々の必要条件を評価して、その各国の条件に見合った法律を作るということは、指摘の通り大切なことです。しかしその場合にも、私は一定の原則を定義づけることが必要ではないかと思います。私の見るところ、その原則というのは、女性が意義ある役割を果たすのに一番大切なものは何か、そして健全な経済生活を営む上で何が大切かということになりましょう。そういう観点から考えてみると、3分の2の男性の労働者に与えられている機会や教育を、残りの3分の1の女性労働者に対しても与えるということの必要さが認識されます。これがもしみなさま方の優先順位の第1のものであるならば、他のものはその優先順位に沿つてそれぞれ位置づけなくてはならないことになります。私の見るところ、この労働法の中の保護条項というものは、女性が意義ある役割を果たす上で一番大切なものかという、むしろそれに逆行する、障害になるものではないかと思います。社会の変化が始まつた段階において、ぜひみなさんはこの問題を取り上げて検討を加えてほしいと思います。いずれ解決しよう、もう少し待つてから何とかしようというのでは、とても手がつけられるものではありません。その最初の時に、この問題を十分深く掘り下げて検討していただきたいと思います。

参加者C 私の質問は、婦人労働者に対する保護条項はだんだん実行しにくい傾向になっているということです。今日本では、生理休暇が認められております。生理期間中就業が困難な者が休暇を請求することができることになっています。ところが、中小企業の中には、女は生理休暇や産休をとるので採用しないという傾向があり、認められた生理休暇も行使しないということがあります。これについて先生の意見をお伺いしたいと思います。

ゲルバー 生理休暇といいますと？ 生理休暇というものは聞いていましたが、実際に採用されている話は、私にははじめてのことです。私も長く働いてきましたが、自分はそういうものが必要だと思つたことはありません。家庭で忙しい家事をしている主婦も、そんなものをとつてはられないのが現実ではないかと思います。科学的に果たして根拠があるかどうかとも疑問です。婦人が雇用において平等な機会を与えられるために、出産休暇はどうしてもなくてはならないものではないでしょうか。出産に当たつて、男女2人の責任又は協力があつたという事実も忘れてはいけないと思います。

ILOには、全ての男女を含む労働者の労働条件の向上という意味でいろいろなとり決めがありますが、たとえば生理的な面では、重いものを持ち上げることに関しては女性に保護があります。男女が生理的にどこが違うかといつたら、それは筋肉の力がかなり違います。最近のオートメ化によつて、男の人も従来ほど重いものを持ち上げないで済むようになりましたが、私は、国の法律を作る人たちに対して、障害のある男性もまた女性と同じように保護条項が当然適用されるべきではないか、と主張しています。カナダの法では、女性は35ポンド、約17キロ、男性は60ポンド、30キロ以上は持ち上げてはいけない、というように一率の数字で書いてあるのではなくて、その人にとつて害になると思われる重量を持ち上げてはいけないと書かれています。

私が思いますのは、婦人に対して今まであつた保護法を撤廃することは、男女を含める全ての労働者に対して、よりよい労働条件をかちとることになるのではないかと、このように考えております。

(4) フォーラム

「男女平等と婦人の社会参加」

司会 樋口 恵子 (評論家)

福 武 直 (東京大学教授)

民間婦人団体

石 井 あや子	奥 山 えみ子
鍛 冶 千鶴子	小 島 ユキエ
清 水 澄 子	相 馬 雪 香
多 田 とよ子	寿 永 信 子
松 浦 三知子	吉 岡 初 子

意見発表

藤 田 栄	小 田 八千代
妹 島 長 子	伊 藤 久 野
粗 田 ちか子	

樋口 それではこれからフォーラムを始めたいと思います。

最初に意見発表をしていただきますが、これは去る7月、労働省と日本国際連合協会が、国際婦人年を記念して、男女の平等と婦人の社会参加をすすめるために、広く各層より意見を募集したところ、2000点をこえる応募がありました。そのうち約90名の方が入賞されたのですが、今日ここに、問題提起の意味で、5名の方から意見の発表をしていただきます。最初に、北海道で熊の木彫りの仕事をしていらっしゃる藤田栄さんをお願いします。

藤田 私は北海道から参りました。59才です。私は夫と民芸品製作の木彫工場で働いております。私たちの部態は、木彫りの熊のあら彫りをする男性と、毛彫り仕上げをする女性と合わせ

20名ほどの現場ですが、賃金は出来高制で、男女とも休み時間を惜しみ、身をけずって働いております。

私たち夫婦は五人の子供を育て上げ、跡継ぎの息子夫婦に酪農の仕事を譲り、主婦の座を譲って職業訓練校に入学いたしました。そして木彫工芸技術の基礎を学んで就職し、以来毎日毎日が真剣勝負で3年たちました。

この現場では、女性の繊細な手が加わらなければ、男性の傑作も商品として世には出ません。お互い教え合い、助け合って手職人としての生きがいを持ってきびしい底辺社会を誇り高く生きております。男性が進んで欠けたのみの刃先を直してくれたり、女性がお茶くみやトイレ掃除を引き受けるのも、人間として当然のことだと思っております。男女平等の真の姿は、男性の理解と協力を得て、女性が自信の持てる技能を身につけ、経済力を持つことだと、私はこの職場で教えられました。年に一度4月に更新される請負単価も女性は自分たちの団結で会社側と納得のいく話し合いをしてきめてもらいます。職場にあるときも、家庭にあるときも、男女平等を阻むものに、女性の甘え心があるのではないのでしょうか、女性自身の反省が必要だと私は思っております。

ところで私は59才、私どもの年代になりますと、老後の身分保障というのが一番の関心事となってきますが、社会福祉の充実と並行して、私は配偶者の残した財産の全額を相続する権利を保障してほしいと思うのです。夫と苦勞を共にしてつくり上げた、ごくささやかな財産も、ほとんどが夫の名前で登記され、そして男性には気の毒なんです、女性のほうが長生きするようですから、男性より平均寿命の長い女性が夫に先立たれて相続分は3分の1とは、あまりにもわびしいとは思いませんか。子供は親の財産などあてにせず、子供はもう自主独立、堂々と生きる技能と心がまえを継げるのが、親の責任ではないでしょうか。年老いて1人生き抜くために遺産相続の民法改正を願うのは私だけではないと考え、国際婦人年にあたり、私はこれを全世界の婦人に問うてみたいと思うのでございます。

樋口 ありがとうございます。続いて青森県の短大生の小田八千代さんをお願いいたします。

小田 進路について話し合わなければならなくて久しぶりに帰省したその夜、前々から頭にあった紫草での染色を心において何かしたいなあときり出しました。その途端父は、「女が何かしたいというのはだめだね」とビシヤリ。すぐさま「どうして」とそう問うと、「女が何かをしたいというのは、その時点で女のしあわせを捨ててしまっている」、ごくあっさりと言いました。

いままで何をするにも父に反対されずにきた私はと感ってしまいました。父のことばの裏を見れば、女は結婚し家庭を守っていくのが一番のしあわせだということになる。それはそれでもあわせでしょう。しかし、私にとってそれが最大のしあわせとはだれが言いきれでしよう。いまはまだ父に反論はしません、まだ十分なものが自分にはないから。しかし法の上では男女平等が定められている以上、私自身にも社会に出る権利があるはずでしよう。いまは準備段階です。男女平等を叫ぶ前に、そして叫ぶとき、女は女であることの甘えを捨てねばなりません。自分は女だからといういいかげんな妥協で社会に出るならば、その第一歩でつまづいてしまいに違いない。女性の社会的抑圧を指摘する前に自覚すべきことと考えます。

高校時代から私は弓を引いてますが、いまだに続けている理由は、弓には男も女もないことです。多くの運動競技において女であることのハンディは大きく、女子の記録はどうしても男子の記録を下回るのが、ことこの弓については、自己との戦いで自己を高めることにより弓も高まる。私自身そういう弓引きを目指しています。女が社会に出るには、まず女であることをこえること、女である甘えを捨てることにあると考えています。

樋口 ありがとうございます。次にボランティア活動をしている主婦の立場から、茨城県の妹島長子さん、お願いいたします。

妹島 もう何年も前のことなのに、ある会議に連なっていて、あれ、何だか変だなあと気づいたときの驚きを、私は今も忘れることができません。話し合っているのは、ママさんバレーのほか家庭婦人のスポーツプランなのに、十数人の出席者中、女は私一人でした。私たち女性のスポーツなのに、どうしてもこんなに男の人に考えてもらいのだろう。これは私たちも怠慢だったなあと思いました。それまでは女一人男性の中に出席するだけでもう精いっぱいだったその場所が、急に不思議でたまらない所になりました。

しかし一度気づいてみれば、それはもうママさんバレーだけでなく、私たちの生活のほとんどが一切は、男の人の企画、検討、実施で成り立っておりまして。もちろん女性は出産という全く天賦の職分を受け持っておりますから、男性に専門分野をある程度委ねるのは当然かもしれませんが。でも出産、育児に携わるのは、一生のうちただかたか数十年にすぎないのです。それだけを女の生きがいととらえている女を、母に、妻に、子に持つ男性だって、ほんとうにしあわせではないなあとということも思いました。そのためにも女も社会に係わっていかななくてはならない、と思ったのです。

とはいうものの、現状を見れば、男性に比べて能力、ことに社会性一つをとってみても、私は自分の未熟さが情けなくなるときがあります。女性が社会参加すると力んでみても、果たして実際にどれだけのことができるのだらうと、暗澹とすることもありました。でも男性に頼りっぱなしの社会の不思議さに気づいたときに、おぼつかなくても私はやはり自分の道を自分の足で歩こうと思いました。それから私は婦人教育指導員という仕事の中で尻り込みを捨てました。自分だけでなく、だれの前にも必ずある社会への道をみんなで本気で見つけ歩き始められるように、そしてふなれのためにつまずいたり、痛んだりするときには、互いにささえ助け合ってしあわせを目ざして生きていきたいと願うようになりました。どう工夫すれば私たちが人に甘えないで、人のせいにしないで、自分自身をしっかり見つめて生きる気力と賢明さが私たちの自身の中に育つのかなあと、毎日思っております。

樋口 ありがとうございます。読んで、2人の子供のお母さんとして男女の子供の育て方を考えていらっしゃる、栄養士でもある栃木県の伊藤久野さんをお願いいたします。

伊藤 栃木県の山の中から参りました。大正デモクラシーのさなかに生を受けたせいか、私は小さいときから男女は平等でなければならないという考え方が、心にしみついておりました。社会の根強い男女差別、それから女性蔑視に驚きかつ考え、この原因の一つは、子供の育て方、ことに男の子を育てる母親の態度にもあるのではないかと思いました。そして私は男に養ってもらわなければ生きられない女、それから女に身のまわりを世話してもらわなければ仕事ができない男には子供を決して育てまい、男も女も独立独歩できる人間にしようと、心にきめたのです。

結婚して、幸い男女一人ずつ子供に恵まれました。そこで私は日ごろの考えを実践したのです。つまりどんな場合でも、「男だから」とか「女のくせに」などということばは一切使わないことにし、勉強や遊び、ことに仕事に関しては、男女の区別を全くせずに同等に扱いました。従って、2人とも何ごとも性による制約を少しも受けることなく自由に行動し、また要求もしました。もちろん学問に対する興味、遊びの種類、仕事の分担などに多少の差違は見られました。けれどもそういう育て方をしておりますと、得手不得手は個人の差であって、男女の差ではないと考えるようでした。その意識がお互いの信頼を深め、尊敬し合うことになったのでしょいか、二人とも人の立場を理解できる思いやりある人間に成長しました。そして心から男女は同等であり、平等でなければならないと思っております。

「三っ子の魂、百まで」、今後いろいろなことがあって、考えも多少変わるでしょうが、根本

にある、男女は同等であり平等でなければならないという考えは、決して変わることはないと思います。舟楫をかけた一つの実験でした。その過程において数々のエピソードもありましたが、この実験は大成功だったと自負しております。私は自己の作品である息子を尊敬しております。たまに会えば、夜を徹して話の尽きることはありません。男の子を持つお母さま方、男女の平等を願うならば、その一半はあなたの手に握られているのです。

樋口 ありがとうございます。それでは最後に農村社会に長くくられ、最近突然夫に死別された鳥根県の祖田ちか子さん、お願いいたします。

祖田 今年の4月、突然私は夫に死別しました。驚きで涙も出ない私は、お葬式の準備をあれこれ整えねばなりませんでした。いままでは何でも相談してきていたのが、親類のことからお寺のこと、お金のこと、みんな自分一人の考えで、集まってくださっている近所の人にたえねばならず、そのときにつくづく一人で生きることの切実さと無情を感じました。

しかし、お葬式も無事に終わり、霊場を管理しておられる方々からの引き継ぎや部落の人のお礼のあいさつなどには、すべて23才の長男がよばれます。喪主ももちろん長男です。私はこのときほど強く男社会を感じ、女をみじめに思ったことはありませんでした。夫と一番長くつき合い、心を知っているのは妻であり、一番悲しく困るのも妻であるのに、夫が亡くなると妻も死んだような取り扱いを受けるのはなぜでしょう、私のいる場所がないのです。それ以来実質的には私が実権を持ってやっておりますが、部落のつき合いは全部長男の名前でやっています。こんなときもし私が夫だけにたよって生きてきたのだったらどうなったでしょう。そして長男が家を切り回す年であったのなら、その妻はまさしく未亡人そのものではないでしょうか。夫に死なれてまず一人の女性として私がつき当った社会での壁でした。幸いにして私は農業のほかには小さな商店を経営しておりましたので仕事があり、またものを考え、書くことに生きがいを持つようになり、この二つが物心両面でどんなにささえになってくれたことか。農村に生まれ、農家に住んで、男と一緒の働きをしてきて、いままでに同等の権利など思ったこともなく、働くことにおいては男女の別を感じさせない農村、いや男より女がいないと困るのが農村なのです。しかし農村の男女平等は、働くときと辛いときのみのものであることを、いま私は知ったのです。

人生いつどこで一人投げ出されるかわからない世の中、いつ一人になっても生きられる、そんな心がまえを身につけ、一人の人間として生きることのできる女性になることが基本であり、条件でもなければならぬはず。国際婦人年は私のような平凡な女が目覚める年であってほし

いと思います。

樋口 ありがとうございました。これで五人の方の意見発表を終わったわけですが、これらの応募作文の審査をなさいましたお一人、福武先生からまだほかにいろいろな意見があったと思いますので、感想を含めてお話をいただきたいと思います。

福武 私、選考委員という大役をつとめました。願ひまして、私のような素人がその仕事に携わらなければならぬということ、したがってまたその結果として、男一人のふさわしくない人間が壇上に上がっている、ここに日本の男の水準が最もよく示されているというように思います。私は特に婦人問題の研究家でもありません。それにもかかわらず、こういう場に出てというのは、男のほうか男女の不平等とか家庭の問題についてきわめて冷淡であるという何より明確な証拠だと思ひわけです。

拝見いたしましたご意見は、いろいろの問題にわたっております。その中から五人の方々に発表していただいたわけですが、限られた方々にご発表願ひわけですので、年齢とか同じ果に二人というのはどうかと、そういう配慮もした結果でございますので、ほかにも立派なご意見があったということ、あらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

限られた時間で申し上げるわけですので、ごく印象的なことだけになろうかと思ひますが、まず、男女平等に重点を置いたものの中から検討してみますと、何と申しましても現在日本の社会が男中心の社会だということ。女のくせにとか、どうせ女だからとか、女でてらにとか、こういう言葉が意見の中にいっぱい出てまいりまして、それに対する憤慨も十分察せられるわけです。そしてまた、例えば新聞の死亡広告の場合に、男の名前がずらりと並んで、長女であるにもかかわらずそのあとに並んでいる。これはけしからんというような意見もありました。そういう問題をはじめといたしまして、この男中心社会の矛盾というものを書きになった意見が相当多かったと思ひます。

それから今日の発表の中にもございましたが、出生のときから男でよかったとか、また女か、というように偏見が始まっているので、子供のときから同じように育てるのだ、というご意見がありました。そういうようになってほしいものだと思ひわけでございます。

それから学校教育の中で男の先生に当たるといいというようなことだそうですが、こういうこともけしからん。また、家庭科を男にはやらせないというのもいけない、そういう点も学校教育にさかのぼって検討しなければならないというような意見もありました。

それから夫婦の平等ということがまず大切なんだ。そういう点で考えていくと、先ほどの意見にもありましたように、相続法の問題にもつながってくるわけです。そしてりっぱにおやりになっている方の意見の中には、夫の理解があつてということも条件になっていたようです。なお職場の不平等、あるいは農村における労賃の女性低位、そういう問題を指摘なさっている方もありました。

さらに女の甘えということが、発表された意見の中にも出てまいりましたが、かなり多くの方の意見の中に、女みずから不平等を招いていないだろうか。したがって女自身の意識改造が大へん重要だ、というものも目立ちました。それらの中で私がちょっと残念に思いましたのは、大へんむずかしい問題だろうと思いますが、午前中のゲルバーさんの講演の中にありました保護と平等という観点からみた男女平等の問題が、私が拝見したものの中には出てこなかった、ということとでございます。これもまた現在の日本の状況を反映しているのかもしれませんが。

それから続きましてもう一つのグループ、社会参加の問題について申し上げますと、男女平等と社会参加というのはつながっていますので、意見は当然入り組んでいますし、これまで申しました男女平等の意見の中にもそういう問題が出てくるわけですが、この社会参加というものは、捉えようによつていろいろの捉え方ができると思います。しかし一番多かった意見は、職業を通じての社会参加ということでした。家庭と職業をどのように両立させるか、そういう問題は先年婦人に関する諸問題調査会議というのが行われましたときにも、一番重要な項目になったわけですが、女性にとって職業の中で十分能力を発揮するということは非常に困難です。

その問題に関連して非常に目立ちましたのは、保育あるいは託児の施設というものを充実しろ、というようなこととございました。また職業の問題に関連して、女性自身の努力で男性なみにというふうなご意見があつたり、それからきわめて例外的ですが、職業職業というだけではという、多少職業中心への疑問を提出されたご意見もありました。

そして一つ気づきましたのは、老人を看るのも女で、それが子供の場合と同じように職場における生活を制約する、という意見があつたことも紹介しておきたいと思います。

職業のほかは、ボランティア活動の体験なり、そこから得られた教訓なりが出ております。先ほどの発表の中に出てきた、女性が主としてやる社会教育活動あるいは体育活動についてもやはり男性がきめている、これはいかんというような趣旨の考え方は、幾つかのボランティア活動をめぐり意見の中にも見られました。

それから住民の活動につきまして子供の遊び場というようなことで二、三意見がありましたし、グループ活動によって自分を鍛え、そして社会的にも活動する、というような指摘もかなりござ

いました。それから資格をとれ、特技を生かせというようなことで、家にいても、そういう努力をするならば、主婦の立場と両立させて社会参加ができるのだという意見もかなりありました。と同時に社会参加を妨げるものは何かという観点から、いろいろの問題点を指摘されたものもありまして夫の理解をというような、したがって、逆に言うならば、男がよくないからできないんだということもあるわけです。そういう点では、農村、漁村の婦人のご意見の中には、そういうことがなお強く残っている面があるという指摘もございました。

と同時に、この社会参加におきましても、女自身が自己改革をしなければいけない。そういう活動をする場合に、女が足をひっぱるということも少なくない、という反省もあったわけです。

そしてまた、妻とか母とかいう意識が過剰過ぎるということ、あるいは社会教育活動にももう少し参加して自らを鍛えていかなければ、というような意見がかなりあり、同時に、学校教育の中において、これらの問題を子供のときから教えなければできない、というご意見もありました、以上が私が拝見した意見の中で多く見られた点でございます。

ここで多少抽象的なことを言うならば、男女平等ということは男であれ、女であれ、それぞれがしたい、そのしたいことをどのように行っていくか、そのことを自分で決定でできるということ、これが原則だと思います。個人差はありましても、そういう能力を男女とも同じように持っているわけで、体力差とか生理的な差というようなことを除くならば、それほど差があるというようには思えません。おそらく差はないといっていいのではないかと私は思っております。したがって、そういう能力が発揮されなければならない、その発揮し得る可能性が男女とも同じように開かれているということ、チャンスを等しく与えられているということではなければならないだろうと思うわけですが、それに対する障害が大へん多いというのが現実でございます。

また、社会参加につきましても、いろいろ参加の仕方があると思いますが、その参加に当りまして、ただ単に職業の面だけでなく、生活の面におきましても、女性が大いに活躍しなければ動きがとれない社会になっているということがあると思います。ですからその参加の際に、圧倒的に多い保育、託児ということに対する要求についても、この要求をどう実現するかということが重要で、現在少し経済状況が悪くなって福祉が抑えられているきらいもありますが、これはもつてのほかだと思います。しかしそれと同時に、福祉が単に要求すれば、要求を強くするだけで解決されるということでも困るわけで、私は保育なら保育を伸ばしていくためには、十分な給料を得ている女性からは、託児料金を少し高くとってもいいぐらいの条件をつけても、どんどん発展させていきたいと思うわけです。

樋口 ありがとうございます。。

これからいまの意見発表者、あるいは福武さんが総括してくださいました問題提起を受けて、これからフォーラムが始まるわけでございますが、メンバーの方は、民間の婦人団体でそれぞれ活躍されていらっしゃる方が、個人の資格でここに参加されているわけです。問題提起を受けまして、またさらに、自分自身の分野でいろいろ考えていらっしゃる、あるいは問題提起者に応援演説をされたいこと、いろいろあると思いますので、まず自己紹介を兼ねて、メンバーの一人一人に、今年国際婦人年をきっかけに何を考え、どうしたいと願っているか、ということについて、順番にお話をいただきたいと思います。

それではまず、相馬雪香さんお願いいたします。

相馬 さきほどの意見の中にも出ておりましたが、日本の男性社会、男中心の社会の中で、しかも婦人の社会参加が要求されている今日、どんなに婦人の双肩にいろいろな問題がかかっているか、それをどうして切り開いていくかということの問題だと思っています。

この男女平等の問題ですが、私は平等という言葉自体が気に入らないのです。男女はすべて平らというのではなく、いろいろ高低はあってもいいと思うのです。イコールというしるしが婦人年のシンボルマークにもありますけれども、 20×5 は100です。かといって、 10×10 でもイコール100なんです。99プラス1でもイコール100なんです。ですからそれは平らにするということではなくて、いろいろな表われ方があると思っております。そういった意味で男女平等と申しますと、とかく、なんでもかんでも同じにしてしまう。どこに添って同じか、その原点がどこかということがなくて、つい都合のいい方に下がつても平等ならいいと、なれ合いになるような可能性もあると思います。

法の前に平等ということをいわれますが、本来はその平等という、あるいはイコールという言葉、イコオリティーという言葉には、もっと深い宗教的な、あるいは哲学的な意味もあるので、それを考えていきたい。それを原点として、この国際婦人年で私たちは何をなすべきかを考えたいと思うのです。

ということは、絶対者の前にわれわれは平等、同等である、同じ価値を持っている。その質においては違っても、男女だけではなく、誰でも人間である以上、価値は同じだと、そういう原点をこの際まず考えたいと思っております。

樋口 ありがとうございます。

それでは多田とよ子さん、お願いいたします。

多田 私は労働組合婦人部を担当しております。全織同盟と申しまして繊維産業の労働組合です。繊維産業といえますと、もう100年も前、日本の婦人が初めて労働者として就労した産業だったわけです。そこで私ども働く婦人、そして労働組合をつくって、そこに参加している婦人の立場から、一つ二つ申し上げたいと思います。

まず第1は、日本の労働者の中の3分の1は働く婦人になっているわけですが、この3分の1の力といえますか、能力、それがまだ十分に発揮されていない、ということはいろいろなところで言われております。

たとえば今度の石油ショック以来の不況の中で、やはりまっさきに職場を追われたのは婦人だと、新聞などで言われております。ところが失業者として登録されて、本当に失業保険をもらいに行く女性というのは、男性にくらべると非常に少ない。本当は女の人がたくさんやめていると思いますが、それが少ないということは、一体どういうことなのか、一つ問題としてあるわけです。今や不況になったので、しばらく休もうということで、職場をやめていった人もいます。それはそれで安易な働き方ですし、あまり問題ないと思います。けれどももう一つ、私たちの組合に入っている、たとえば北陸あたりの機械工場で働いている人の場合を考えると、これはもうその職場しかないわけで、工場が閉鎖されたら、本当に働き場がないというのが現状なのです。

また大手の会社の場合、例えば現在従業員が1000人いるところを企業合理化で、800人に減らすという問題がでた場合、私ども労働組合としては、完全雇用を目ざして社内で働けるようにということを要求してゆきます。その場合会社は、転勤だとか出向というような形をとってくださることがありますけれども、いまの日本の現実の中で、妻が夫や子供と離れて転勤できるか、ということも一つ問題があります。そうしなければならないという意見もあるかもしれませんが、現実に果たしてそれができるのかどうか。そういう意味で、やはり婦人の働くという問題の中に、男性と一緒にあって闘っていかなければならない問題があることを、一つ紹介しておきたいと思うのです。

もう一つの問題は、賃金の男女格差の問題です。これは、統計等でもはっきりしていますが、この点については、女は家計を背負う立場ではない、男は家計を背負って一家の大黒柱だ、というものの考え方が、日本でははっきりと出ていることも、もう一つ問題点として挙げたいと思うのです。年功序列賃金、生涯雇用というシステムの賃金のあり方は外国にはなく、日本独特のものであります。それを考えてみると、若い女性が高卒で職場に入りましても、4、5年でやはり結婚ということでやめる。そして仕事を中断するというのが、現実の私たちの日常目にしている姿なの

です。なぜそうなのかという問題をいろいろ突き詰めてみますと、たとえば通勤時間が長いとか、あるいは結婚したら夫の方の居住地に変わるとか、大阪の男性と、東京の女性と結婚したら、大阪に行かなければいけない、東京の人は職場を捨てるとかいうことがあるわけですね。

これはどう改革していったらいいのかという問題を考えますと、一つには、やはり日本では家族制度が生きていて、戦場の中にそれが厳然としてある。特に民間企業の中にははっきり現われている。これを打ち破っていくのにはどうしたらいいのか。やはり女の場合はもっとその問題に目覚めて改革をしていかなければいけないし、男性との対話の中でその問題を、同じ働く者として男性を敵に回すというのではなくて、連帯しながら改革していく道を見つけないかと思っております。それをどこでどう見つけていくのかということが、これからの問題だと思います。

樋口 ありがとうございます。

それでは引き続きまして春永信子さん、お願いいたします。

春永 私は家庭の主婦の立場から発言をさせていただきたいと思います。

戦後30年の婦人運動を見たときに、一番焦点を当てられていたのは、やはりいまお話のあった雇用労働に関する問題ではなかったかと思えます。家庭婦人の労働、あるいは婦人の地位の向上ということについては、あまりにも論議されなかったのではないかと。最近になってようやく世界行動計画の中に示されているように、家事労働に対する評価の問題が出てまいりました。社会に対する貢献度を考えてみたときに、労働をもって社会に貢献するのにまさるとも劣らないものが家事労働にはあるわけです。精神的な面においても、豊かな人間性を家庭においてつくり上げること、次代の子供を育てること、人間性喪失の社会の中で働いて帰ってくる家族に対する配慮等々、そういった精神的、知的な労働は前にもまして重くなっているのです。約1600万人といわれる主婦の地位というものを、もっと私たちはこの年を期して考え、その向上に行動を起こしていかなければならないと考えます。

それには社会参加という問題についても、いまある家庭をどのように社会に開き、また、いままで男性が築いてきた社会の中で、どのようなところに欠陥があるのか。それは男性との調和、対話の中で解決していかなければならない問題だと思うのです。また、婦人運動自体も転換期に来ているのではないかと。その基本的な問題を考え直して、新しい婦人運動のあり方を、この年を期して推進していかなければならないのではないかと考えております。

樋口 ありがとうございます。続きまして、松浦三知子さん、お願いいたします。

松浦 私は日本婦人有権者同盟に所属いたしております。今日は、社会参加の中で政治参加という面を取り上げたいと思います。

日本の婦人が参政権を得たのは、昭和20年の12月の17日で、やがて30周年を迎えようとしております。この年がちょうど国際婦人年になったわけです。その後憲法が生まれ、そしてその憲法の平等の原則に従って、男女は制度的には平等になりました。しかし、今日の婦人の政治参加の現状を見ますと、非常に暗い感がいたします。私どもが一票を得てから、今日までどうしてきたのか。これは婦人自身にも責任がございますが、戦後初めて一票を行使した21年4月の総選挙では、実に39名の婦人議員が誕生しているのですが、たゞいま衆議院は7人です。こういう現状をとらえても、どこにその原因があるのか、いろいろ考える必要があると思います。それは日本の政治風土、また選挙制度、また婦人の意識、これらを考えてみなければいけないということもありましょう。しかし、やはり長い間の男性中心の偏重した政治、この中でいろいろなひずみを婦人が受けていることを考えなければならないと思います。今日市民運動あるいは住民運動が非常に盛んになってまいりましたが、これはやはり長い間市民不在、福祉不在、男性偏重の政治のひずみ、これに生活者としての婦人が立ち上がったのではないかと思います。

しかし、こういう市民運動あるいは住民運動はいわば後手でございます。やはりこれは立法府の政策決定の場に婦人が参加してこそ初めてストレートに国民に反映する問題で、住民運動や市民運動で政策を決定するということは、非常に至難なこととございます。私は、市民運動とか、住民運動とかそういうものを否定するものではありません。しかし、この住民運動、市民運動に加わる婦人もごく限られた少数であります。午前中ケルビーさんが言われたように、やはり婦人に不都合な立法を変えるには、その立法府に婦人を送らなければならないということだと思えます。

それから、国際婦人年を踏まえて、三木総理を本部長としてできました婦人問題企画推進本部にしても、やはりそのメンバーが、関係省庁の事務次官で、男ばかりだと伺っております。このメンバーが男性ばかりだということは、やはり、そのポジションに該当する婦人の進出がないということに、大きな原因があるのではないかと思います。私どもいまの政治情勢を、本当に日本の福祉を考える政治情勢に変えるには、どうしても婦人がもつともつと政策決定の場に参加する必要があるのではないかと思います。国際婦人年にこのことを考えてみたいと思います。

樋口 ありがとうございます。

それでは吉岡初子さん、お願いいたします。

吉岡 私は消費者運動を十数年やってきた立場から、その消費者運動というものと、婦人の社会参加ということについて考えてみたいと思うのです。私どもによく消費者運動に参加したいのだけれども、という連絡をいただきますので、どうぞ参加してくださいというと、実際にはなかなか参加できませんという、そういう問題があるのです。それがなぜだろうかということを考えてみますと、その夫の立場があるので、自分が運動できないという消極的な考え方があったり、あるいは時間を割いて外へ出るということに家族の協力が得にくい、あるいは近所の人たちから白い目でみられるからという、そういう足をひっぱる面が非常にたくさんあるということです。それからもう一つは、消費者運動というのは、収入が伴わない。むしろ、電車賃だとか食費だとかいうことのもち出しが多い。そういう面でひきめを感じてしまいという面もあるように思います。

また、消費者運動自体の問題として、従来、消費者運動をやるのは女なのだという、既成概念があったのではないかと思います。これは石油パニック以来、男性の方もずいぶん参加するようになってまいりましたので、こういう既成概念というのは、徐々に打ち破られてきているとは思いますが、いまのところは、消費者運動は女性のやるもの、逆につくるのは男性という考え方が非常に根強いのではないかと思います。すなわち企業イコール男性イコールつくる人、消費者イコール女性イコール使う人というパターンでものが考えられているのではないかという気がしてならないのです。やはりこれからの女性あるいは消費者運動というのは、いかにつくらせるか、つくらせる人にならなければいけないし、日本の女性自身が、松浦さんがおっしゃったように、政策決定の場に、あるいは政治の場に参加して決定するという、そういうシステムづくりをしていかなければいけないのではないかと思います。

最初に申しましたように、女性の足をひっぱるものがあることについては、女性自身がまだ独立していないという面を物語っていると思うのです。しかし一方、ふりかえてみて、はたして男性が独立しているのだろうか非常に疑問を感じるわけです。というのは、男性も企業なり、あるいは勤め先なり、グループなり、そういう枠ぐみの中で決められてしまっていて、ちっとも解放されていないのではないかと。そういう意味で女性も男性も含めて、一個の人間として独立する、解放されるということが必要で、そのためにはどうしたらよいのか、その辺を考えたいと思います。

樋口 ありがとうございました。

それでは、清水澄子さん、お願いします。

清水 私も長い間、婦人運動を進めてきた一人ですが、最初に私が申し上げたいのは、男女平等を本当に促進していこうという、こういう集会が持たれ、話し合いが持たれた以上は、やはりまず政府みずからが国際婦人年のメキシコ会議で採択された世界行動計画をちゅうちょすることなく実施することが先決ではないか、ということをお願いしておきたいと思います。

先ほどのみなさんの意見発表の中でも言われておりますように、一人の女が何かの動機で自立するとき、主体的に一人で生きなければならないとき、自らの女の甘えとか、そういういままでの自分自身の意識の甘さに対する反省というものに必ずぶつかるだろうと思うのです。それは主体的に生きようとしたときに、必ずみんなが通る道であろうと思います。私自身も戦前に生まれ戦前の教育を受けた者です。戦前においては、まず家という制度からどう解放されるか、ということが重大な課題でした。ですから、私はまず家の重圧から飛び出しました。そして二人の子供を持ち、育てながら今日まで来ました。その中で夫の考え方も、それから子供の考え方も変えてきました。そして家庭のあり方も変えてきたつもりでいます。しかし、それだけでは解決できないという大きな矛盾にぶつかっているわけです。

それはどのように女が自分に意識があり、社会参加をしようとする意欲があっても、なおかつ自分の意欲と意志だけでは限界がある、このことを私は考えたいと思うのです。それにはまず昨日、今日の話にもありました、やはり女自身が持っている男とは違う任務、それは母性というものであると思います。とするならば、いわゆる出産とか育児とかいう、この母性の機能を個人の範疇にゆだねるのではなくして、これをどう社会的な機能として認めさせていくのか、そうしてそれをどう社会的に保障させていくのか、このことが非常に大きな課題ではないだろうかと思います。と同時に、育児のためのさまざまな施設とか、制度がなければ、自分の意志だけでは解決できないという問題にぶつかるのではないかと思います。

さらに、婦人に意識、意欲があっても、チャンスあるいは門戸が開放されていない場合があると思います。例えば雇用の問題など。雇用機会の平等ということは、特に一度家庭に入った婦人がまた再就職したり、そういう場合に、職業の技術とか、訓練を受けるそういう公的な社会的な機関というものが不可欠なのではないか。それから教育についても、学校を卒業してしまうと、再び学校に行くとか、高等教育を受けようとしても、なかなかチャンスに恵まれない。こういう面も含めて、まずチャンスが、男性も含めて、私たちに平等に与えられなければならないと思います。

と同時に女の人には子供を産み育てるのが仕事であるという、いわゆる伝統的な女の役割という固定した役割論、これらをここで打ち壊していく、そのためにも、今までの日本の婦人運動のあり方というものは、もう一度考え直してみる必要があるのではないかと考えます。

樋口 ありがとうございます。

つぎに、小島ユキエさん、お願いします。

小島 私どもは看護を必要とするすべての人に対して、最上の看護を提供しようということを目的にいたしまして、いまから28年前に職能組織をつくりました。看護の歴史は古く、助産婦については90年、看護婦においても60年という歴史があるわけですが、このような歴史の過程の中で私たちの先輩は常にそのことを望み、そしてかつ努力してまいりました。

現在、看護婦不足といわれておりますが、私が調べてみたところ、年齢40才から44才までの看護婦の定着率は70%、さらに同年齢の准看護婦の定着率は41%と低いわけです。この定着率の低さが看護婦不足の原因であるということですが、この定着の悪さの背景は、看護婦が女であるという理由で、全体の人手不足を看護婦でカバーしていくというように、種々雑多な業務がおしつけられて、専門職であるという理由で自分の職業とした看護というものの本来のサービスが十分にできないという不満から去っていく人が多いわけでございます。離職する理由の第一位は張り合いがない、第二位は体がもたないということ、第三位が夜勤が多い、その他賃金が安い、保育所がないなどの理由が多くなっております。全国の女性の25~29才の方の有配偶率は80.4%でございますが、看護婦の場合は、平均年齢35才ですが、46.3%と有夫率が低いわけです。

以上、定着の悪さというもの、幾つかの問題点を申し上げたわけですが、私どもはもとより一人一人の方が健康で快適な生活ができるように、健康の回復あるいは疾病の予防、健康の増進ということに対して全力をあげたいと考えているわけですし、この考えを十分、今後の社会に生かしていきたいと考えております。

今年はじめて国立千葉大学に看護学部を設置するに至りましたが、ここの学生の定員60名中20名の男性が入って来てくれましたので、看護は女性だけの職業ではないということをいち早く認めてくれたのだと考えております。

看護というものが病院の施設内での看護にとどまらず、広く地域社会の中でも必要となき看護が行われるように、私どもは地域看護というものを目標にして、この国際婦人年にあたりまし

て、全力投球していきたいと、思います。施設内であると外であるを問わず、常に看護の手をさし伸べるができるというシステムでございます。急性期を、つまり注射とか点滴そういうものを集中的に行い、治療しなくてはならないという期間は、まことに短いわけでして、それを過ぎてもなお入院しているというのが、日本の現状で、平均入院期間が32.5日、アメリカの9日に比較すると非常に長いわけです。この人たちが慢性期になりまして地域社会の中で身体を回復したいと思っても、その受け入れ態勢ができていないというところに退院することに不安を持ち、入院を続けるということが、病院側にもまた患者自身にとっても問題としてあると思うわけでございます。

この方々が安心して退院できる状態にするために、まずナーシングホームというものの設置を私どもは二、三年前から運動をしております。入院して集中的に看護を受け、そして日常生活ができるまで回復したら地域社会に戻り、家庭の中で療養する人を訪問看護する制度を、システム化していくというのが、私どもの団体の役割だと、認識しております。そのように看護についての責任を私どもの役割として引き受けていくという、そういう強さが過去の私たちに若干欠けていたのではないかと反省をこめて、このことを考えているわけでございます。

樋口 ありがとうございます。では銀治千鶴子さん、お願いいたします。

銀治 私弁護士として法律家の視点から国際婦人年にあたって、私なりに考えた提言をしてみたいと思います。

憲法を頂点とする戦後の法改革によって、いわゆる男女の平等というのは、ほぼ完全に実施されたわけでございます。その法律の理想とはなほほど遠い実情にあることは、いまさら指摘するまでもないところでございます。したがって国際婦人年にあたって私どもがどうしても取り組むべきことは、この法律の理想と現実との食い違い、ギャップをどうやって埋めるかということでございますが、今日の男性優位の政治経済社会、あらゆる分野において男性中心に、そして男性の信条によって動いているこの社会の中においては、やはり女性も社会に進出して経済的な自立を得、その経済的な自立を得ることによって人格的な自立を獲得するということが実現されなければ、その平等を完全に実現することはなかなか困難だという観点から、一つの提案をいたします。

それはまず政府に対しての要望なのでございますが、さきの国会で取り上げられて審議未了に終わってしまったILO条約の社会保障に関する102号条約、それから母性保護に関する103

号条約、就職の機会均等、待遇の男女差別禁止をうたっている111号、これらの条約を早急に批准して、この勧告に従って具体的な実施をする、というように法律を改正するということを、まず要望したいと思います。

それからもう一つ福武先生から要求が多いということで、保育所を要求するについても具体的な予算その他いろいろな面を科学的に考えてということでございますけれども、私はやはり婦人が社会的に進出するためには、どうしてもポストの数ほど保育所が欲しいと思います。予算の具体的な使い方については、私ども納税者がよく見守って、それをいろいろな意見、要望としてぶつけていけばよいと思います。それから先ほど北海道の方も意見発表で中高年齢になって職業訓練校に入り技術を身につけられたといわれましたけれども、中高年齢層に対する職業訓練あるいは再就職のあっせん等について、本気で取り組んでいただきたい、そういう要望をいたしたいと思います。

それからもう一つの点は、私も含めて女自身の問題として考えたいことですが、女自身の意識の変革ないし自己改革です。これは女自身が社会的労働に参加することの重要性を認識して、職業というものを女の一生の中に正しく位置づけること、男女ともに職業を自分の一生の中に正しく位置づけるということが、大切ではないかと思います。つまり家庭か職業かといった二者択一の平面でこの問題をとらえるのではなくて、家庭にとどまっている主婦に対しても、働きたいと思えば働ける道が開かれていると、常に働きたいと思えば働く場が提供されること、これが憲法に規定されている、すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負うという規定の理想であるわけです。そのような社会が実現されることを、この国際婦人年に私は考えてみたいと思うわけです。

樋口 ありがとうございました。では奥山えみ子さんをお願いいたします。

奥山 私は教師集団の中で、戦後の婦人労働者の労働条件の改善ということで闘ってきた一人という立場から、今日参加をさせていただきました。

私はこの国際婦人年というのは、日本の戦後の女たちの生き方の問い直しだろう、というように思うわけでございます。そういう意味から考えますと、いままで女の生き方、つまり位置づけられてきた過去を振り返ってみると、女が生きる選択を持たないということ、このことをもって明確に追究する必要があると思います。女は生れた直後から男と違う育てられ方で、女はこれでもいいんだと育てられてきております。ですから生き方の選択が自分でできるのではなくて、家庭

に入るということのみを一つの生き方として与えられてきた。そういう生き方の中に家庭教育もあるし、学校教育の内容もある。私たちはこういうことを国際婦人年を契機として、特に私は教師でございますから、学校教育の現場での女の子のつくり方というものに直接の係り合いを持っておりますので、女が選択のできる生き方をするために、どのように女の子を育てていけばいいかを考えたい。このことは女教師だけではなく教育労働者が、教育の現場で最も追究しなければならない重要な課題であると思います。先ほど短大在学中の方からの意見発表がございましたが、何かしたいということを言ったとたんにお父さんからそれを否定されたということでした。つまり今年の春の大学進学率が男生徒よりも女生徒のほうが上回ったということが新聞に出ておりますけれども、その中の中身を見ると、女子大学生の場合短大の数のほうが大へん多い。いわゆる大学進学者の中の女子の64%が短大を希望している。短大すべからく悪いとは考えませんが、どちらかといいますと、女子高校とか女子短大とかいうシステムの中には、高度な花嫁づくりという内容を多分に含んでいる、そういう傾向を見逃すことができません。そういう意味からいいますと、女の子はやはり選択を家庭に向けて教育そのものが進行させられている。文部省の中央教育審議会も、やはり女子の特性ということで、女の生き方を方向づけて示した中で、教育課程も提起をしております。こういうことに関して私はやはり教育者だけが考えるのではなくて、日本全国の女も男も一緒になって、これからの女の生き方に対する責任を持ち合う、こういう年にこの国際婦人年をしたいものだと考えております。

樋口 ありがとうございます。それでは石井あや子さん、お願いいたします。

石井 私は明治35年に生まれました。そして生まれながらに差別の中で暮らしてきました。特に大正13年から戦場へ出まして25年働いておりました。この間なくなられました佐藤栄作さんも同じ戦場で働いておられましたが、帝大を出ていらっしゃいます佐藤さんは、初めから85円の月給で、私は日給1円50銭、そして佐藤さんの給料に追いつきますのに約20年かかりました。私も大学を出ております。しかしこの違いは、私の大学の頭には女子というのが乗っていったからです。大へんなことだなあと、しみじみ母と二人の生活をささえながら思いました。

そして敗戦後新しい憲法ができ、男女平等がしっかりとうたわれました。私は、ああ生きてよかった、としみじみ思いました。そして民法も改められ、労働基準法ができ、教育基本法により男女共学の民主教育が行われました。私はやっと女が救われたと思いました。国際婦人年にあ

たり、私はあらためてこの法律、法規をほんとうに完全に守っていただきたいと思います。これは私の切なる願いでございます。

そしていま、女の甘えとか、意識が低いとか、能力が足りないとかいろいろ言われておりますけれども、能力を足りなくし、依存性を持たせ、そして甘えを覚えさせたのはだれか、私たちはこれをほんとうに考えなければならない。私は女というものは、生まれながら積極性のある底力のあるものだと思っております。それでなければ今日までほんとうに耐えてはこれられません。特に戦後こんなに目ざましくは立ち上がれなかったと思うからでございます。

社会参加につきましては、私は女の、子供を産むというすばらしい身体が、健康が、国の力で、企業の力でしっかりと守られていかなければならない。そうしてこそはじめて平等になるのだと、私は長い間身を削って、身を犠牲にして日本を繁栄させてこられた先輩の方々、労働者の方々を思いながらそう考えます。そして保育所が職場の婦人とともに、自家労働の婦人の方たちのためにも、農村、漁村の方たちのためにも拡充されていかなければならないのではないかと、そういうことを実現することが私たちの責任であると考えております。

メキシコ会議で宣言が出され、そして世界行動計画が決められました。その中に私たちが長年にわたって要望してまいりましたものが網羅されております。これが責任を持って、政府によって実行されますようお願いものです。

樋口 ありがとうございます。

これで意見発表者に加えて、10人の民間婦人団体で活動していらっしゃる方の問題提起、及び自分の生きてきた歴史を通しての婦人の地位の証言が終わったわけでございます。年齢も立場もさまざまな方ですから、お聞きになっていて、ずいぶん婦人問題というのは多岐多様で、これからどうなるのかと思った方もあるのではないかと思います。考えてみれば、婦人問題というのは、女が生きることそのものだと思います。そして非常に多岐多様な面から出されているように見えながら、実は男女平等と社会参加をめぐる、結局は意識の問題、制度の問題、そのためにどう取り組んでいくかという方法の問題、その三つの問題にすべて含まれてくるのではないかと思います。

そこで、まず民法その他の法律の上では一応平等になったように見えながら、なおかつまだ残っている問題が、単に法律だけではなく、いま保育所の問題あるいは教育の問題等いろいろ出てまいりましたが、この制度の問題に関して発言をいただきたいと思います。

小島 私どもは職能団体で制度を変える力はないのですが、変えていくように運動を強めるといってでございます。私はほんとうに一人一人の人が健康であり、なおかつそれが増進されていくという快適なユートピアを築くためには、どうしても現在の医療保険制度というものの改正がされなければ困難であろうと思うわけです。いまの医療保険制度というものが出来高払い方式であり、やればやっただけお金になる。質よりも量でこなしていくと収入が多くなるというようなシステムになっているところにあるかと思うわけでございます。そういうことで医療保険制度を改善してもらいたいということと、入院患者の在院日数の長いのを西洋なみに短縮することによって——これは医療費の十分な節約になるわけですが、また時にナースিংホームあるいは訪問看護制度を制度化してほしいということを申し上げたわけでございます。そしてその費用も本人が直接支払うのではなく、社会保険の中で、あるいはまた老人医療費無料化の中で、支払いができるような制度変換が必要であり、私はそれができないと一人一人の健康の保障も不可能だと思料です。そこでこの制度の実現のための運動をしていきたいと思うわけです。

鍛冶 先ほどの意見発表中に配偶者の残した遺産は全部生存配偶者のほうで相続できるように法改正を望むということが提起され会場の中からも賛成の意思表示があったようでございます。この、一般的要望があるという実態については考えさせられるものがございまして、法律家の立場として考えるならば、確かに戦後核家族化が進み、統計でみますと平均一世帯人員が4人を割るというような状況になっています。しかし、現実には自分のまわりを見渡してみますと、年寄り夫婦、若夫婦、そして子供たちという三代の世代が一緒に暮らしているという世帯がまだ大へん多いわけでございます。平均にすると一人暮らしの人も多いために、平均世帯人員がそのように減ってきたということで、それが諸外国と同じようにいわゆる夫婦を中心とした婚姻家族即核家族という意味ならば、先ほどおっしゃったような配偶者が全財産を相続するという形になって何の違和感もなく、ほかから何の不満も出なくなるであろうと思うわけです。大体大家族主義的な共同生活形態をとっている農村などにおいて、お嫁さんが夫の全財産を相続することになった場合、姑さんや夫の兄弟姉妹あるいは子供たちから、共同で働いてきた農村の現実を反映して、配偶者が全部相続することに異存がないかどうかという問題も合わせて考えてみなければいけないので、制度の問題というのは、やはりなかなか現実と遊離してはできないと思います。

戦後の一時期におきましては、戦前の制度があまりにひどかったために、法律が先に進んでみんなの意識をリードするという役割りを果たしたわけですが、そういう役割というのは異常な一時期だから果たし得たのであって、実際には核家族といっても、婚姻家族意識が浸透し切らない段階での改正はむずかしいと思います。ただ現在の3分の1よりはふやすべきであるという

法律家の意見は相当多数を占めてきておりますので、徐々に改正していくという方向が望まれるのではないかと思います。

それと同時に意見発表なさった方の中にも、子供は親の遺産をたよりにしないように育てるのだということがありましたけれども、私ども女性も、夫の遺産をあてにしないで済むように自立し、実力を備えた人間として生きられるような社会をつくっていきたいものだと考えます。

樋口 男女平等というのは、男女が平等にだめになってしまうことではなくて、男女が平等に自立して生きられる、それを目標にしているのだと思います。したがってこれからの議論も、女性が自立して、そして社会参加できるように、そのために欠けている制度をどうつくるか、改めなければならない社会慣習はどんなものだろうか、そういう立場でお話しいただきたいと存じます。

多田 先ほど保護と平等という問題が出ましたが、これは勤労婦人だけの問題ではなくて、家庭婦人も含めて、母性というものを権利として、人間の持っている大事な権利として保障をしていく、ただ保護というのではなく保障をするという、そういう制度をぜひ法律でつくってほしい。

現在勤労婦人の場合をいいますと、ご承知のように労働基準法、勤労婦人福祉法がございます。それから健康保険法などで出産費用も幾らか出ております。しかしこれもよくみえますと、その人の賃金によって出産中の賃金保障も違いますし、お産の費用が違ってくる。これはやはり差別だと思うのです。たとえお手伝さんにしても、農村の奥さんも、商店の奥さんも、お産で仕事を休めばそれだけ減収になる。いまのところ勤労者のほうはある程度保障されているが、それも公務員と民間では違う。こういうばらばらな状態で今日まで来ている。そして母子保健法で、保健所の指導はありますが保障というものはきわめて薄いし、それから家庭の主婦に対する健康管理などについては、本人が積極的に検診に行けばいいのだと言われておりますけれども、そのチャンスをつくっていただくようなことも含めて、幅広い母性保護法というようなものを作ってほしい。

これは法技術的には大へんむずかしい面があるかもしれませんが、少なくとも国際婦人年をきっかけに私たち婦人の持っている母性というものを非常に大切なものとして、しかもただ単に機能というだけでなく、人間の尊厳という意味で大切にすること、国全体が問い直し、認識して、行政の中にそれを具体的に織り込んでいくということ、ぜひやっていただきたいと考えています。総理府で作るといふ国内行動計画の中に、是非位置づけてほしいと思います。

樋口 いま働く女性の立場から母性の保障という要望がございましたけれども、男と女と何が違うかといって、母性であるということ以上に大きな違いはございません。この母性についての保障がなければ、確かに平等にもなれないということは、そのとおりだろうと思うのです。ただ、この問題がいつも働く女性の立場から常に提案されて、いわゆる家庭の主婦の側から母性の保障問題についてあまり発言がないのですけれども、いかがでしょうか。フォーラムメンバーの中で、家庭の主婦の立場から母性についてどうあってほしいという要望がございましたならばどうぞ。

春永 多田さんのおしゃったことには大賛成です。いまヨーロッパでも、母性保障という問題では、大きく取り上げられておりますし、イギリスの先日なくなられた歴史学者なども、母性は特に大学教授よりも高い権威と地位を与えるべきだという発言をしているくらいです。私はそれを制度化することを大いに推進していただきたいと第1に申し上げておきます。

それから育児が、子供を保育所に預けて働きに出るということ、それは能力を發揮することで尊い仕事だと思いますし、大事なことだと思うのです。しかし、現在の日本は社会主義国家でも、開発途上国でもなく全婦人が戦場に出て働くという社会の態勢ではありません。また別な意味から3歳までは母親の手で育てなければならないという、一つの学説もあるわけです。やはり前述の学者は、第二次大戦中に、子供を保育所に預けて多くの婦人が戦場進出をした、そのときの後遺症が大きくイギリスの子供に出てきたと指摘しています。また、ある評論家が、スウェーデンの施設の完備した保育所に行ったときに、この無邪気な子供たちの背の奥に、母親から離れたいしれぬ悲しみがあるのを見たという話もありました。

日本の場合も、いまの家庭は、戦前戦中に成長した主婦と、その人たちに育てられた子供で構成されていますから、過渡期であり、考え方のまとまらない点もあると思いますが、子供が育つ時期は、両親の愛情豊かな感化をもとにして、そこで生涯における人間形成のその基盤がなされるという大事な時期ですから、そういったことを真剣に考えていかなければ次の世代が大へんな時代になると思うのです。

それからもう一つ、老人と身障者を抱えた家庭の問題ですが、これも家庭の主婦の社会参加にとっては、大きな手かせ、足かせとなっているわけです。特に老人は7割以上が子供との同居を希望しておりますし、こういう人たちの経済的な問題だけでなく、精神的な問題でも、家族との同居は大きな支えとなると思うのです。そういった意味でそれに携わる人たちに対しても、何らかの社会保障制度的なものが与えられて然るべきではないかと、考えております。

樋口 保育の問題、それから老人、身障者を抱えた主婦の問題、二つの問題提起があったと思いますが、これについてご意見をどうぞ。

奥山 女の自立というものを考えるときによく、男は敵じゃないかという考え方があるわけです。私どもの組織もそうだったのですが、労働組合の戦後の時期には、まさに対男性闘争というのがあったわけです。しかし運動が進むにつれて、先ほどからいろいろ強調されておりますように、制度的にどこかを変えないと全体が変わらないというところへ達着する。そのように社会の仕組み、制度そのものを変えていかなければならない部分というのは非常にたくさんあるように思います。特に育児に関連しましても、いま春永さんのご意見ですと、すべての人たちが子供を保育所に預けて、外へ働きに行くという点についても問題があるという観点ですが、教師の場合40歳以上ぐらいの先生方の多くは、学校をやめないでずっと仕事をしてこられたことを本当によかったと思うとおっしゃるわけです。つまり、自分が働き続けてきたことに誇りを持つ、そして働き続けてきたことが、自分のライフサイクルとして最もよかったんだ、自分の生き方の選択をこうしてよかったという自信を自分が働いてきたことで持っております。

今年の7月国会で採択された「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休暇に関する法律」も、これらの人たちの継続的な勤務を促進するための趣旨からであり、その内容の充実を更にすすめていくことを大切だと思っております。

しかし、多くの先生方はこの制度が出来る前、しかも保育所が十分でない時期において、毎日子育てをしながら学校に勤めるというのは、まさに戦争のような状態だったのですが、それでも続けてきてよかったとおっしゃるのです。このために、子供はどう育ったかという、非行に走ったかというのではなく、特に娘の場合は、母親が働くことを自分の生き方のサンプルとして、「やはり自分はお母さんのような生き方をしたい」という考え方を持つ娘に育ったようですと、こうおっしゃる。また、男の子をもっている人は、「うちの母は社会的にこうやって生きているのだ」という認識をしてくれる、私はやっぱり労働を続けてきてよかった、ということをおっしゃいます。このことから、私は先ほど生きる選択と言いましたけれども、女は家庭へ入ってしまうということだけが筋道として教えられる女づくりはやめたい、こういう意味の選択を子供たちに授けたい、ということをお願いいたします。

石井 婦人運動の中で忘れてならないのは、農村の婦人たちの問題だと思えます。いま農村の婦人は、農業では暮しになり立たなくなり、農業外のいろいろな仕事に従事しながら、しかも、

育児と家事に追われている。そのうえ、農村の婦人は食べ物を作っているにもかかわらず、男性に比べて女性のほうが6倍も栄養失調になっているというこの事実を、私は大へん重大な問題であると考えています。この方たちのために国は温い手を差し伸べて、この方たちが十分に健康で動けるような環境づくりをしていかなければいけないのではなからうかと私は考えております。

昨日もシビラさんが、私は四人の子供を育てながら、弁護士としての活動を続けてきました。それには国の温い手が差し伸ばされましたとおっしゃいましたが、私は日本でもそのようになつていくように望みますので、この点をみんなで勉強して行動を起としていきたいと考えております。

樋口 ありがとうございます。

清水 先ほどから老人の問題、保育の問題、母性の問題について、制度の面から種々の意見が出されておりますが、結局これらは社会福祉とか社会保障ということとまとめられると思うのです。今までこれらの制度というものは、あることはあっても活用できない点や、それからその制度を私たちが一人の女として今日を生きようとしているときに、今の制度でよいのか、という関心や、足りなければ改革をしていこうという積極的な意欲を持たなかつた。その両方があつたと思うのです。

今年は、多くの人々によって母性の社会的な保障ということが大きな要求課題になってきたことは一歩前進であると思います。午前のゲルバー女史のお話の中でも、平等をすすめるためには、女に対する保護条項について再検討していかなければならない。しかし、その課題の前提として、出産に関する保障というのは、どこどの国でも、医療の面でも、所得の面でも、休業の面でも、すべて保障されるべきであるというお話があつたと思うのです。先進諸国といわれる国は言うに及ばず、発展途上国などでも、母性というものを国なり社会が責任をもって保障しているというのが今日の国際的な現状であると思います。日本でも、先ほど母性保障の国際的な条約を1日も早く批准して、国内でも法律的に保障し、制度化すべきであるという意見が出ておりましたが、この条約はすでに1958年の段階で母性保障の面での国際的な約束事として、国ではその実現を進めているわけです。それらが日本では未批准であるし、要求をしても、医療の対象にすることが困難であるといわれている状況です。出産、妊娠を医療の対象にもしない。従つて、その負担が個人だけにかかってくるということが、国際婦人年というこの年にこれだけ大きく婦人の要求になっているわけですがやはり解決できないという大きな壁がある。

もう一つ、社会に進出する女性は現在非常にふえているのに、保育所の数は不足している。社会参加をしようという場合、それはパートで働く人であれ、フルタイムで働く人であれ、それからまた、ボランティアとか、市民運動とか、自治会活動とか、いろいろなことに参加したいという場合に、子供を3年間自分で育てなければ子供の人格形成ができないという、こういう考え方をまず改めなければ、一步も前進できないのではないかと思います。今日、多くの方々が職業を持っているし、それからまた、社会活動に参加もしています。その人たちの子供だから人格形成がなっていないという証拠が一体どこにあるのか、ということです。むしろ私どもは、母親の真摯な生き方、母親が本当に社会に参加していく自立した生き方、こういう生き方の中から、むしろ子供が、人間はどういうように社会参加をしていくべきであるか、その中で女はどのように一人の人間として独立していくべきであるか、このことを口で教えるのではなくて、母親の生き方で教えていくという、こういうプラスの面もあるということを考えておいていただきたいと思うのです。

樋口 ありがとうございます。

松浦 社会保障制度に対して、いま要望が出ましたけれども、厚生省や農林省、労働省にしても、いま課長以上の婦人が、中央官庁には9人しかいないのです。従って、男の方が多くの制度をつくるという現状なんですから、この辺から変えていかなければならないと思います。私はすぐ選挙制度のことを思うのですが、戦後すぐに婦人議員が39人も出たというのは、選挙制度の在り方にもあったと思うのです。そのときは大選挙区で複数制であったわけです。ですから、一人は男を書いても、もう一人は女というように、連記制であったのです。しかし、現在は中選挙区制ですから、婦人が出にくいということもあると思います。最近は大選挙区制の話も出ている。小選挙区制になりましたら、婦人はますます出にくいことになりかねないという懸念があります。そういうことも踏まえまして、一人でも多く婦人を政策決定の場へ送ることをまず考えなければならないと思いますが、いまの制度でも婦人が出ようと思えば出られると思います。そして住民運動、市民運動等々やりますと、中央、地方自治体あるいは地方行政に対する訴えが多いと思うのですが、特に地方選挙では、本当に婦人を出そうと思えば、割合に容易に自分の足元から出せるわけです。こういういまの時点で私どもができること、それをひとつ考えてみたいと思います。

樋口 ありがとうございました。

吉岡 政策決定の場に女性が入っていない、消費者が入っていないのはおかしいではないか、という問題ですが、そういう中にあって、選挙民はどうかといえば選挙権を持っている人の半分、女性の方が平均寿命が長いから半分以上になるのではないかと思います。それだけ女性の票があるにもかかわらず、声が反映できない。その辺に女性自身にも問題がなかったかどうか、考えてみる必要があるのではないかと思います。住民運動の場合でも、自治会運動の場合でも、ともすると、女の人は尻ごみをしてしまって、その長と名のつくところには、男が一人でもいたならば、なってください、なってくださいというような形で、謙譲の美徳を発揮する女性が非常に多いですね。やはりその辺の女性自身の意識を変えていき、政策決定の場に女性を送り込むということをしなければいけないし、それから政策決定の場に送り込むだけでなく、その場にいらなくても、市井の一人一人として運動することでもできるわけですから、そういう意味で男性を敵に回すというのではなくして、団結し、男性も運動の中に一緒に取り込んだ形で運動の輪を広げる、ということをやっていかなければいけないのではないかと思います。

樋口 鍛冶さんどうぞ。

鍛冶 いま松浦さん、吉岡さんからご指摘のあった点については、私が先ほど提案しましたILO条約の批准、あるいは奥山さんから出されました育児休業法等については、政策決定の場に参加していただける婦人議員の方の一致協力があった点を、やはりこの際見逃がしてはならない高く評価してお礼を申し上げたいと思います。

さきほど、母性という言葉が出ておまして、今後も行動計画の中で母性という問題が、非常に使われるであろうと思いますが、共通の理解の下で使わないと、この言葉は大へん困るのではないかと思います。さきほど多田さんから、母性というものは、男性によっても代り得ないものであって、人間の尊厳にかかわる問題だというご指摘がありましたが、私も全く同感でございます。実は最近、新聞、雑誌等をみていて気づいたことは、フランスのジスカールデスタン大統領が、国際婦人年の集会で発言された提案の中に、女性が母性と職業を自由に選び、かつ、両立させるような社会擁護の体系をつくり、女性の社会的自立を確認するという提案がありましたが、それを引用する場合に、どういうわけか新聞雑誌などで見ておきますと、母性という言葉は、家庭とか家事、育児というように書きかえられているのがほとんどです。ただ家事等は他のものによっても代

り得ますが、母性は代り得ないわけです。母性というものについて議論をする場合に、家事、育児あるいは家庭の主婦の天職論といったような議論がみられ、女性を家庭に閉じ込めるという考え方がみられるのは、大へん危険だと思います。

樋口 多田さん、どうぞ。

多田 母性の保護、保障ということは、どなたも異論のないことだと思います。勤労婦人だけではない、全女性の問題だと思うのです。

そこで、保護と平等という問題が、特に働く婦人の中で出されてくる場合、女を保護するという議論の中に、男並みに、という考え方が発想の土台にあると思います。では、本当に男の人は現在の労働基準法で満足しているかというと、私は決して満足していないと思います。同じ工場で働く男性が深夜業で青い顔をして、疲れて家へ帰っていく、こういう問題もやはり一緒にとらえて改革していくということが大事ではないかと思うのです。なんでもかんでも男性並みに、という発想の中に、現在の男性も疎外されているということをもう一つチェックしながら、同じ労働者として、どうあつたらいいかというところに問題を持っていかなければと思います。男の人は、とかく、外に出れば7人の敵がいるのだと、夜討ち朝がけがあたりまえみたいになってきているのが、いままでの日本の、特に企業の実態ではないかと思います。これは国際会議などでも問題になっておりますが、いわゆる先進工業国といわれるところでは、女の方も深夜業をしるというようなことが、労働組合の側からも出ているということは一つの問題になっております。このことについては、私たちは、もう少し自分たちの国の現実の姿を見なければならぬ。たとえば、日本ではまだ週休2日制も実現されていない、男性の深夜業もある。そして残業も野放しになっている、ということで、非常に男性が疎外されている。もつともそれを疎外と感じているかどうか分かりませんが、その一方で、女が家庭を守ってくれるのだという形になってきているところに、一つ問題があるのではないかと思います。むしろ、この男性の深夜業、残業OK、ということ等について、一緒に家庭の婦人も、それから勤労婦人も、本当に人間らしい労働をするというのはどういうことなんだろうかと、このことを逆に問い直しながら、男性の深夜業も必要な部分はやむを得ないが、できるだけ減らしていくことをもう一度考え直してみる必要があると思います。それから女の人でも看護婦、あるいは電話交換手は、深夜業ができることになっておりますが、これだってみんな好んでやっているわけではなく、やはり公共的福祉的な仕事ですから、やらざるを得ないからやむなくやっているもので、それにはやはりいろいろな面で十分な保護という

ものが必要ではないかと思います。一つには人手をふやすということ。これは3年ほど前、北陸の企業で作った保育所でのことですが、この保母さんたちが次々と切迫流産になったことがありました。これを調べてみると、保母一人が受けもつ子供の数が多いうえに、体重のある赤ん坊を抱いたり寝かせたりすることは、妊娠中の保母にとっては非常に問題なのではないかと思われることがあって、人さまの子供の面倒を見ながら、自分の子供を流産させてしまったという悲劇があるわけです。これは物ではないから労働基準法の中の重量物という規定に、はまらないわけです。公立の保育所の規定では子供何人に保母一人というように決まっておりますが、私立ですとそこまでいかない、するとこのような問題がやはりあるわけです。といって、それでは、お母さんは働くのをやめて、自分で育てればいいではないか、ということにはならないわけです。やっぱり働くということは、その人が必要があつて働いているのであるし、働きたくて働いているわけです。まさに選択の自由で、保育所に預けて働き続ける人もいれば、育児休業をとるという人もいて、という形になってくるわけです。そこで育児休業制度は国公立の学校の先生、病院の看護婦、保母さんは法律化されましたが、民間にはまだ普及されておりませんので、やはり公務員のみならず、民間に働いている婦人も利用できるように対象を広げていくための要求なり、行動なりを起こしていかなければいけないし、行政の側でも、もっと積極的にやっていただきたいと思っています。

労働基準法の問題も、労働時間などは、週48時間労働という、戦後30年たった今も少しも変わっていない。発着途上国でも、もう週休2日制をやっているところがあるのにどうということだろう、と女性の側からももっと問題を提起していく。そのためには、先ほどから出ているように、政策決定機関への参加ということが重要なことだと思います。また、私は労働組合の活動の中にも婦人が十分入り込んでいないと思います。婦人は組織化されているかに見えますが、組合費は払っているけれど未組織状態である。このことを私たちはいま反省をしながら、もっと婦人が重要な問題を決定する場に参加するということと、具体的に女の人たちが自分たちの手で資料を作り、問題を提起していくことをやらないで、ただお願いだけしているのでは、問題は進まないのではないかと思います。

樋口 制度の問題についてご意見が出ておりますけれど、せんに詰めれば、どんな制度をつくっていくのにも、それぞれの政策決定の場にわれわれが勇気をもって、あるいは厚かましく出ていくのではないかと、もちろん国会レベルから地域社会など小さなところまで。それは、たとえばPTAなどは、現実には婦人たちが運動がなされているのに、会長だけは男、副会長以下が女、

あるいは三役だけは男、現実その他の活動は女。組合でも女性が大半を占めているのに、執行部は男、ピラ配っているのは女、というのがあらゆる場面にあると思うのです。これは自治会、町内会でも同じであろうと思います。そういう場に、女の側も勇気をもって出ていく、発言する、そして制度を変えさせていく。そういういわば政策決定の場に一人でも多くの婦人が参加していくことに尽きるという結論になってきたようでございます。

そしてまた、男性のあり方も考えていこうということが出ておりました。どうしたら男性を家庭の問題や地域社会に引き込むことができるか、生活の中に引き込むことができるか。これは性別や役割り分担意識というものを、どう変えていくか、ということでもあり、結果としては、これは世界行動計画の中にも、第16に、「男女平等の達成とは、両性とその才能及びその能力を自己の充足と社会全体のために発展させることである。そのためには家庭及び社会の中で両性に伝統的に割り当てられてきた機能及び役割を再検討する必要がある」ということが、行動計画の中にもはっきり述べられております。「私つくる人、ほく食べる人」というコマーシャルの問題もありましたが、これも授業末路のことなのだととらえるのではなく、両性の役割り分担に対する問題の提起の一つと考えられるのではないかと思います。男の子の育て方、あるいは教育制度などについて、それから女自身の甘えという指摘も大きかったわけですが、少し意識の問題に話を移しまして話し合いたいと思います。

相馬 いま制度を変えなければならない、それから変えてもらう、してもらいたいというご意見だったように思いますが、制度改革も自分たちが主権者であれば自分たちの手で変えていくという意識、自分の責任においてするという意識が欠けていて、何かしてもらう、どこかに政府とかというような自分と別個のものがあって、それにしてもらおうという考え方自体、その意識が間違っているのではないかと思います。自分たちがやるのだということは、責任もあるのだということであって、女の立場とか母性の立場だけでない。社会全体のことを考えていかなければならない。そのバランスというものがとかく欠けてしまうので、女の意見だけでは、ということになりがちではないかと思います。世界行動計画を見ましても、ほんとうにイクオールであるということは、権利と機会と責任と、この三者がいつも一体となっているのです。

またこの婦人年の考え方についても、昨日シビラさんのお話にもございましたが、いま世界全体の社会構造が変わってきて、いままでとは全然違った社会に私たちはすでに一步を踏み込んでいる、その新しい条件の中で世界全体がお互いに助け合わなければ、どこの国も一国だけではだめだし、それは男も女も一緒になってやらなければ社会の発展はとっても困難なことであ

る。

従って、社会は男と女によって構成されているのに婦人が、権利を主張することができない、あるいは政策決定の場に婦人がいないというのは、婦人自身にも欠陥があるのではないか。たとえば私の知っている外国人の友だちを見ましても、会社の社長である場合、その会社が変なことをすれば奥さんが黙っていないのです。その点、日本の奥さんというのは黙っていて全然責任をとっておりませんね。国会議員の奥さんだってそうだと思います。必ずしも女の人が国会議員にならなくても、国会議員には奥さんがいるのですから、奥さんがしっかりすればちゃんとすることができる。やはり女が責任をとるということは、何も自分が全部が出ていくということでもなくとも、自分のいる場でどうやって責任をとるかということ、私はこの際どうしても考えていかなければならないと思います。

今までのお話ですと、日本の状態は悪いとこだらけというように聞とえますけれども、日本の婦人の特質というものは、世界ではある程度認めているのですね。その世界で認めている特質というものが一体どこにあるのか、それを全部私たちは捨ててしまっているのか、自分の持っているよさを自分が発見し、自分で自分を作っていくことが重要であると思うのです。

教育の問題でも、教育者がしっかりしてほしい。私は退職した先生方とつき合っていて思うのですが、現職の先生方にももう少し人格的な教育をしてほしいと思います。人間というものは制度だけではおさまらない。それは生きているのであり、血もあるのです。その血もあり肉もある人間には愛情というものがある。その愛情を無視した制度ではしょうがないと思う。その愛情の根源ともいべき母性は非常に大切です。母性の一番大切なものは愛情ではないでしょうか。無条件の愛情、それを自分の子供にだけ与えるのではなくて、さらに社会に向かって、しかも日本の社会ばかりではなく、世界に向かって広げていく、そういった日本の婦人の愛情というものを、もっと広げていただきたいと思います。

そして自分のいる場所で確かに制度を変えなければいけません。政策決定の場にももっと出ていかなければなりません。ある県では長という名がつくのは男でなければいけないという県があるのだそうです。ある県にいきますと、女は「理」を言うな、といまだに言うのです。ところがこの間、私その県に参りまして三カ所講演して歩いたら、一番女の発言が多いのです。男が押えなければならぬくらいしっかり「理」を持っている県だったのです。だからそのうちからもっと力を出して、今いる場所で責任をとっていかうではありませんか。

戦後30年間、法的に与えられた男女平等がどこかにくすぶっているのは、だれの責任なのでしょう。それは男のほうが悪いかもしれませんが、しかしその一半を私たちが背負わなければな

らない。妻として、娘として、母として、自分の立場で政策を決定するような発言をすることはできません。それができるくらいの自信を持っていきたいです。そして社会というものをレベルアップしていかなければならないのです。世界の道義を上げていかなければ、一体だれが責任をとってやるのです。いままでの世界の歴史を見ると、男の方だけにまかしておいたのでは、世界の道義をレベルアップはできないのが現状です。それは女が責任をとらなければならないのではないのでしょうか。私はその意味で、ここにお集まりのみなさんお一人お一人の立場も意識も違うものを持っていると思いますが、一人一人が自分の立場で一歩意識を前進させること、それをしたならば日本はすばらしくなる。そして、それによっていまおっしゃったような制度が変わってくるでしょう。しかし制度が変わってきたときに、それを生かす人間のその質が変わっていなければ、棚からぼた餅でおなかばかりこわしてしまうということになりかねません。それを消化できる人間になることが必要だと思います。

それと意識の改革ということで、私の恩師が常におっしゃったことは、まず知ること、次に知ったことを考えなければならない。考えたことを判断せねばならない。判断したうえで勇気を持たなければならない。いまの日本の社会で勇気がなければ、女なんか何もできません。正しいと思つたらやろうではありませんか。勇気を持ってやるということ、日本の社会は私たちの手で変えていくのです、変えてもらうのではないと思います。

樋口 ありがとうございます。

奥山 本日のこのテーマが、男女平等と社会参加の問題でございます。あらためて社会参加が完全であるかどうか問い直そうとしている段階で、社会の責任を婦人がとれと言われるのは、ちよつと合わないと思います。責任をとれるような社会への参加をどうしていくのかというのが、やはり今日の課題であると考えます。

そういう意味合いにおきまして、私は先ほど一番最初に提起した女の子をどう育てるかという問題で、昨年からは私も、あらためて戦後の女子教育のあり方の問い直しをしております。名づけて女子教育問題研究会というのを始めました。全国に広げて各県段階で婦人部を中心にやっているわけですが、先月、という報告がありました。

中学校の理科の女の先生が理科の実験をした、男女混合グループの実験をやると、女の子はほとんどが手伝いに回っている。マッチをとってくれ、そこから水を汲んできてくれ、という手伝いをやって男の子が主役として実験をやっている。そしてこの実験に対して女の子が拍手喝采

して、あなた、りっぱにできたわねと男の子を一生懸命ほめていているというのです。これではいけないというので、今度は男女別々のグループで同じ実験をやらせました。そうしたら女の子もちゃんと怖がらずに実験をやった。ここに私たちの教育の見通されていた盲点があったように思います、と彼女はそういう報告をしてくれました。

女づくりというのは、女の子はいつも手伝いで、労働の場でも補助労働といわれます。女の労働は男性の労働の補助だ、ここに男がいるのに何で女の私にそんなことを頼むの、という姿勢が女の育て方に位置づいてきた。このことをもう一度見直してみると、私どもが教えるために使っている教科書の内容も、歴史的人物は、歴史を形づくった庶民の動きよりも、えらい層の男社会の、男優先の登場人物が実にたくさん出てくるわけです。これを学ばされて、その一方では、お母さんは毎日家の中のこんなに大へんな仕事をしている。あなた方も少しは手伝わないとね、という教え方をされてしまうと、母親というのは一日これだけの仕事をしなければならないのだ、だとすると家にいなければならないのだ、やはり私も大きくなったら、お嫁にいつて、母親と同じようにしなければいけないのだということになってくる。家の仕事を家族で分担できるものは、どれとどれなのかという教え方をしていくと、子供たちは必ずしも母親がしなくてもいい仕事を発見してくる。うちではお父さんがこういう仕事をしている、というのも出てくる。このことから家庭のあり方の問い直しが生まれてくるわけです。

女の子の教育に対する疑問は、多くのお母さんたちが持っているのではないかと思います。いま家庭科男女共修論というのがあります。これを「男の子にまで家事労働をやらせるのか」という感覚で受けとめる母親もいらつしゃいますが、家庭科というのは、昔の家庭科ではなく、いわゆる家庭管理を含めて家庭像をどのように描いていくか、ということでこれは主婦の仕事だけではありません。世界行動計画の中にあるように、両性のあり方を見きわめるという、この視点がこれからの家庭像の中になければならないでしょう。この未来社会をつくっていく、未来の家庭像というものを考えないで、今日の子供たちに自分たちの生き写しの教育をしてしまっただけではないというのが、私どもの女子の教育をあらためて見直し、考え直す視点でございます。そういうことから言いますと、現在、女の特性とか家庭の主体を持っているのは主婦なのだ、という位置づけで家庭科が構想されているように思うのです。

いま私は女の子づくりの点で申しましたけれども、それと共に、学校教育の中で男の子がどういう位置におかれているかについても、共学だから安心だなどと言わないで、婦人全体が見直して必要があると思います。

よく男の先生は、男女共学の教室で男の子に対しては、「お前たちはこれができなくて、あの

大学に合格できるか」と叱ります。女の子に対しては「まあお前たちは結婚しちゃうのだから、このくらいできていればいい」と言います。これは男女共学ではなくて、男女併学だと思います。男女共学という名の男女差別、別学です。そういう現状から考えますと、未来社会の構想なしでは、いまの教育は成り立たない。そして、私どもが変わると同時に、いま育ちつつある子供たちを私たちと違ひ、ほんとうに男女同じ人間性を持った人間に育て上げるということをもットーにしていかなければならないのではないかと思います。こういう意味で、政府が企画してこういう会議を開催される、これは非常にけっこうです。しかしここで話されたことが、やがて生活に反映する、そういうところまで考えていただきたいと思います。

石井 私は獲得権を大切にしなければならないと思います。民主教育を打ち立てるために、先輩たちがどんなに苦労してきたか。その苦労を私たちが意識の中にうけとめて、それを守っていくことが必要である。そのうえで悪いところはどんどん直していきたいと思います。また参政権行使もとり周年になりますが、獲得するまでの先輩諸師の並々ならぬ努力があったことを、今私たちはしっかりとうけとめておかなければならないと思います。こうした方々のことを考えれば、私たちの一票の行使をどんなに責任を持ってやらなければならないか、だから意識というのは自分一人であるのではなくて、みんなの苦しみ、みんなの訴えを背中に背負いながら、新しい75年を私は生きていると思います。そうした点で、自分の意識も変えながら、政治の変革にも参画してまいりたいと考えております。

春永 私は意識の変革という問題は、婦人一人一人の生きる目標、それがどこにあるか、それによって変わってくるものだと思います。子供に期待している人もおります。またそれを仕事にしている人、あるいは家庭にしている人もおります。その中で、最近よく母子一体という言葉が使われて、子供の甘えは母親が作るんだと言われております。大へん残念ながら、日本は外国にくらべ、しつけという点では本当におくれをとっているのではないかと思います。そういう点で、子供の頃から主体性を持った自立できる人間をつくり上げていくというのは、私たち母親の役割であるし、それから母親にしても、全生命をかけて子供を育て上げたから亡霊のようになってしまい、そういう生き方はどうにもならないと思うのです。さきほども話ができましたが、それはグローバルな国際的な権利にも立てるものであってほしいし、生きる目標も高く、毎日の歩みはその上になって堅実に一步一步踏みしめていく、そういう点で私は意識の変革というものを持っていきたいと思うのです。

職業を持っている婦人にも、申し上げておきたいと思いますが、自分の職場のことはよく知っている、しかしほかのことは一切ノータッチでよくわからない、自分の職場と家庭を往復して、くたびれて一日終わってしまった。そういう生き方ではなく、もっとより深く、より高く、より広い社会があるのだということを十分認識し、そういった意味の社会参加、経済の自立だけではなくて、もっと広い意味での社会参加を全員がしていくというところに、意識の変革というものがあるのだ、ということを申し上げたいと思います。

松浦 先ほど、主権者は自分たちだということを意識すべきであるというお話がありましたが、いま、生活向上に必要と思うことは何か、というアンケートを総理府がやったのをみますと、政治家にしっかり頼むという女性が48.2%あるわけです。ところが婦人の投票率はいま衆議院の選挙あるいは参議院の選挙、地方選挙でも男性を上回っているわけです。そして現在、婦人が一番要望していることは、物価上昇を抑えること、あるいはまた公害をなくすることです。ところが43年、49年の参議院の選挙で、選挙に対して政策指向をしたかどうかということについては、婦人は男性より3%低いのです。従って婦人が要望しても、それを政策に盛りてもらおうというチャンスを逃しているわけです。ですから、主権者は自分であると言うことは、やはり同じような大ぜいの人たちが自分たちの背後にいるのだということを考えて、婦人の一人一人が政治意識に目覚めなければいけない、少数ではだめだということを考えるわけでございます。私は昨年も婦選獲得記念日に街頭に出ました。そして、「きょうは どのような日でしょうか」、「12月17日はどのような日でしょうか」と問いかけました。しかし、それを注目して振り返る方はいませんでした。ところが、「いま物価上昇あるいはインフレ、あるいはまた昨年の物不足、そういうものに苦しんでいるみなさん、これは政治と関係がありますよ」と言いますと、主婦の方は振り返るわけです。しかし、若い方はそんなことは関係ないというような顔をしているわけです。若い方たちは、自分が成年になったとき、自然に選挙権が手にあるわけで、私どもの先輩の多くの方が婦選獲得のために努力したという背景があつて、戦後選挙権を得たのだという意識は全然ないわけです。一票の大切なこと、自分が主権者であるということは忘れているのです。そしていろいろ政府に要求しようとか、あれはつまらないとか言っているわけですが、その前にやはり自分が主権者であるということ、自分が一票持つて政治を変え得るのだ、政策を変え得る決定権は自分の手にあるのだということを、一人一人が国際婦人年、婦選獲得30周年を記念に、意識を新たにしたと思うのでございます。

樋口 今日ここにいろいろな問題が話しあわれておりますが、では一体どのようにして男女平等と社会参加を実現していくか、その運動論というのを、今年を出発点として、働く婦人や主婦など、いろいろ立場が違い女性たちが連帯の接点を見つけて進めていくのか、今年がその始まりの年であると思います。そうした運動の進め方についてどうぞ。

清水 私は自分たちの権利や社会保障の制度を、要求するようになったということは、権利をようやく意識するようになったということで、これは進歩として見るべきだと思います。そしてまた女のあり方、男のあり方、そういうものが問い直されている、これが今年の国際婦人年だということは、やはり人間社会のあり方全体の問い直しをするのだ、ということではないだろうか。そのときに社会の最大の価値基準をどこに置くかということですが、今まで人間の生命とか尊厳というもの大切にしない、ここに一番大きな問題があったのではないだろうか。物の生産とか収入の大きさなどが価値基準を生むということから、女子の子供を産む価値は結局低いところに位置づけられていたのではないか。そうでなくて、人間社会、人間そのものを尊ぶ、そういう社会への価値基準をつくっていくことが最大の課題だと思います。そして母性は愛情だという話もでしたが、私どもはその愛情が育っていくような家庭、職場、社会を作っていくことが大切だと考えています。人間を育てていく、こういう社会をつくっていく中で、初めて差別される者同士がもっと深く、国内的にもさらに国際的にもほんとうに連帯ができるのではないだろうか。そういう力ができたときに、この不正義に対して戦う正義の力に婦人になると思います。

そこで私は最後に提案として、この世界行動計画をうけて、まず私たち一人一人の個人が、自分にとっての行動計画をたてること、10年間の計画をたてていくことだと思います。そして運動をすすめる、団体も団体なりの行動計画を立てていくべきだと思います。

そして政府もやはりそれぞれの立場で、行動計画のプランを持って進んでいくように、私はこれを提案したいと思います。

樋口 ありがとうございます。

多田 私は女の労働の価値というものを、私たち自身が高めていく。たとえば職場で働いている女性の労働の価値が、単調だとか単純だとか、そういったようなことで低く格づけられている。そうしてこのことは、家庭の主婦の家事労働というものがやはり女の仕事ということで、非常に低く価値づけられている、そのことと共通するのではないかと思います。そういう価値をだれが

きめるのか、女の賃金をだれがどこできめるのか、このことをやはり問題にしていかなければいけないし、そのために私たちは労働組合の活動あるいは地域の活動を、地域の主婦のみなさんとも手を携えながらやっていきたいと思います。最後にみなさん、今日話しあったことをお宅に帰られて、ご主人やお子さんにお話ししてくださることで、男性の理解を深めていく、これも私たちの一つの行動だと思います。行動しながら意識の改革というのが、私たちのいまの目標でございます。

樋口 福武先生に発言をいただきたいと思います。

福武 この会議は大へん熱気があふれ、活発な意見が出され、討議がすすまれましたが、先年私たちが調査をやりました日本の現状とは相当な隔りがあるなとしみじみ思いました。今日の議論を聞いておりますと、そういう現実を引き比べてだんだん憂うつになったというわけです。

先ほどふれた国際婦人年記念の意見募集の中に、今年を男女平等元年にしろという意見がございました。別に元年にするかどうかというようなことは問題ではありませんけれど、やはり一つの大きなチャンスであるし、社会それ自体が大きく転換しているときにでございますので——私は今までの日本の経済が私たちが予測もしないほど景気よく伸びてきたために、問題を突きつめる努力も足りなかったのではないかとように思いますが、今後の経済状況が厳しくなるだけに一層みなさんがそれぞれのところで、そういう私を憂うつにするような現実があるということを、念頭に置きながらご活動をいただきたい、それで私の感想とお願いを兼ねさせていただきたいと思います。

樋口 どうもありがとうございました。長い時間にわたっていろいろな立場の方から、いろいろな意見が出てきました。矛盾対立する部分もたくさんあったと思います。でも考えてみますと、今年の国際婦人年ということの一つの意義は、いままであまり顔を合わさることもなかったいろいろな立場の女性が一堂に出会い機会を得たということではないかと思います。その出会いの中で違いというものを明確にさせつつ、なおかつ一緒に手をつないでやっていけることは何だろうか。それをさぐることに、また男女平等と社会参加ということも実現させる道ができてくるのではないかと思います。いわば第一歩の年として、また来年の出会い、再来年の出会い、私たちの地位、男女との係わり、人間としての解放という視点で見つめ合っていきたいと思います。

みなさん、どうもありがとうございました。

(5) 総括講演

「明日にむかって」

国際婦人年世界会議

日本政府首席代表

藤田 たき

最後に話をするということは、とても損なことだと思います。さつきの10人の素晴らしい女性のフォーラムメンバーズ、それから福武先生、そしてまた、素晴らしい司会者の下で、何もかも出尽くしてしまいました。私は本当に何を申し上げていいか、申し上げることはみんな繰り返しにすぎないことになってしまいましたけれども、繰り返すということもまた無駄ではないと、自分自身に言いわけをさせていただいて話をさせていただきたいと思います。

国際連合憲章、世界人権宣言、婦人参政権条約、婦人に対する差別撤廃宣言など、いわゆる国際文書は数々ありますが、その実際化、行動化がすごく遅れている。それではだめだということで、行動するための国際婦人年、行動するための世界行動計画が作られたのです。

十数年前、私が国連に参りました時に、一つの非常に幼稚な文書を手にしました。ニューヨークのバプティスト教会婦人部の人たちが作ったリーフレットでしたが、それは「ホワット・キャン・アイ・ドウ・フオア・ザ・ユナイテッド・ネーションズ?」「国連のために、私は一体何ができるのでしょうか」というのでした。そして同じく幼稚な返事が書かれておりました。「私は国際連合について勉強することができます。私は国際連合のことを子供たちに話すことができます。そして子供たちと国連ゴツゴ遊びをすることができます。私は国際連合協会のために募金をいたしたいと思います。私は国連見学のパーティを年一度計画したいと思います」。はなはだ幼稚ですが、心の温まる言葉で、今なお私の印象に残っています。

次にもつと感動的なことがありました。それはこの頃の新聞に毎日のように出ておりますあのスペインのフランコ総統、あのフランコ総統の独裁政治を悲しんで、富も名声も友人さえも捨てて、ニューヨークからほど遠からぬポートリコに自らを島流しにしたあのチェロの名手、パブロ・カザルスのことですが一彼は、国連の中にも独裁国の代表がいる、一国一党の国々の代表がいる。そんなところで演奏など思いもよらぬ、と言つて、二代目国際連合事務総長ハマーショルドの切なる願いもなかなか聞き入れませんでした。とうとう根負けして、国際連合総会会場（舞台と聴衆の席に模様がえされた）でチェロの演奏をしたのであります。ハマーショルドの国連という

ものは決して一国一党のものでなく、すべての世界のものだという説得が実つた訳です。当時既に80歳をこえておられたパブロ・カザルスは、誠心をこめてチェロを演奏されました。そして申しました。「私は今までかたくなに心を閉じてまいりました。しかしながら、私が国際連合のためにすることができるのは何かと考えた時に、チェロを演奏することだけです。私はこれから世界の国々に行つて、平和のためにチェロを演奏します」と。その後ソビエトにも行かれ、日本にも来られました。非常に感動的な場面でした。

私は、このバプテリスト教会の人たちの例にならつて、私は婦人年のために、婦人の地位向上のために何ができるのか、ということを実際に考えていただきたいと願つてここに参りました。そうしますと、ここにおられた婦人団体の方々が、全て私の言いたいことを言い尽くしてくださつたように思います。

ですけれども、ここにいらつしやつた方々は千差万別のお仕事をしていらつしやる方です。あるいは消費者運動、あるいは住民運動、あるいは政治運動、あるいは平和運動、あるいは労働運動、そういったことをしてられる方々ですから、おのづからニュアンスの違いも無い訳ではありません。私たちの考え方は十人十色、それでいいではないでしょうか。エベレストの頂上をきわめるのにも、よじ登るところの岩壁が違つていていいわけなんです。ただ国際婦人年において何をなすべきか、私はその答えは、やはり婦人年にちなんで、開発、平和、平等という頂きをきわめるのでなければならぬと存じます。

そしてそのため私ども婦人の中に、今なお巢くうところの封建性、社会に対する無関心、甘え、そしてあきらめというものを粉砕しなければならないと思います。総理府が9月14日に発表しました「男女平等に関する世論調査」によりますと、全国20歳以上の男女5千名を無作為に抽出してできたもので、男女の地位に差があるのは当然だと答えた女性は18%、やむを得ないと答えた女性が実に51%、合わせて69%です。総評の山本まき子さんは、働く婦人にとつて、差別は大変なことだ、それなのに一部に激しい怒りがあることは事実であるけれども、全体としてはまだまだ足りないと言われました。先ほど全機同盟の多田さんも、男は大黒柱で、女は………という考え方に甘んじている人が少なくないと言われました。

この総理府世論調査は、さらに結婚や出産を機会にやめることの適否について調査しておりますが、当然だと答えた女性は17%、そしてやむを得ないと答えた女性は61%にも及びました。しかしこのやむを得めと答えた人々に、家事や育児の条件が整えばやめなくなるかどうかということを開きましたときに、やめなくなると答えた人は49%を超えております。ここで私たちは、

やめたいと思つても例えば保育所の不足、周囲の事情でどうしてもやめなければいけない婦人、またどんなみじめな仕事にもかじりついていなければならない多くの婦人が存在していることを忘れてはなりません。

さて、この女性のあきらめ、甘え、そういつたものの根本に横たわるのは、私はここにいらつしやつたみなさま方の多くの方と同じように考えますが、男女の分業論、男社会、女社会の伝統的な考え方に根ざしているのであつて、社会の仕組みというものが間違っているんだ、そこから改めてかからなければならないと思います。多田さんの言われたところの、職場の中にも家の封建性というものを持ち込まれているということ。世界行動計画は、家事の負担を軽減するような社会的に組織されたサービスが設立維持されなければならないとうたっています。そして家庭と子供について、育児と家事は女だけの責任だという迷念を打ち破らなければならない。その社会的迷念を覆えさなければならない、そのためのあらゆる努力をメキシコの行動計画は私どもに呼びかけているのです。

次に私の願いは、これは私の持論ですが、そしてまた行動計画が繰り返して指摘していることですが、政策決定の部門への女子進出のスピードというものが、あまりにも遅いことを私は通感しております。私が20年も前に婦人少年局長の時に、本省の局長は私ただ一人でしたが、今なお同じ状態です。しかも昨日、この華やかな舞台の上に婦人少年局長さんは大臣その他の方々と同列に座つてはいられませんでした。緑の下の方持ちはさんざんなさつたと思いますが。私たちはこの停滞状態というものを乗り切らなければならない。一昨日の新聞でしたか、ザンビアから駐日大使として、若い女性が送られてくるという報道がありました。そして彼女は、「私の国の政府や政党は、婦人団体の勧告をよく受け入れてくれる。女性をおきざりにした一国の発展はあり得ませんからね」と朗らかに話しておりました。考えましょう。なぜ日本には女性の大臣はいないのか。今年メキシコ会議に大臣級の代表を送つてくれと言われたんですが、日本では大臣の職におられたのは、昨日来られた84歳の中山マサさんとすでに亡くなられた近藤鶴代さんだけでした。政府の任命によるところの審議会、調査会等になぜ女の人が少ないのでしょうか。いてもせいぜい一人です。一人では提案しても、その提案をセカンドしてくれる人がいない訳です。職場、労組、政党になぜ女性がチラホラしかいないのでしょうか。なぜ人事院は、法律の附則によつて、女子の受験を拒む職種を掲げているのでしょうか。昨日シビラ夫人は、ソビエトロシアにおける一つの大学で重工業の部門を担当しているところの専任教授が美しい女の人であつた、ということを申されました。この女らしい、美しい、チャーミングな女性を、シビラ夫人は

できたらびん詰めにして、自分が旅行に行く時に各地に持つていつて、「女の人でこんなことが
できるのですよ」と、みせびらかしたいと言つていらつしやいました。日本にもそんなチャーミ
ングで有能な婦人も結構いると思います。数学など女は駄目だと思ひ込まされているだけだと私
は信じます。でも、日本では女性の高等教育への進学率は、今年は男性を上回つているとのこと
です。しかしながらその64%は二年制の短大に行く訳です。また小学校から大学までの教育内
容そのものが、男中心の、男社会のものであります。

こんなことを種々申し上げればきりがありません。そしてまた、おしかりを受けるかもしれま
せん。おまえの言つていることは、あたりまえの女性の解放、草の根の女性の解放でなくて、エ
リート指向型の男女同権論者の言葉だと。私はそれで結構です。やむを得ません。現存する男女
不平等の大きな要因の一つは、女の人たちが政策決定の第一線にいないからです。この間のメキ
シコの会議には女の総理も、大臣も、大統領の最高顧問も続々とやつてきました。そして法の前
の平等、教育訓練、雇用条件の平等、真の母性保護等々の実現には、そういった決定部門に婦人
が半数を占めなければなかなか進まないのだと私は信じております。

ここで私は世界行動計画第27条が、本計画の国内行動を要する主要部分は、第一義的に、各
国政府に対する要求であると述べていることを、みなさん方に思い起こしていただきたいと思ひ
ます。第一義的に、行動計画というものは、政府に対して言われているのです。日本政府は2年
たちますと政策決定部門に、たとえば外交官にこれだけの女の人が任命されたと報告しなければ
なりません。もちろん、行動計画は条約ではありません。批准の必要もなければ、必ず守らな
くてはならないわけでもありません。しかし私たち13名の代表団それに10名の議員さんが顧問
としてついていつてくださつて、133カ国の代表の前、98のNGO、1,500から2,000
に及ぶ報道陣の前で、行動計画にコンセンサスを与え、また西欧諸国が棄権に回つたあのメキシ
コ宣言にも、賛成の一票を投じてきたのであります。一部経済条項に棄権をした箇所はありますが、
とにかく賛成の一票を投じてきました。それに対して、皮肉な人は、あれは日本がせめて婦
人問題ではアメリカ寄りでないということを示したかつたのだと皮肉を言われましたが、私はメ
キシコ宣言は価値のないものではなくて、本当に第三世界、開発途上国の人々の心の叫びである
と思つて喜んで一票を投じてきたわけですから。

私たちは、行動計画をよりどころとしても、またそんなことをしなくても、遠慮なく勇敢に婦
人の地位向上のための施策の要求を政府に対してぶつけなければなりません。ぶつけることが
当然でして、昨日との輝かしい壇上で三木総理、そしてまた、祝辞を述べられた方々が本当に真
剣に私どもがぶつける要求を取り上げ検討し、実施にうつして下さることを望んでやみません。

作日のシンポジウムにおいて、中根千枝さんが、未開時代における女性の地位が、男性に勝るとも劣らぬものであつたと指摘されました。あの時、私はふと平塚雷鳥女史の「原始女性は太陽であつた。いま女性は月である。他によつて生き、他の光によつて輝く病人のような青白い月である。私どもは燃された太陽をいま取り戻さねばならない」との言葉を思い出しました。本当に輝く太陽の存在になりたいと願っています。

最後に私がどうしても申し上げたいのは、そしてこの点もシンポジウムにおいて指摘されたと思いますが、私は日本の女性は男性とともに、というよりも、男性よりもつと目を海外に向けて、国際的視野を拡大してほしいということです。先ごろのメキシコ会議、また数日前閉幕したベルリンにおける国際婦人年世界大会においても同様であつたと思いますが、これら諸会議において、いわゆる開発途上国代表が素晴らしい活躍をいたしております。行動計画並びにメキシコ宣言は雄弁にこのことを物語っております。そして私はこの途上国代表の雄弁の蔭には、幾世紀にもわたつた被侵略国の植民地時代の苦悩、それに対する憤り、そして最近数十年、ようやく解放を勝ち得たにもかかわらず、メキシコ大統領エチェベリアも申されましたように、70%の途上国が、世界収入の30%を享受しているのみであるという（オイルダラーの国は別として）いままなお飢えと貧困に苦しむ途上国の切々たる訴えというものがあつたことを私は忘れることはできません。世界の文盲の数は8億、うち5億は途上国の女だとのことです。先ごろ私が会いましたインドの女性行政官は、人口は殖える一方、文盲退治は追いつかず、文盲の数は今なお殖えていると言っていました。日本からの、その子供にとっては豪華なものだつたと思われたところのプレゼントに、バングラデシュの一少女は、5センチに足りないちびれた鉛筆を、お礼の心で差し出したと先日新聞に書かれておりました。婦人の解放は、貧困と無知、苦痛への闘争を通じてのみ達成されるということを忘れてはならないと、途上国の婦人は申しました。諸国家の権利義務憲章の唱える外国資本の制限、天然資源の国有化、またたとえば国の領土から200海里は、海の底にあるもの、海に浮かぶものすべて我々のものであると叫ぶところの途上国の人々の心情は、決してわからないことではありません。私たち婦人もこうした問題に目を向けなければなりません。

三木総理が今大いに意気どんでおられるところの先進国首脳会議、あいつたものにも近い将来女性が参加、貢献するということが、全く夢物語りでないことを望んでやみません。メキシコ会議の席上、なぜ軍縮会議に女が行つてはいけないのだろう。女が行けばもつと平和への道が近いはずだといつた代表がありました。

メキシコの世界会議の幕は、7月2日深更閉じられました。そのときシビラ夫人は申されまし

た。「いま締まるとびらは明日にむかつて開くとびらである」と。私たちは昨日の華やかな開会式の喜びにひたると同時に、これがお祭り騒ぎに終わつてはならないと思います。

世界行動計画を、メキシコ宣言を、また採択された34の諸決議を、私は、先ほどもどなたかが言われたように、研究し、そして、明日にむかつての、男女平等の真のよき社会建設のためのかぎにしたいと思います。そして生きることそれ自身の解決というものが、それが婦人問題の解決だと、フォーラムの司会者の樋口さんは言われましたが、私は、私どもが真の人間として生きえる明日というものに、希望を持つて進みたいと思います。